

第4期茨川市障害者計画及び
第5期茨川市障害福祉計画
(第1期茨川市障害児福祉計画)



平成30年3月
茨川市

はじめに

渋川市では、「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画」を平成26年度に策定し、ノーマライゼーションの推進を基本理念として、様々な施策を推進して参りました。

この間、国では、「障害者総合支援法」（平成25年4月一部施行）の附則で規定された施行後3年を目途とする見直しについて審議を行い、今後の取組について報告書を取りまとめました。報告書を踏まえ、障害のある人の生活と就労に対する支援の一層の充実を改正内容とする「障害者総合支援法」及び障害のある児童への支援のニーズの多様化に対してきめ細かく対応するための支援の拡充を改正内容とする「児童福祉法」が



平成28年6月に公布され、平成30年4月に施行されます。

また、平成28年7月、障害者支援施設に元職員である男性が侵入し、多数の入所者等を斬りつける痛ましい事件が発生しました。この事件は、障害のある人への一方的かつ身勝手な偏見や差別意識が背景となって引き起こされたものと考えられ、共生社会の実現とそのため理解促進の重要性が改めて認識されました。

こうした中、渋川市では、国の動向等を踏まえ平成30年度から平成32年度までを期間とする「第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画（第1期渋川市障害児福祉計画）」を策定しました。

この計画では、すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現を基本理念として、地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまちを目指します。

また、3年間で実施すべき障害施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、渋川市の実情に即した障害福祉サービスなどの必要見込量やその具体的な取組を示し、共生社会の実現に向けて、保健・福祉・労働・教育などの幅広い関係者が連携し、市民の皆さまと共に障害福祉の充実を図って参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力賜りました関係者の皆さまに対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

平成30年3月

渋川市長 高木 勉

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	5
第4節 障害者（障害のある人）の定義	5
第5節 計画の背景	6
第2章 洪川市の障害者を取り巻く現状	10
第1節 総人口等の推移	10
第2節 障害者数の推移	12
第3節 各基本目標に関連するアンケート調査結果	16
第3章 計画の基本的な考え方	37
第1節 基本理念と基本目標	37
第2節 基本的な取組姿勢	39
第3節 施策の体系	40

第2部 障害者計画

第1章 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現	43
第1節 お互いの理解の促進	43
第2節 意思疎通支援の充実	45
第3節 権利擁護及び差別の解消の推進	47
第4節 障害者の虐待防止	49
第5節 福祉教育の充実と交流教育の推進	50
第6節 NPO・ボランティア活動及び障害者団体の支援	51
第2章 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育	53
第1節 就学前療育の充実	53
第2節 教育の充実	55
第3章 働く喜びに満ちた就労機会の拡大	57
第1節 雇用の促進と安定	57
第2節 就労機会の拡大	59
第4章 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービス	60
第1節 相談・情報提供体制の整備	60
第2節 障害福祉サービス等の充実	61
第3節 生活安定施策の充実	63
第4節 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	64

第5章 健やかで安心して暮らせる保健・医療	65
第1節 早期発見・早期療育体制の整備	65
第2節 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成	67
第3節 難病患者及び在宅重度障害者への支援	68
第6章 人にやさしい快適なまちづくり	69
第1節 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	69
第2節 交通・移動手段の整備充実	70
第3節 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）	71

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 施策の体系	73
第1節 計画の体系	73
第2節 サービスの内容	74
第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本目標	76
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行	76
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	77
第3節 地域生活支援拠点等の整備	78
第4節 福祉施設から一般就労への移行	79
第5節 障害児支援の提供体制の整備等	80
第3章 障害福祉サービス等の利用実績と第5期における見込量	81
第1節 訪問系サービス	81
第2節 日中活動系サービス	83
第3節 居住系サービス	88
第4節 計画相談支援・地域相談支援	90
第5節 障害児支援	92
第6節 その他のサービス	96
第4章 地域生活支援事業の利用実績と第5期における見込量	97
第1節 理解促進研修・啓発事業	97
第2節 自発的活動支援事業	99
第3節 相談支援事業	100
第4節 成年後見制度利用支援事業	103
第5節 成年後見制度法人後見支援事業	104
第6節 意思疎通支援事業	105
第7節 日常生活用具給付事業	107
第8節 手話奉仕員養成研修事業	109
第9節 移動支援事業	111
第10節 地域活動支援センター	112
第11節 その他の事業	114

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進	115
第1節 計画の周知	115
第2節 計画の推進体制の確立	115
第3節 国・県・近隣市町村との連携	115
第4節 障害者の障害者施策への参加	115
第5節 計画の達成状況の点検及び評価	116

資料編

1 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定概要	117
2 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定懇話会設置要綱	118
3 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定委員会設置要綱	120
4 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定の経過	122
5 事業一覧	125
6 第3期障害者計画期間に拡充等してきた事業例	130
7 市内の福祉施設及び指定避難所（障害者対応）	131
8 障害者団体の紹介	139
9 用語集	143

本書を読むに当たっての注意事項

■本書に記載されている用語について

本文中に「*」が記載されている用語については、解説を資料編用語集に記載しています。

■障害者の定義と障害者に関する統計について

障害者基本法で規定している障害者の定義では、「身体障害*、知的障害*、精神障害*（発達障害*を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定めています。

しかし、障害者に関する統計については障害者全体の把握が難しいため、障害者手帳所持者を対象に分析しています。

■障害福祉計画の見込量の単位について

サービス見込量は、サービスごとの各年度末における1か月当たりの量を見込んだものです。

「人／月」 月間の実利用者数

「時間／月」 月間の延べサービス利用時間

「人日／月」 「月間の実利用者数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」で算出される延べサービス量

（例えば10人が1か月に平均して20日利用する場合、200人日／月となります。）

■元号の表記について

本計画は平成30年3月に作成したため、和暦は全て「平成」で記載しております。平成31年に御確認の際は、読み替えて御覧ください。

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

渋川市では、平成27年3月に「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画」を策定し、「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとし、すべての人々が疎外されることなく社会の構成員として、共に生き共に支え合う地域社会を目指してきました。

国では、平成19年に国連総会において障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）に署名後、批准に向けて障害福祉に係る国内法の整備を進めてきました。主なものとして、平成23年の改正障害者基本法の施行、平成24年の障害者自立支援法の改正（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に改称）、平成25年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正など、様々な国内法の整備を進めて、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、同年2月から障害者権利条約が効力を生ずることとなりました。

また、国は、平成25年9月に障害者施策の基本的な考え方や具体的な取組が示された「障害者基本計画（第3次）（平成25年度～平成29年度）」を策定し、障害の有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加への支援等のための施策の推進を図っています。平成29年には、市町村障害福祉計画を策定するための、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が改正されました。

この度、両計画の計画期間が満了することに伴い、障害者施策及び障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定める「第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画（第1期渋川市障害児福祉計画）（以下3つの計画を「本計画」という。）」を策定するものです。

また、策定に当たっては、市民の方々をメンバーとする策定懇話会及び関係各課の職員をメンバーとする策定委員会を設置し、検討を進めました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」、障害者総合支援法の第88条で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

また、上位計画の「渋川市総合計画（平成30年度～39年度）」での障害者福祉分野の個別計画や「地域福祉計画」その他の障害者等の福祉に関する事項を定める計画と整合性を図った上で策定しました。

<p>障害者計画</p>	<p>障害者の自立及び社会参加の支援等のための障害者施策に関する基本的事項と具体的施策を定めています。</p> <p>○これまでの計画策定 第1期障害者計画（H19～H23） 第2期障害者計画（H24～H26） 第3期障害者計画（H27～H29）</p>
<p>障害福祉計画</p>	<p>障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量について定めています。</p> <p>○これまでの計画策定 第1期障害福祉計画（H18～H20） 第2期障害福祉計画（H21～H23） 第3期障害福祉計画（H24～H26） 第4期障害福祉計画（H27～H29）</p>
<p>障害児福祉計画</p>	<p>障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標及び指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量について定めています。</p>

◇障害者基本法（障害者基本計画等）

第十一条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（以下省略）

◇障害者総合支援法（市町村障害福祉計画）

第八十八条（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（以下省略）

◇児童福祉法（障害児福祉計画）

第三十三条の二十（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成しなければならない
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
(以下省略)



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。

H 24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35年度 (2023)
渋川市障害者計画 (第2期)			渋川市障害者計画 (第3期)			渋川市障害者計画 (第4期)					
渋川市障害福祉計画 (第3期)			渋川市障害福祉計画 (第4期)			渋川市障害福祉計画 (第5期)					
						渋川市障害児 福祉計画(第1期)					
渋川市総合計画 (H20～H29) 前期基本計画 (H20～H24) 後期基本計画 (H25～H29)						渋川市総合計画 (H30～H39) 前期基本計画 (H30～H34) 後期基本計画 (H35～H39)					
渋川市地域福祉計画(H26～H35)											

第4節 障害者（障害のある人）の定義

障害者計画における障害者（障害のある人）は、障害者基本法第2条の規定で定義されているとおりです。

ただし、障害者計画の具体的な事業及び障害福祉計画における障害者（障害のある人）は、個別の法令等の規定によります。

◇障害者基本法 （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第5節 計画の背景

(1) 障害者施策に関する主な国の動き

平成18年4月「障害者自立支援法」一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額を応益負担に変更
平成18年10月「障害者自立支援法」全面施行	<ul style="list-style-type: none"> ・3障害（身体・知的・精神）のサービスを一元化 ・精神障害*者をサービスの対象に追加 ・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入等
平成19年4月「障害者基本法」改正法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障害者計画の策定義務化
平成19年9月「障害者の権利に関する条約」に署名	<ul style="list-style-type: none"> ・内容（全50条） 障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利を実現するための措置等の規定 ⇒ ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮*の否定を含む）を禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が社会に参加し、包容されることを促進 ・条約の実施を監視する枠組みを設置等
平成21年12月「障がい者制度改革推進本部」設置	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を実施
平成22年12月「障害者自立支援法」改正法の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害*が障害者自立支援法の対象になることを明確化
平成23年8月「障害者基本法」改正法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の定義の見直し（社会モデルや制度の谷間等も規定） ・基本原則を地域社会における共生等、差別の禁止、国際協調に規定
平成23年10月「障害者自立支援法」改正法の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における自立した生活のための支援の充実 ・グループホーム、ケアホーム利用の際の助成を創設 ・重度の視覚障害者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設

(つづき)

平成24年4月「障害者自立支援法」改正法の全面施行	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の応益負担を見直し、応能負担が原則であると明確化 ・相談支援の充実（基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会を法律上位づけ等） ・障害児支援の強化（障害種別の障害児施設（退所・入所）を一元化、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等）
平成24年10月「障害者虐待防止法」施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する虐待の禁止 ・障害者虐待の予防及び早期発見、その他障害者虐待防止等に関する国等の責務を規定 ・障害者虐待を受けた障害者に対する保護者及び自立支援のための措置 ・養護者に対する支援のための措置
平成25年4月「障害者総合支援法」一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法から法律名を変更 ・改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し「自立」の代わりに新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記 ・基本理念を創設 ・障害者の範囲に難病*を追加 ・地域生活支援事業の追加（障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等） ・サービス基盤の計画的整備（基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化等）
平成25年4月「障害者優先調達推進法」施行	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進等 ・障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を規定
平成26年1月「障害者の権利に関する条約」を批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利を実現するための措置を規定等
平成26年4月「障害者総合支援法」全面施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分を障害支援区分に変更 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化 ・地域移行支援の対象拡大
平成28年4月「障害者差別解消法」施行	<ul style="list-style-type: none"> ・差別を解消するための措置（不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供）等を規定し、差別の解消を推進 ・差別を解消するための支援措置（相談、紛争解決、普及・啓発）等を規定

(つづき)

平成28年4月「障害者雇用促進法」改正法の一部施行
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・障害者が職場で働くに当たっての支援を改善するための措置（合理的配慮の提供）を義務化
平成28年5月「成年後見制度*利用促進法」施行
<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、国の責務、基本方針等を規定 ・成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
<ul style="list-style-type: none"> ・一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会の実現
平成28年8月「発達障害者支援法」改正法の一部施行
<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に関する基本理念の新設 ・発達障害者の早期発見 ・学校教育の支援、就労の支援等の自立及び社会参加のための全般にわたる支援の推進
平成30年4月「障害者総合支援法」改正法の施行
<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助及び就労定着支援の新設、重度訪問介護の訪問先の拡大 ・高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し
平成30年4月「児童福祉法」改正法の一部施行
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型発達支援の新設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大 ・市町村障害児福祉計画の策定義務化 ・医療的ケアを要する障害児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進
平成30年4月「障害者雇用促進法」改正法の全面施行
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加等の措置

※表内の法律名称については一部略称名で記載しています。

「障害者虐待防止法」…障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

「障害者総合支援法」…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

「障害者優先調達推進法」…国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

「障害者差別解消法」…障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害者雇用促進法」…障害者の雇用の促進等に関する法律

「成年後見制度利用促進法」…成年後見制度の利用の促進に関する法律

(2) 渋川市の関係例規一覧

例規名称	制定年月日
渋川市地域活動支援センター*かえでの園条例	平成18年 2月20日
渋川市心身障害者扶養共済制度加入者負担金徴収規則	平成18年 2月20日
渋川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則	平成18年 4月 1日
渋川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則	平成24年 4月 1日
渋川市児童福祉法施行細則	平成25年 4月 1日
渋川市知的障害*者福祉法施行細則	平成26年10月 1日
渋川市身体障害*者福祉法施行細則	平成26年10月 1日
渋川市手話言語条例	平成29年 4月 1日

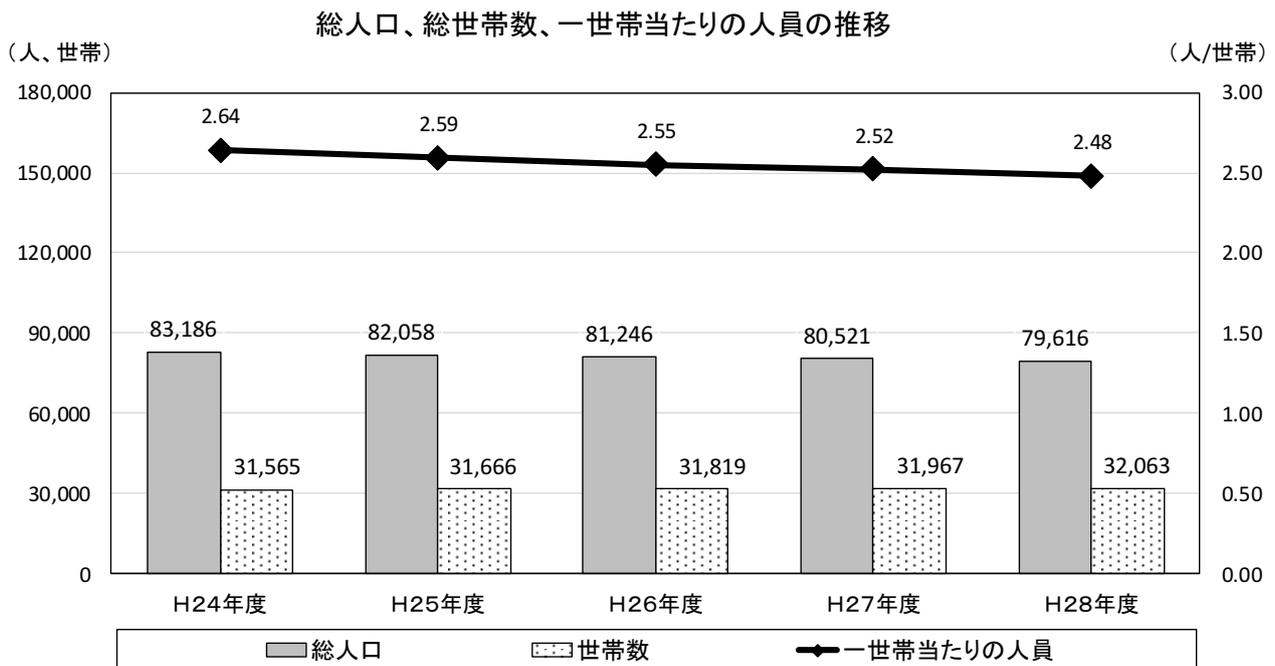


第2章 渋川市の障害者を取り巻く現状

第1節 総人口等の推移

(1) 総人口と総世帯数の推移

渋川市の総人口は、平成24年度から平成28年度にかけて一貫して減少しており、平成28年度では79,616人となっています。一方、総世帯数は微増の傾向にあり、平成28年度で32,063世帯となっています。人口の減少及び世帯数の増加に伴い一世帯当たりの人員は年々減少しており、平成28年度では2.48人となっています。



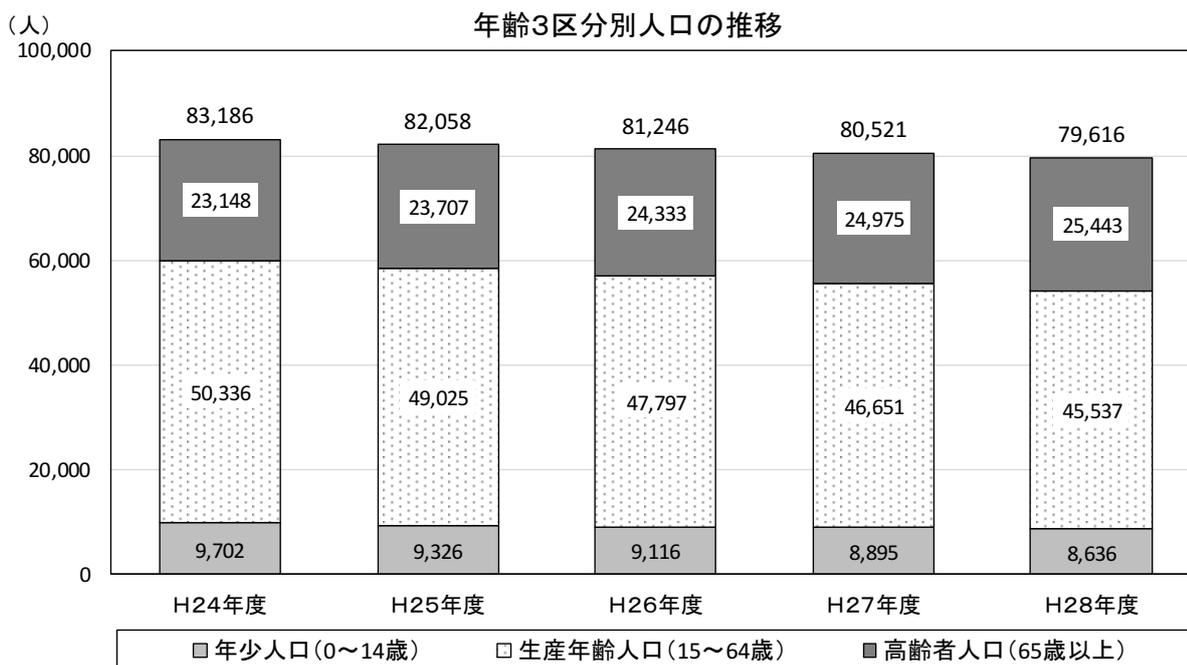
(単位：人、世帯、人/世帯)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	伸び率 (H24→H28)
総人口	83,186	82,058	81,246	80,521	79,616	△4.3%
総世帯数	31,565	31,666	31,819	31,967	32,063	1.6%
一世帯当たりの人員	2.64	2.59	2.55	2.52	2.48	△6.1%

資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口（年少人口・生産年齢人口・高齢者人口）の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、平成24年度から平成28年度で伸び率は9.9%となっており、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は32.0%となっています。



(単位：人)

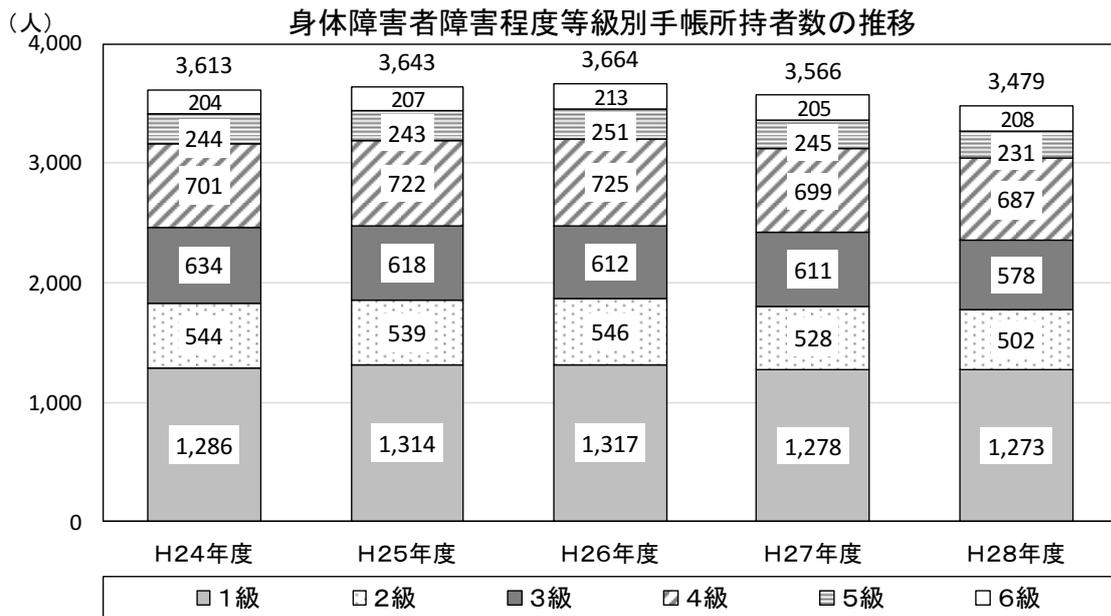
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	伸び率 (H24→H28)
年少人口 (0~14歳)	9,702	9,326	9,116	8,895	8,636	△11.0%
	11.7%	11.4%	11.2%	11.1%	10.8%	
生産年齢人口 (15~64歳)	50,336	49,025	47,797	46,651	45,537	△9.5%
	60.5%	59.7%	58.8%	57.9%	57.2%	
高齢者人口 (65歳以上)	23,148	23,707	24,333	24,975	25,443	9.9%
	27.8%	28.9%	30.0%	31.0%	32.0%	

資料：住民基本台帳（各年度3月末時点）

第2節 障害者数の推移

(1) 身体障害者障害程度等級別手帳所持者数の推移

身体障害者手帳*所持者数は、平成26年度の3,664人をピークに減少しており、平成28年度には3,479人となっています。



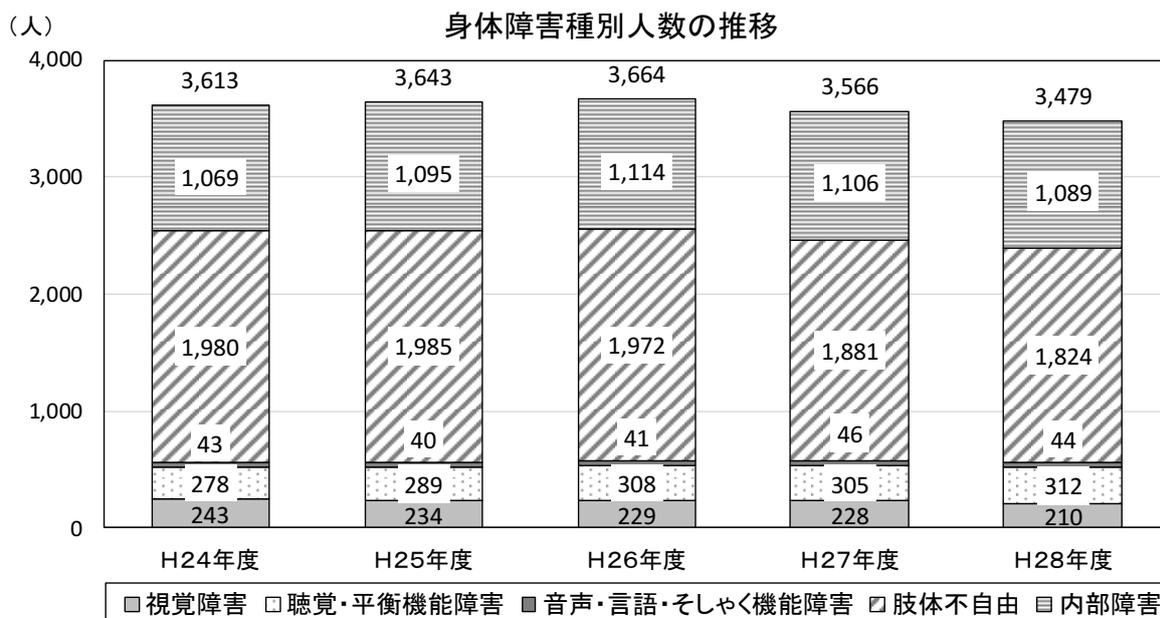
(単位：人)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	伸び率 (H24→H28)
合 計		3,613	3,643	3,664	3,566	3,479	△3.7%
等 級	1級	1,286 35.6%	1,314 36.0%	1,317 35.9%	1,278 35.8%	1,273 36.6%	△1.0%
	2級	544 15.1%	539 14.8%	546 14.9%	528 14.8%	502 14.4%	△7.7%
	3級	634 17.5%	618 17.0%	612 16.7%	611 17.1%	578 16.6%	△8.8%
	4級	701 19.4%	722 19.8%	725 19.8%	699 19.6%	687 19.8%	△2.0%
	5級	244 6.8%	243 6.7%	251 6.9%	245 6.9%	231 6.6%	△5.3%
	6級	204 5.6%	207 5.7%	213 5.8%	205 5.8%	208 6.0%	2.0%

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

(2) 身体障害種別人数の推移

身体障害の種別は、平成28年度では「肢体不自由」が52.4%で半数以上の割合を占めています。「内部障害」も31.3%と多く、両項目の合計は83.7%と大半の割合を占めています。



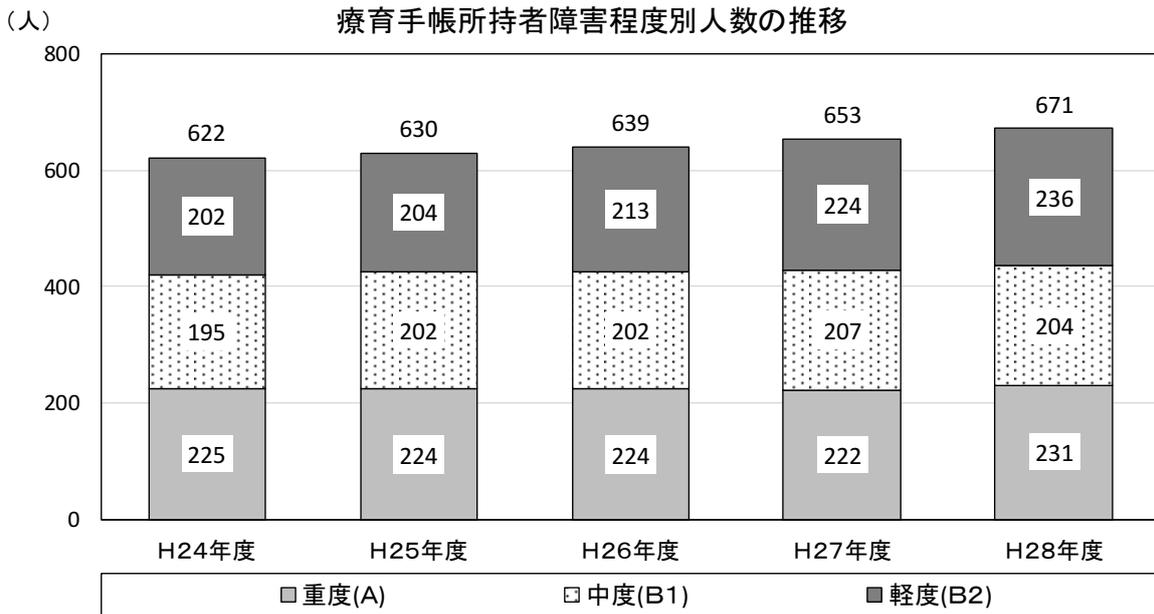
(単位：人)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	伸び率 (H24→H28)
合計		3,613	3,643	3,664	3,566	3,479	△3.7%
障害の種別	視覚障害	243 6.7%	234 6.4%	229 6.3%	228 6.4%	210 6.0%	△13.6%
	聴覚・平衡機能障害	278 7.7%	289 7.9%	308 8.4%	305 8.6%	312 9.0%	12.2%
	音声・言語・そしゃく機能障害	43 1.2%	40 1.1%	41 1.1%	46 1.3%	44 1.3%	2.3%
	肢体不自由	1,980 54.8%	1,985 54.5%	1,972 53.8%	1,881 52.7%	1,824 52.4%	△7.9%
	内部障害	1,069 29.6%	1,095 30.1%	1,114 30.4%	1,106 31.0%	1,089 31.3%	1.9%

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

(3) 療育手帳*所持者障害程度等級別人数の推移

療育手帳所持者数は、平成28年度で671人となっており、平成24年度に比べて7.9%の増加となっています。等級別で見ると、いずれの等級においても人数は増加しています。また、いずれの等級も約30%の構成比となっており、大きな偏りはみられません。



() 内は療育手帳の区分表記を示す。

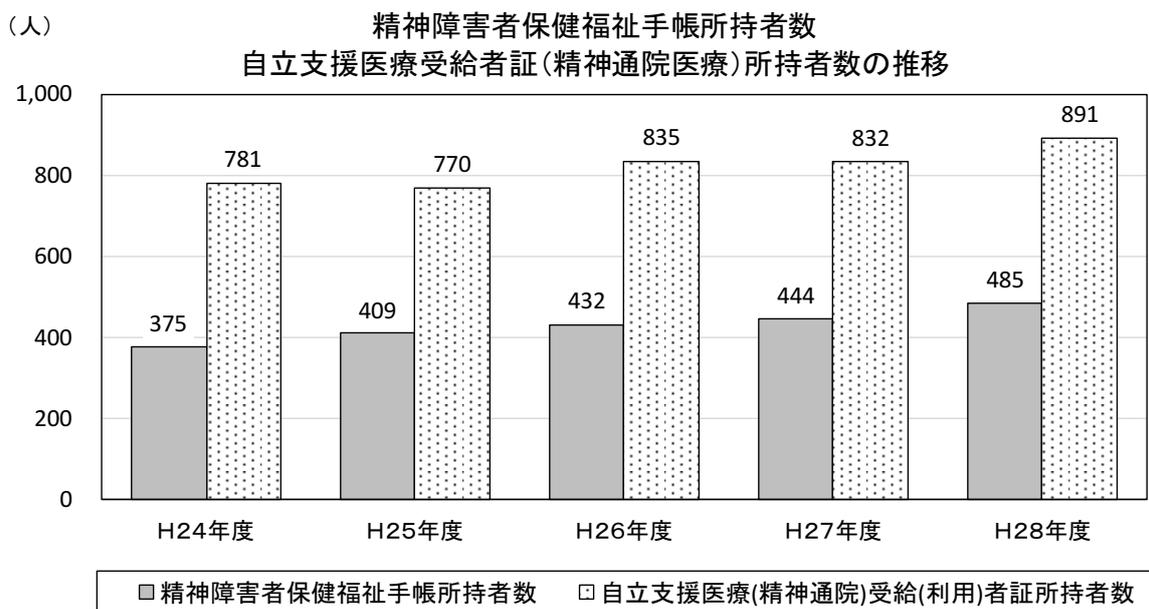
(単位：人)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	伸び率 (H24→H28)
合 計		622	630	639	653	671	7.9%
等 級	重度 (A)	225	224	224	222	231	2.7%
		36.2%	35.5%	35.1%	34.0%	34.4%	
	中度 (B1)	195	202	202	207	204	4.6%
		31.3%	32.1%	31.6%	31.7%	30.4%	
	軽度 (B2)	202	204	213	224	236	16.8%
		32.5%	32.4%	33.3%	34.3%	35.2%	

資料：福祉行政報告例（各年度3月末時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳*所持者数等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度で485人となっており、平成24年度と比べて29.3%の増加となっています。また、自立支援医療受給者証(精神通院医療)*所持者数も同様に増加しており、平成28年度では891人で平成24年度と比べて14.1%の増加となっています。



(単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	伸び率 (H24→H28)
精神障害者保健福祉手帳所持者数	375	409	432	444	485	29.3%
自立支援医療受給者証 (精神通院医療)所持者数	781	770	835	832	891	14.1%

資料：「精神障害者保健福祉手帳所持者数」…福祉行政報告例（各年度3月末時点）

「自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者数」…社会福祉課

第3節 各基本目標に関連するアンケート調査結果

(1) 調査概要（渋川市障害者計画及び障害福祉計画策定に係るアンケート調査）

①調査の目的

平成29年度に計画の最終年度を迎える「渋川市障害者計画」と「渋川市障害福祉計画」の見直しにあたり、障害者を取り巻く課題や障害者のニーズや要望などを把握し、計画見直しの基礎資料とするために実施しました。

②調査の対象者

調査区分	対象
①身体障害者	身体障害者手帳所持者 500 人
②知的障害者	療育手帳所持者 600 人
③精神障害者	精神障害者保健福祉手帳所持者 400 人
④その他の市民	渋川市在住で 20 歳以上のその他の市民男女 500 人
⑤障害者団体	市内で活動する障害者団体 11 団体
⑥障害福祉サービス提供事業所	渋川市の障害者の利用実績がある事業所 158 事業所

③調査方法と実施期間

調査方法：郵送配布、郵送回収

前回調査：平成28年9月30日～平成28年10月21日

④回収結果

調査区分	配布件数	回収件数	回収率
①身体障害者	500	247	49.4%
②知的障害者	600	261	43.5%
③精神障害者	400	167	41.8%
④その他の市民	500	213	42.6%
⑤障害者団体	11	10	90.9%
⑥障害福祉サービス提供事業所	158	125	79.1%
全体計	2,169	1,023	47.2%

⑤前回調査（平成25年度実施）

前回調査は、平成25年9月18日～平成25年10月4日の期間で実施しました。また、調査区分は、今回調査と同じとなっています。

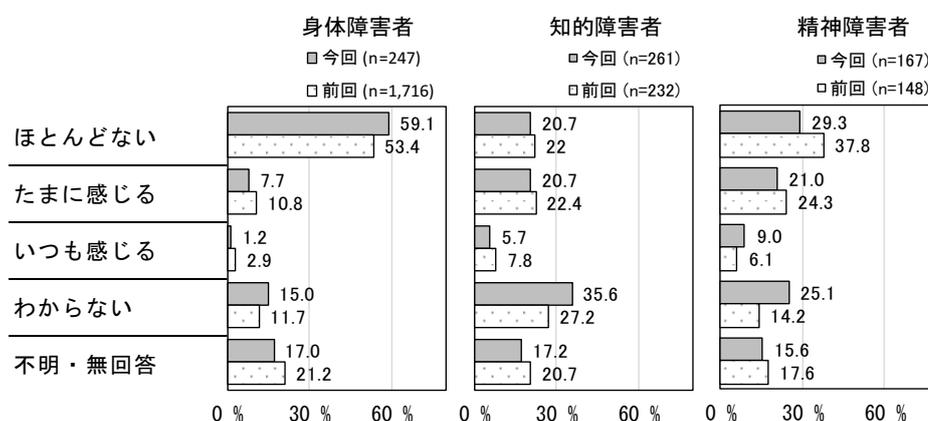
(2)「基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現」関連

○差別や人権侵害を感じること

(障害者対象アンケート調査結果)

差別や人権侵害を感じることの有無について、「たまに感じる」と「いつも感じる」を合わせた『感じる』の割合は、身体障害者が8.9%であるのに対して、知的障害者が26.4%、精神障害者が30.0%で高くなっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、精神障害者では、「ほとんどない」が8.5ポイント減少しています。

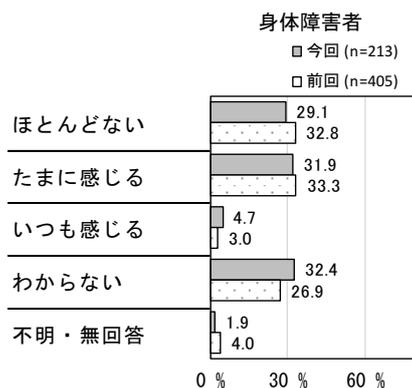


○障害者に対する差別や人権侵害を感じること

(その他の市民対象アンケート調査結果)

障害者に対する差別や人権侵害を感じることはあるかについては、「たまに感じる」と「いつも感じる」を合わせた『感じる』の割合は36.6%となっています。

平成25年度の前回調査とほぼ同様の傾向となっています。



○差別や人権侵害を感じる時

(障害者対象及びその他の市民対象アンケート調査結果)

障害者が差別や人権侵害を感じる時は、各種別とも共通して割合が高い項目として、「仕事や収入」「隣近所のつきあい」「街角での人の視線」の3項目が挙げられます。平成25年度の前回調査結果と同様の項目が上位となっています。

その他の市民が差別や人権侵害を感じる時は、「仕事や収入」が59.0%で最も高く、次いで「街角での視線」が30.8%、「道路や建物の整備」の17.9%となっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、「仕事や収入」が11.4ポイント増加しています。

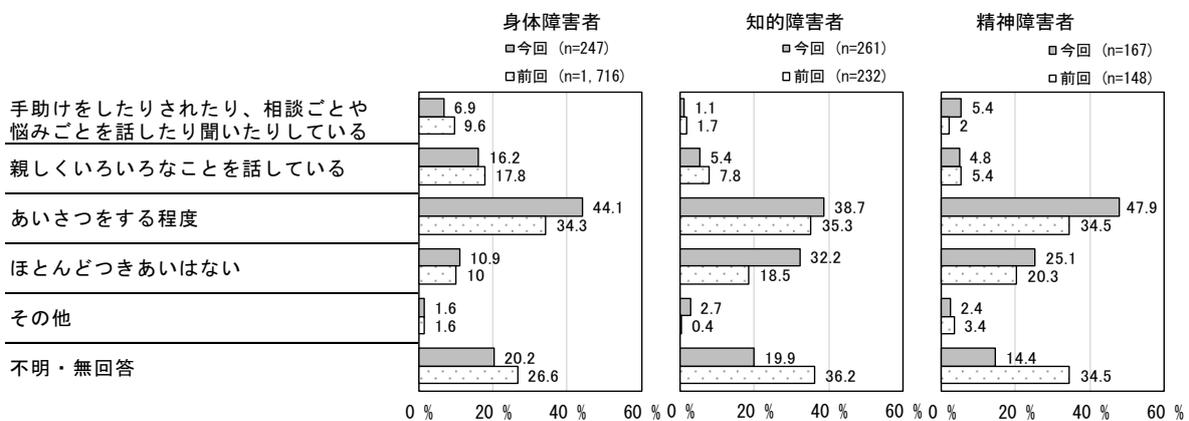
【複数回答】

		1位	2位	3位	4位	5位	
身体障害者	今回 (n=22)	隣近所のつきあい	・街角での人の視線 ・店などでの対応態度		・仕事や収入 ・地域行事・地域活動		
		31.8%	18.2%		13.6%		
	前回 (n=235)	街角での人の視線	隣近所のつきあい	仕事や収入	道路や建物の整備	交通機関の利用	
		23.8%	22.1%	19.6%	15.7%	14.0%	
知的障害者	今回 (n=69)	街角での人の視線	仕事や収入	隣近所のつきあい	地域行事・地域活動	・教育の機会 ・店などでの対応態度	
		44.9%	30.4%	23.2%	14.5%	11.6%	
	前回 (n=70)	街角での人の視線	仕事や収入	地域行事・地域活動	隣近所のつきあい	店などでの対応態度	
		52.9%	35.7%	17.1%	14.3%	12.9%	
精神障害者	今回 (n=50)	仕事や収入	隣近所のつきあい	街角での人の視線	・店などでの対応態度 ・交通機関の利用		
		44.0%	28.0%	20.0%	12.0%		
	前回 (n=45)	隣近所のつきあい	仕事や収入	福祉関係従事者の対応	街角での人の視線	地域行事・地域活動	
		46.7%	40.0%	24.4%	20.0%	11.1%	
その他の市民	今回 (n=78)	仕事や収入	街角での人の視線	道路や建物の整備	・教育の機会 ・隣近所のつきあい		
		59.0%	30.8%	17.9%	12.8%		
	前回 (n=147)	仕事や収入	街角での人の視線	道路や建物の整備	隣近所のつきあい	交通機関の利用	
		47.6%	36.7%	34.0%	20.4%	10.2%	

○隣近所の人とのつきあい方
(障害者対象アンケート調査結果)

隣近所の人とのつきあい方は、各種別とも「あいさつをする程度」が最も高くなっています。また、身体障害者で次いで高いのが、「親しくいろいろなことを話している」の16.2%で、他の種別に比べて高くなっています。知的障害者と精神障害者では、「ほとんどつきあいが無い」がそれぞれ32.2%と25.1%で高くなっており、日常的にあまり地域とコミュニケーションが図れていないことがうかがえます。

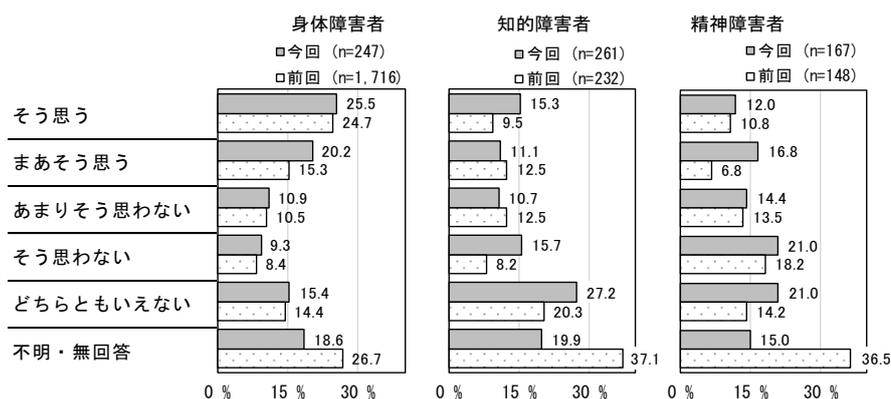
平成25年度の前回調査結果と比較すると、各種別とも「あいさつをする程度」の割合が増加しています。



○地域の人の支え
(障害者対象アンケート調査結果)

隣近所の人に支えられていると思うかについては、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた『思う』の割合は、身体障害者で45.7%、知的障害者で26.4%、精神障害者で28.8%となっており、身体障害者が他の種別に比べて、高くなっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、各種とも『思う』の割合が増加しています。



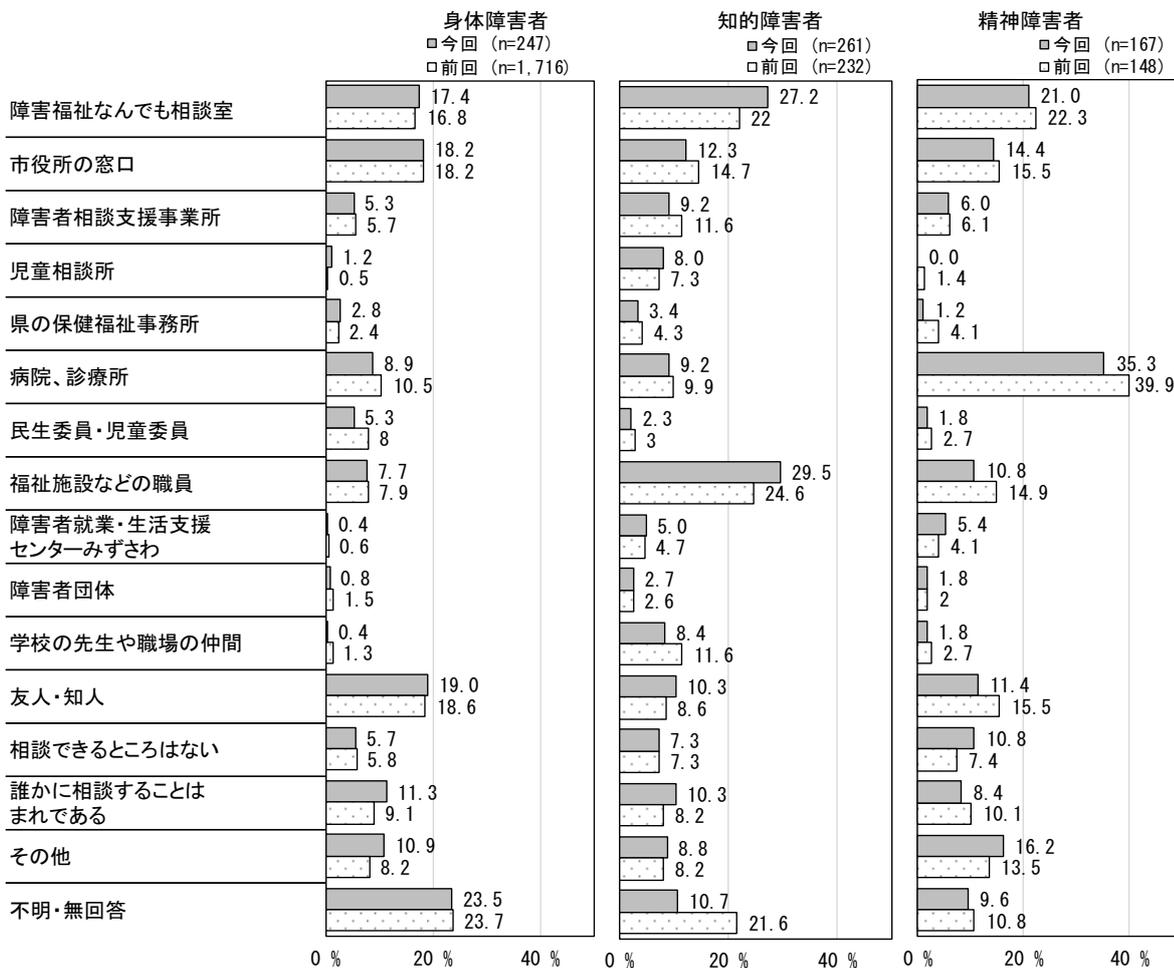
○虐待を受けたときに相談するところ

(障害者対象アンケート調査結果)

虐待を受けた場合の相談先について、身体障害者では「友人・知人」が19.0%と最も高く、知的障害者では「福祉施設などの職員」が29.5%と最も高く、精神障害者では「病院、診療所」が35.3%と最も高くなっています。

平成25年度の前回調査結果とほぼ同様の傾向となっています。

【複数回答】

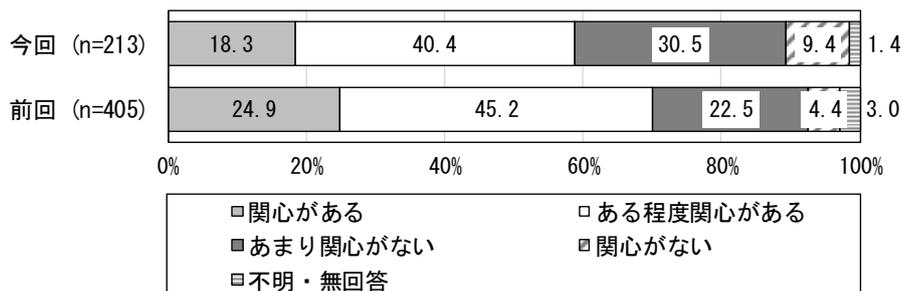


○ボランティア活動への関心

(その他の市民対象アンケート調査結果)

ボランティア活動への関心については、「関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』の割合は58.7%となっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、『関心がある』が11.4ポイント減少しています。



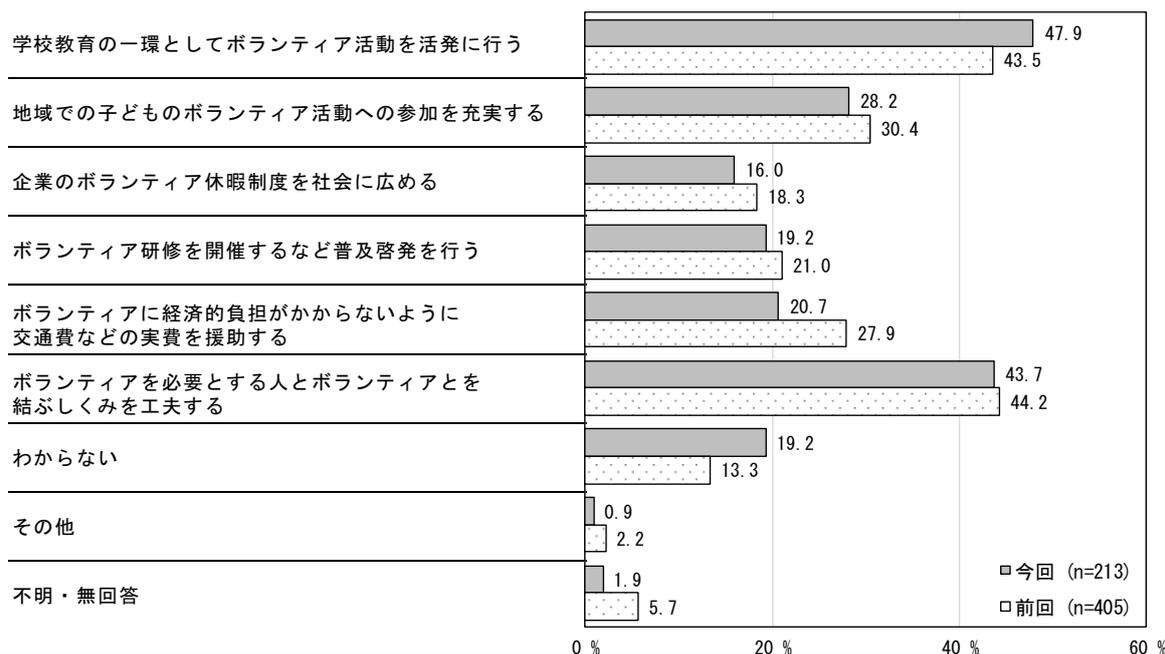
○ボランティアの輪を広げていくために大切なこと

(その他の市民対象アンケート調査結果)

ボランティアの輪を広めるために必要なことについては「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が47.9%で最も高く、次いで「ボランティアを必要とする人とボランティアとを結ぶしくみを工夫する」が43.7%、「地域での子どものボランティア活動への参加を充実する」が28.2%となっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が4.4ポイント増加しています。

【複数回答】



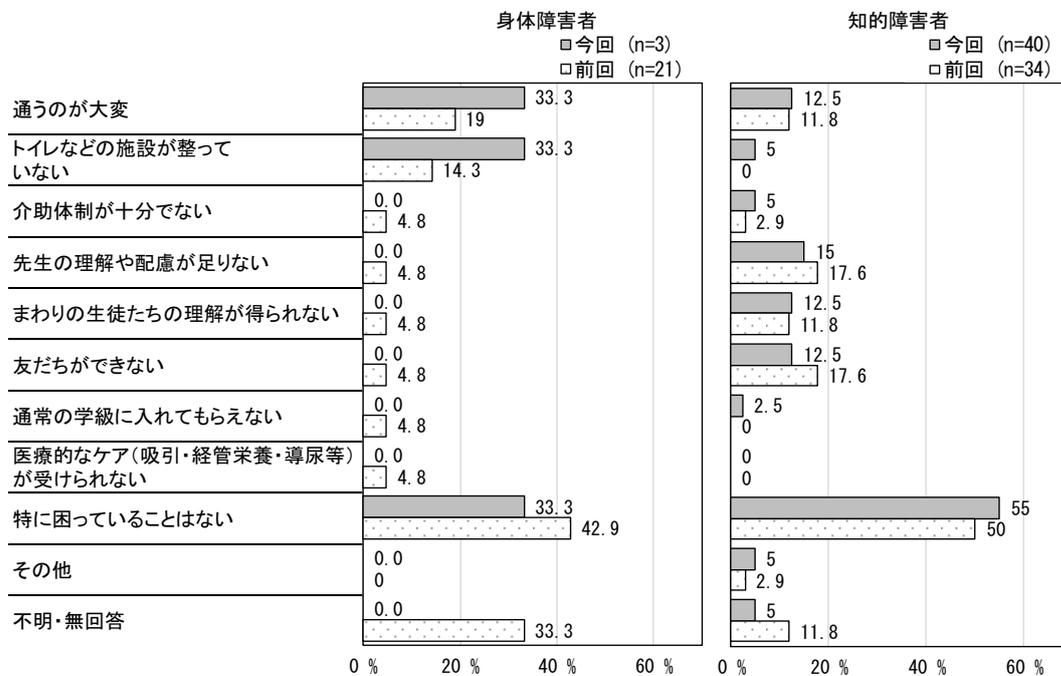
(3)「基本目標2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育」関連

○幼稚園や学校などで困ること

(障害者対象アンケート調査結果)

障害のある子どもが、幼稚園や学校などに通っていて困ることについて、身体障害者では「通うのが大変」「トイレなどの施設が整っていない」「特に困っていることはない」がともに 33.3%となっています。知的障害者では、「特に困っていることはない」が 55.0%で最も高く、次いで、「先生の理解や配慮が足りない」が 15.0%となっています。平成25年度の調査結果とほぼ同様の回答結果となっています。

【複数回答】

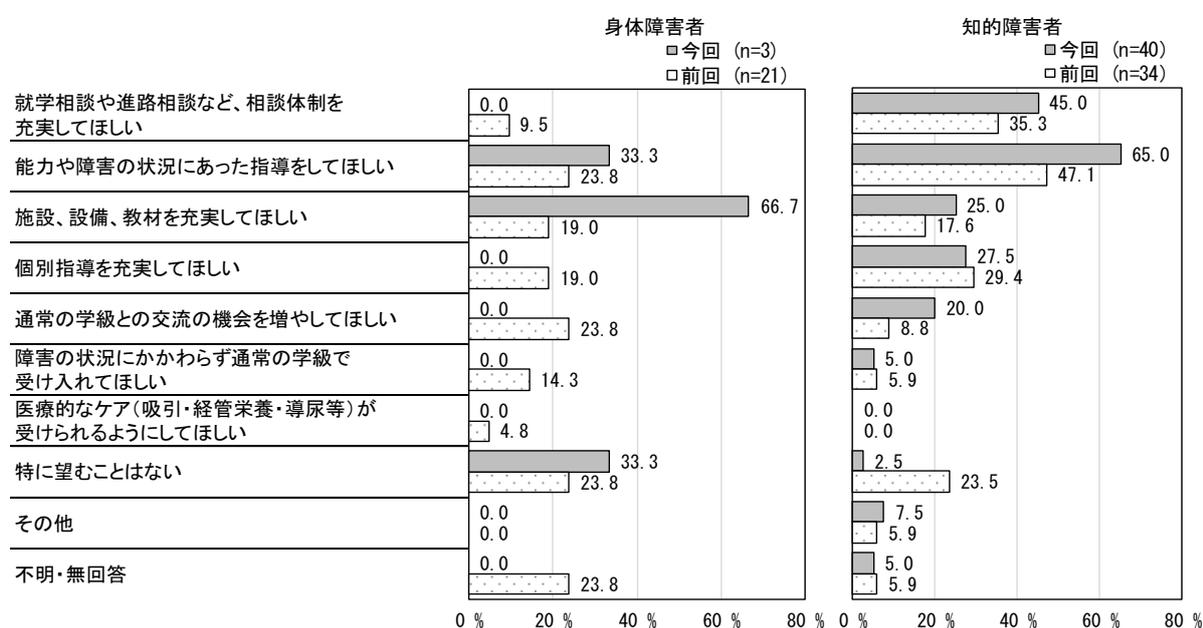


○幼稚園や学校などに望むこと

(障害者対象アンケート調査結果)

障害のある子どもが、幼稚園や学校などに望むことについては、身体障害者では、「施設、設備、教材を充実してほしい」が66.7%で最も高く、次いで「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」「特に望むことはない」がともに33.3%となっています。また、知的障害者では、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が65.0%で最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が45.0%となっています。

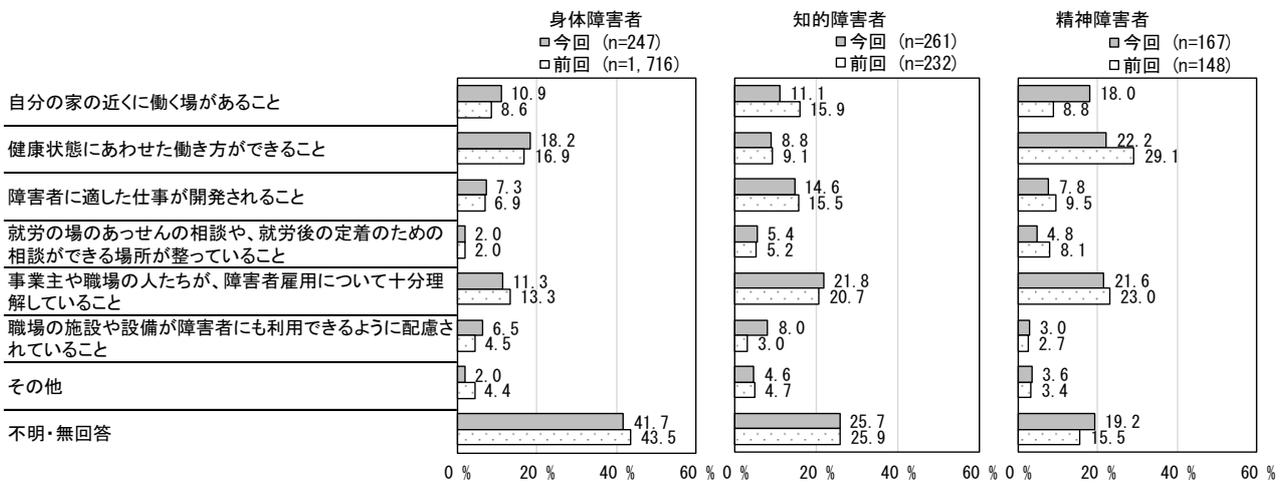
【複数回答】



(4)「基本目標3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大」関連

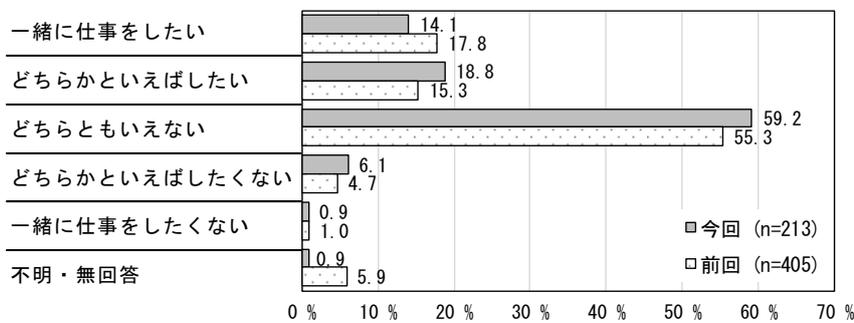
○働くための環境として大切だと思うこと
 (障害者対象アンケート調査結果)

働くために必要な環境については、身体障害者では、「健康状態にあわせた働き方ができること」が18.2%で最も高くなっています。知的障害者では、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」が21.8%で最も高くなっています。精神障害者では、「健康状態にあわせた働き方ができること」が22.2%で最も高くなっています。



○障害者と一緒に仕事をする事
 (その他の市民対象アンケート調査結果)

障害者と一緒に仕事をする事については、「どちらともいえない」が59.2%と最も高くなっています。また、「一緒に仕事をしたい」と「どちらかといえばしたい」を合わせた『一緒に仕事をしたい』は32.9%となっています。

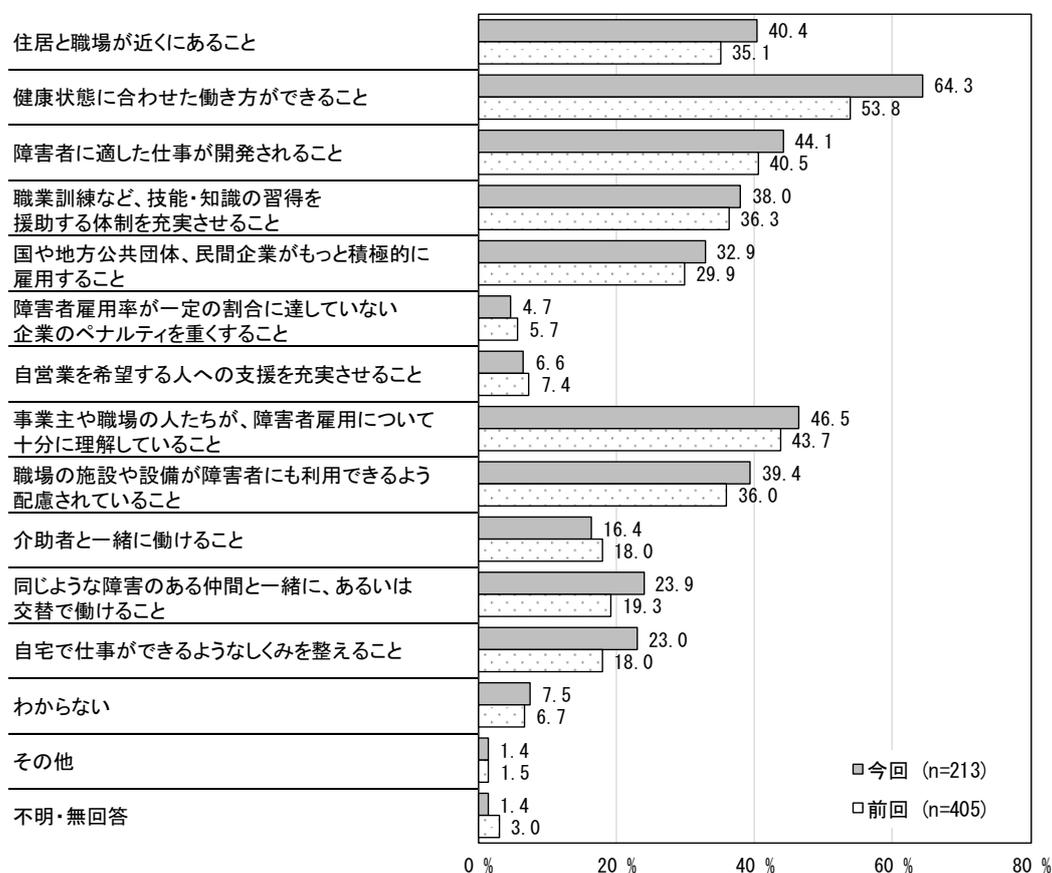


○障害者の雇用を促進するために大切なこと
(その他の市民対象アンケート調査結果)

障害者の雇用を促進するため大切なことについては、「健康状態に合わせた働き方ができること」が 64.3%と最も高く、次いで「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分に理解していること」が 46.5%、「障害者に適した仕事が開発されること」が 44.1%となっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、「健康状態に合わせた働き方ができること」が 10.5 ポイント増加しています。

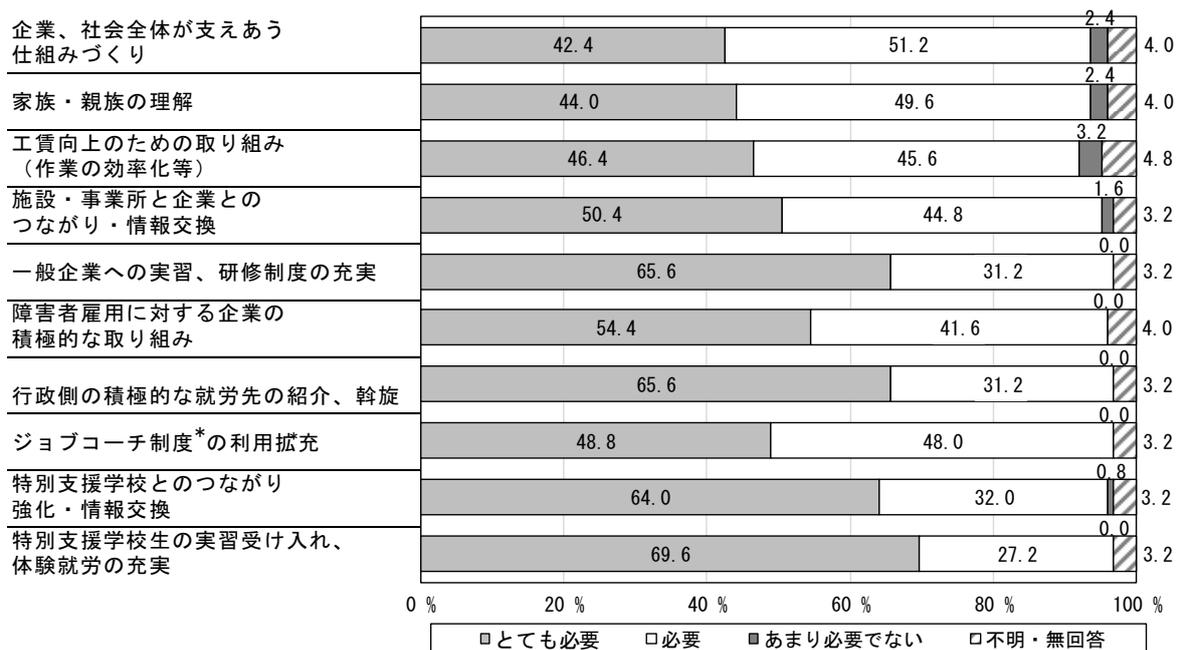
【複数回答】



○就労のために必要なこと

(障害福祉サービス提供事業所対象調査結果)

障害者が就労のために必要なことについては、〈一般企業への実習、研修制度の充実〉〈行政側の積極的な就労先の紹介、斡旋〉〈特別支援学校*とのつながり強化・情報交換〉〈特別支援学校生の実習受け入れ、体験就労の充実〉において「とても必要」が6割を超える割合となっています。



※今回調査より新設

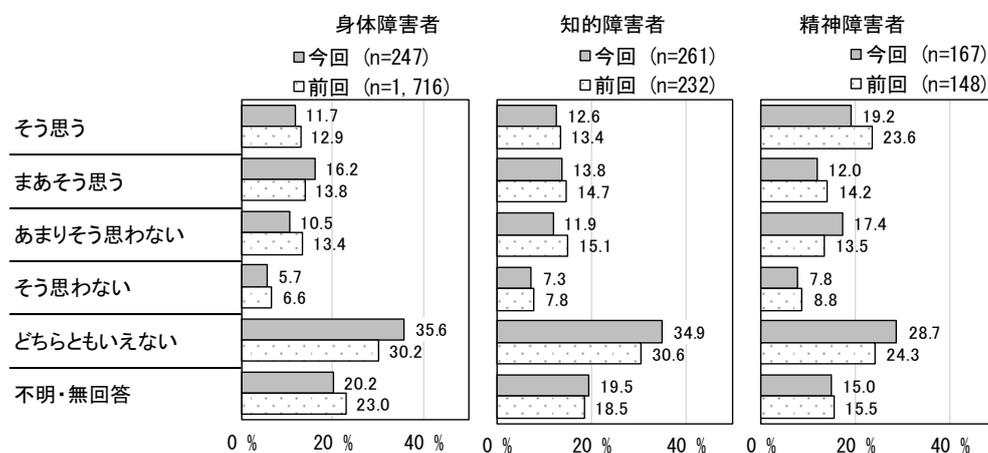
(5)「基本目標4 豊かでゆとりのある生活を支える福祉サービス」関連

○渋川市の住みやすさ

(障害者対象アンケート調査結果)

渋川市が障害者にとって住みやすいかについては、各種別とも「どちらともいえない」が最も高くなっています。また、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた『思う』の割合は、身体障害者で27.9%、知的障害者で26.4%、精神障害者で31.2%となっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、『思う』は身体障害者が1.2ポイント増加し、知的障害者が1.7ポイント、精神障害者が6.6ポイント減少しています。

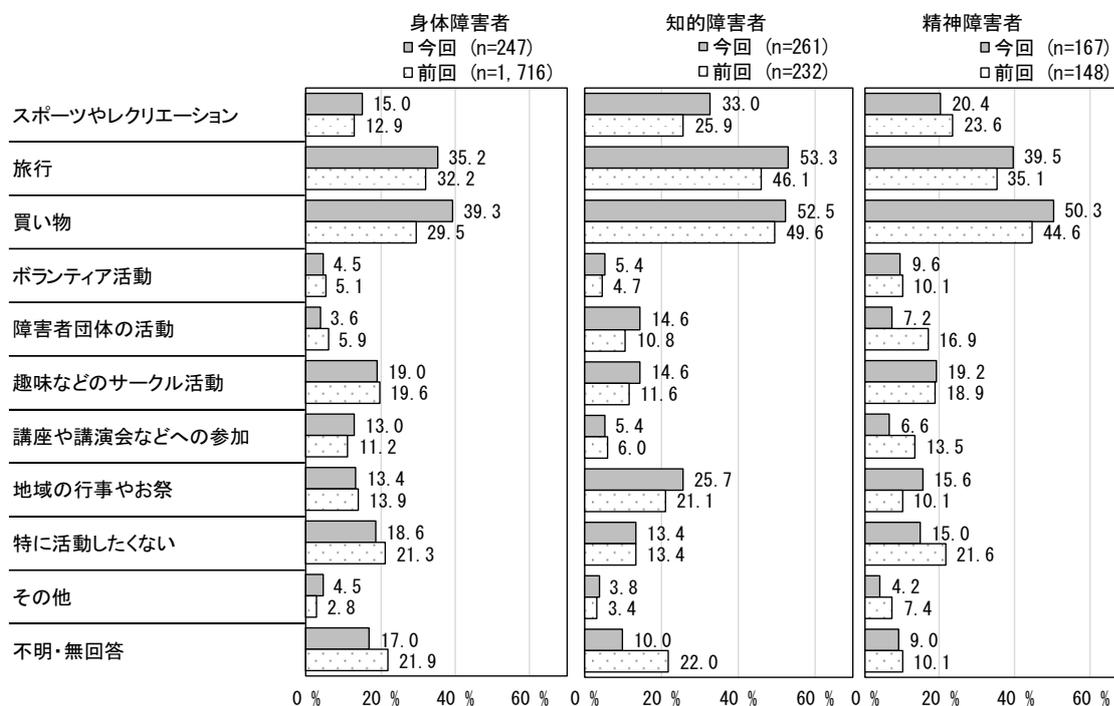


○今後活動したいこと
(障害者対象アンケート調査結果)

今後活動したいことについては、各種別ともに「旅行」と「買い物」が他の項目と比べ高くなっています。また、知的障害者では「スポーツやレクリエーション」が33.0%、「地域の行事やお祭り」が25.7%と多くなっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、身体障害者では、「買い物」が9.8ポイント、精神障害者では、5.7ポイント増加しています。知的障害者では、「旅行」が7.2ポイント増加しています。

【複数回答】



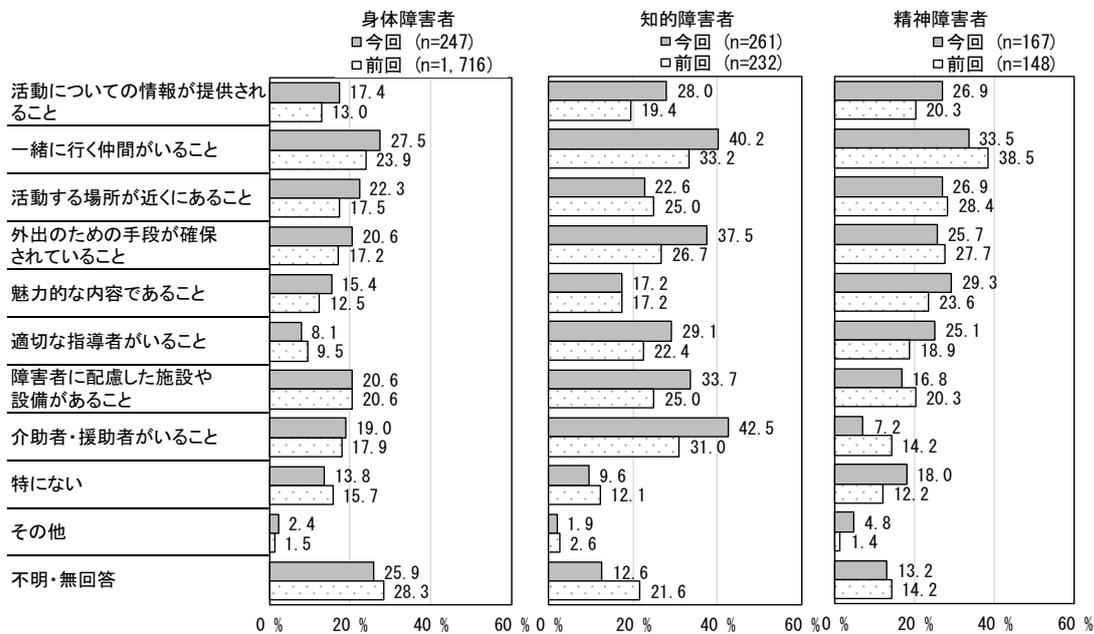
○活動するために必要なこと

(障害者対象アンケート調査結果)

活動するために必要な条件については、身体障害者と精神障害者では「一緒に行く仲間がいること」が最も高くそれぞれ27.5%と33.5%となっています。知的障害者では「介助者・援助者がいること」が42.5%と最も高くなっています。

平成25年度の調査結果と比較すると、身体障害者では「一緒に行く仲間がいること」が3.6ポイント、知的障害者では「介護者・援護者がいること」が11.5ポイント、精神障害者では「活動についての情報が提供されること」が6.6ポイント増加しています。

【複数回答】

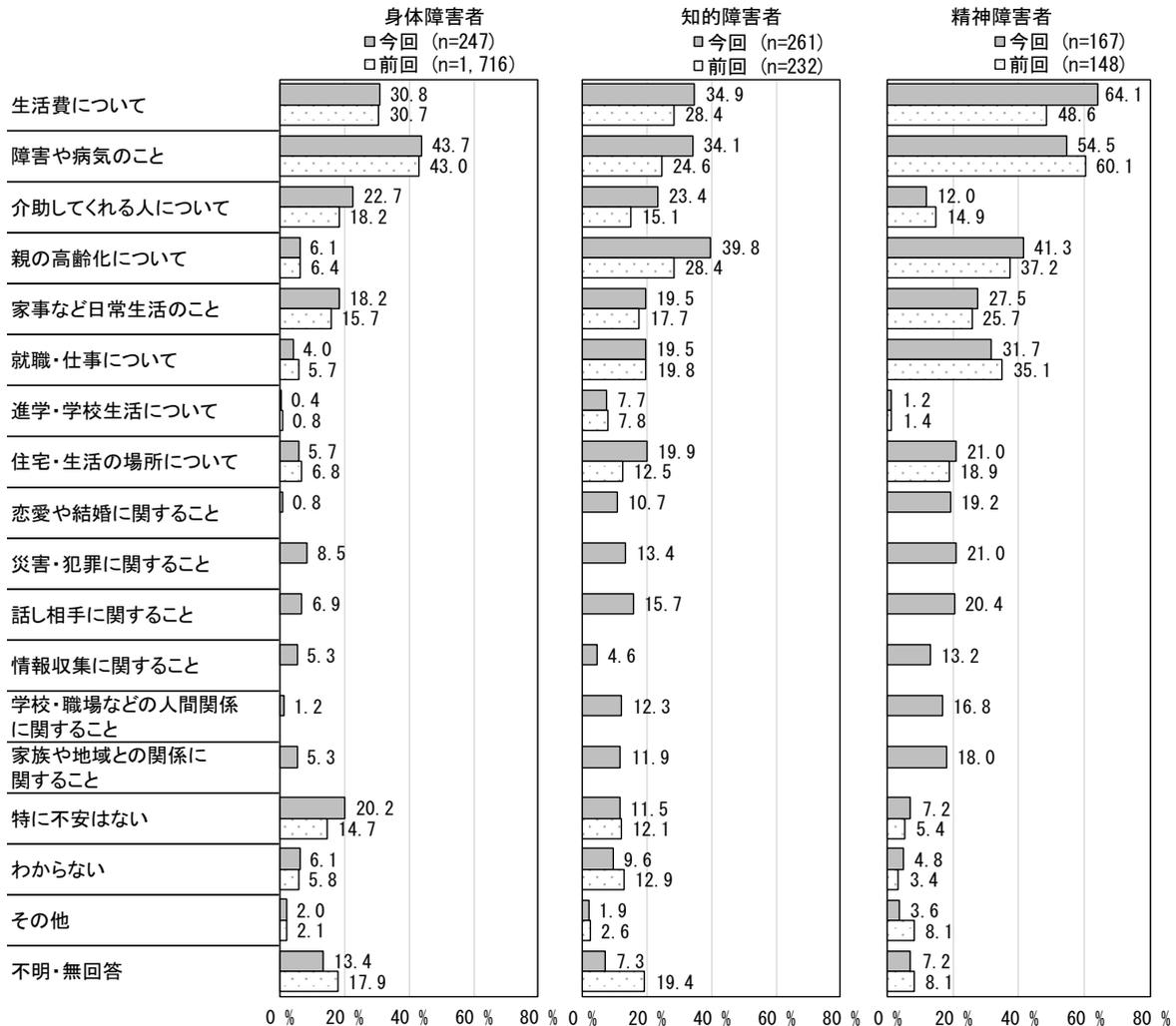


○現在や今後の生活で不安なこと
(障害者対象アンケート調査結果)

現在や今後の生活で不安なことについては、身体障害者では「障害や病気のこと」が43.7%と最も高くなっています。知的障害者では「親の高齢化について」が39.8%、と最も高くなっています。精神障害者では「生活費について」が64.1%と最も高くなっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、身体障害者ではほぼ同様の傾向となっています。知的障害者では「親の高齢化について」が11.4ポイント、精神障害者では「生活費について」が15.5ポイント増加しています。

【複数回答】



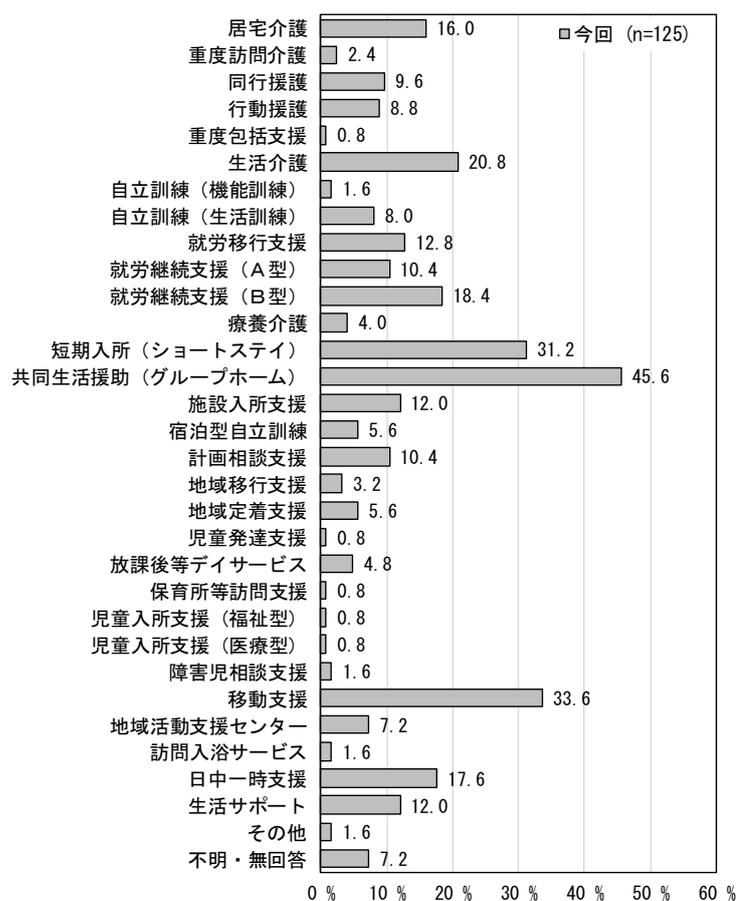
※「恋愛や結婚に関すること」「災害・犯罪に関すること」「話し相手に関すること」「情報収集に関すること」「学校・職場などの人間関係に関すること」「家族や地域に関すること」を、今回調査より追加

○望む声が多い障害福祉サービス

(障害福祉サービス提供事業所対象アンケート調査結果)

事業所に通う障害者が望む障害福祉サービスについては、「共同生活援助（グループホーム）」が45.6%で最も高く、次いで「移動支援」が33.6%、「短期入所（ショートステイ）」が31.2%となっています。

【複数回答】



※サービス内容の変更により比較なし

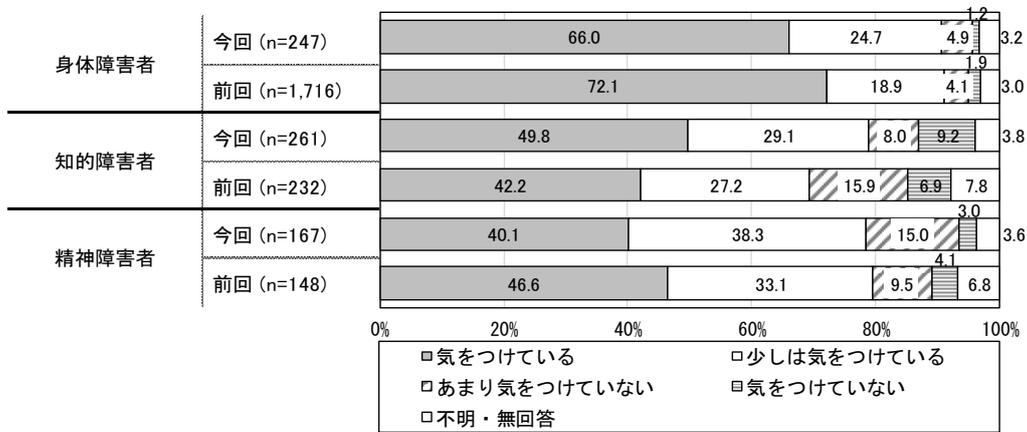
(6) 「基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療」 関連

○ふだんの健康意識

(障害者対象アンケート調査結果)

ふだん健康に気を付けているかについては、「気を付けている」が身体障害者で66.0%と他の種別に比べて高くなっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、「気を付けている」と「少しは気を付けている」を合わせた『気を付けている』は、身体障害者と精神障害者がほぼ同様の傾向となっており、知的障害者では9.5ポイント増加しています。

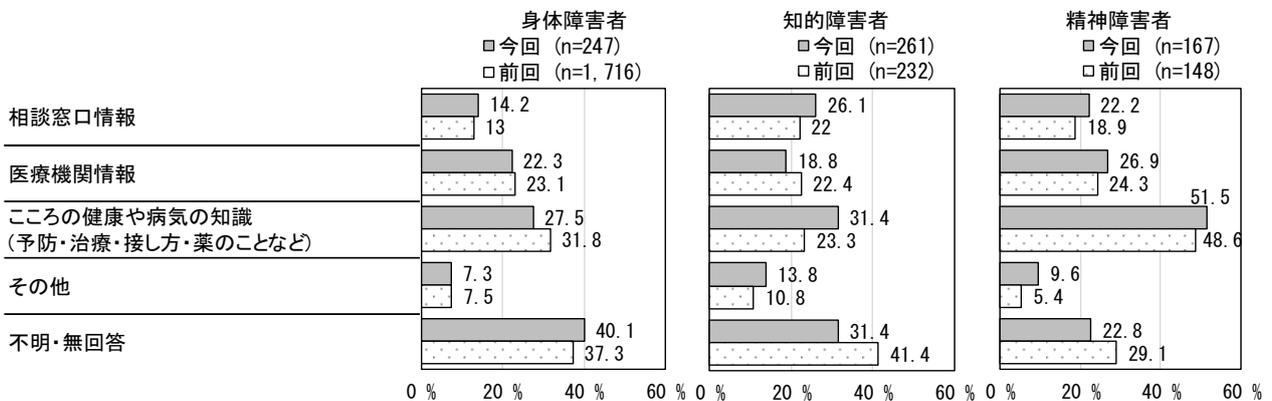


○「こころの健康」に関する知りたいこと

(障害者対象アンケート調査結果)

「こころの健康」に関する情報については、全ての障害種別で「こころの健康や病気の知識（予防・治療・接し方・薬のことなど）」が最も高くなっています。

【複数回答】

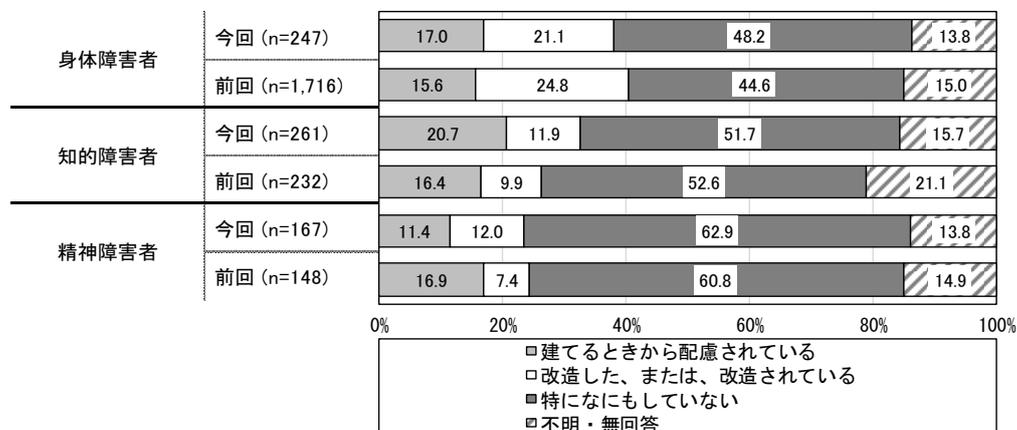


(7)「基本目標6 人にやさしい快適なまちづくり」関連

○今の住まいの改造や工夫

(障害者対象アンケート調査結果)

住まいの改造や工夫がされているかについて、各種別ともに「特になにもしていない」が最も高く、身体障害者で48.2%、知的障害者で51.7%、精神障害者で62.9%と約半数を占めています。「建てる時から配慮されている」と「改造した、または改造されている」を合わせた『改造をしている』については、身体障害者で38.1%、知的障害者で32.6%、精神障害者で23.4%となっています。



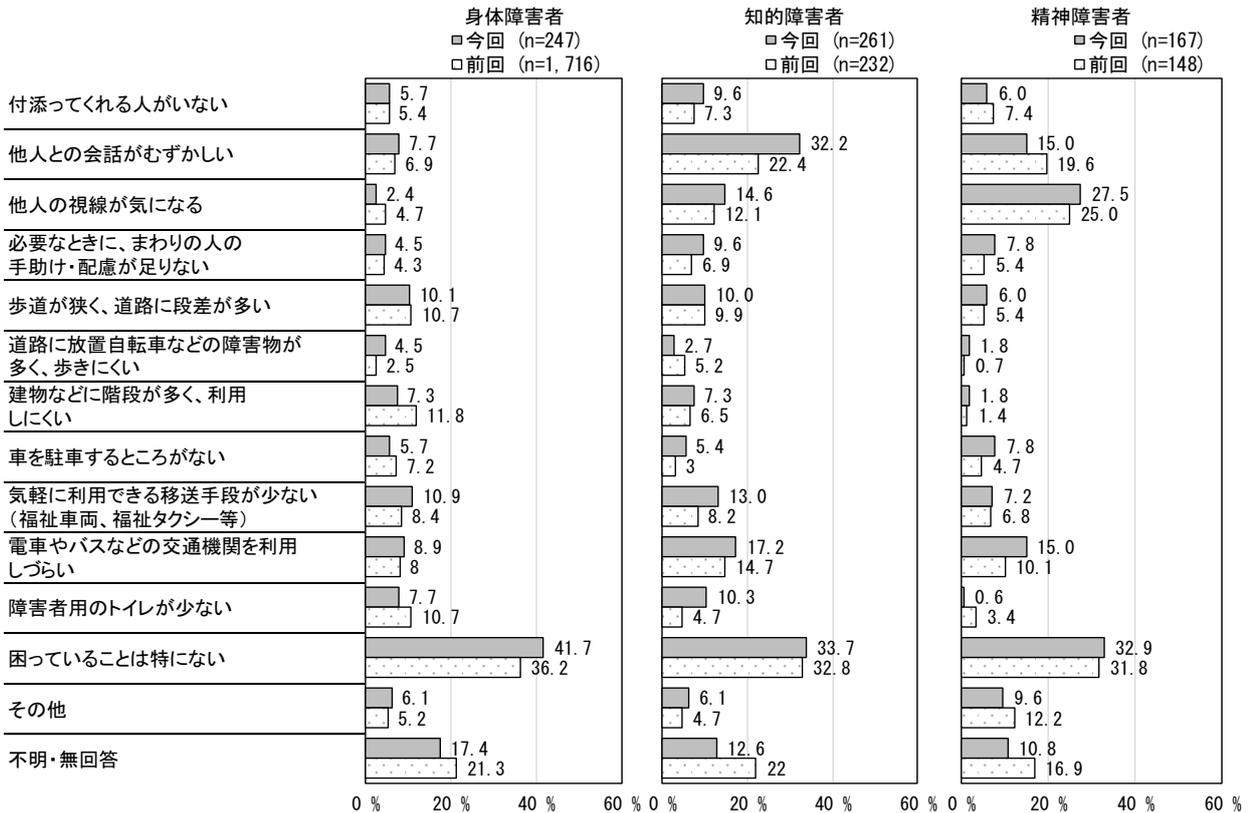
○外出するときに困ること

(障害者対象アンケート調査結果)

外出するときに困っていることについては、各種別ともに「困っていることは特にない」が最も高くなっています。次いで、身体障害者では、「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉車両、福祉タクシー等）」が10.9%と高くなっています。知的障害者では、「他人との会話がむずかしい」が32.2%と高くなっています。精神障害者では、「他人の視線が気になる」が27.5%と高くなっています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、身体障害者では「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉車両、福祉タクシー等）」が2.5ポイント、知的障害者では「他人との会話が難しい」が9.8ポイント、精神障害者では「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」が4.9ポイント増加しています。

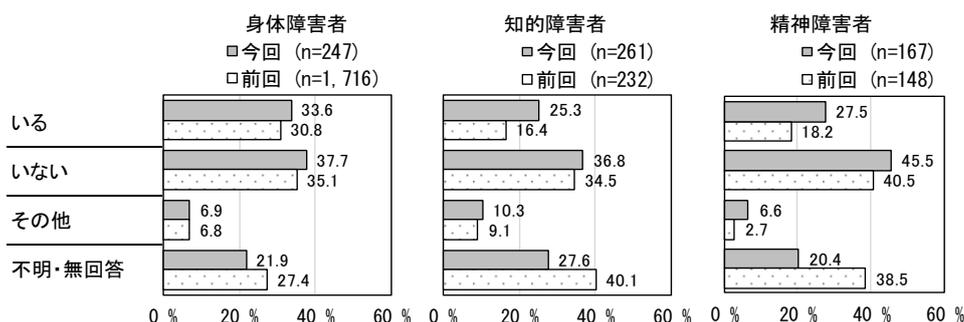
【複数回答】



○災害のときに助けてくれる人の有無
(障害者対象アンケート調査結果)

災害のときに、家族が不在の場合に、地域に助けてくれる人がいるかについては、「いる」の回答が身体障害者で33.6%、知的障害者で25.3%、精神障害者で27.5%となっており、身体障害者が他の種別に比べ高くなっています。

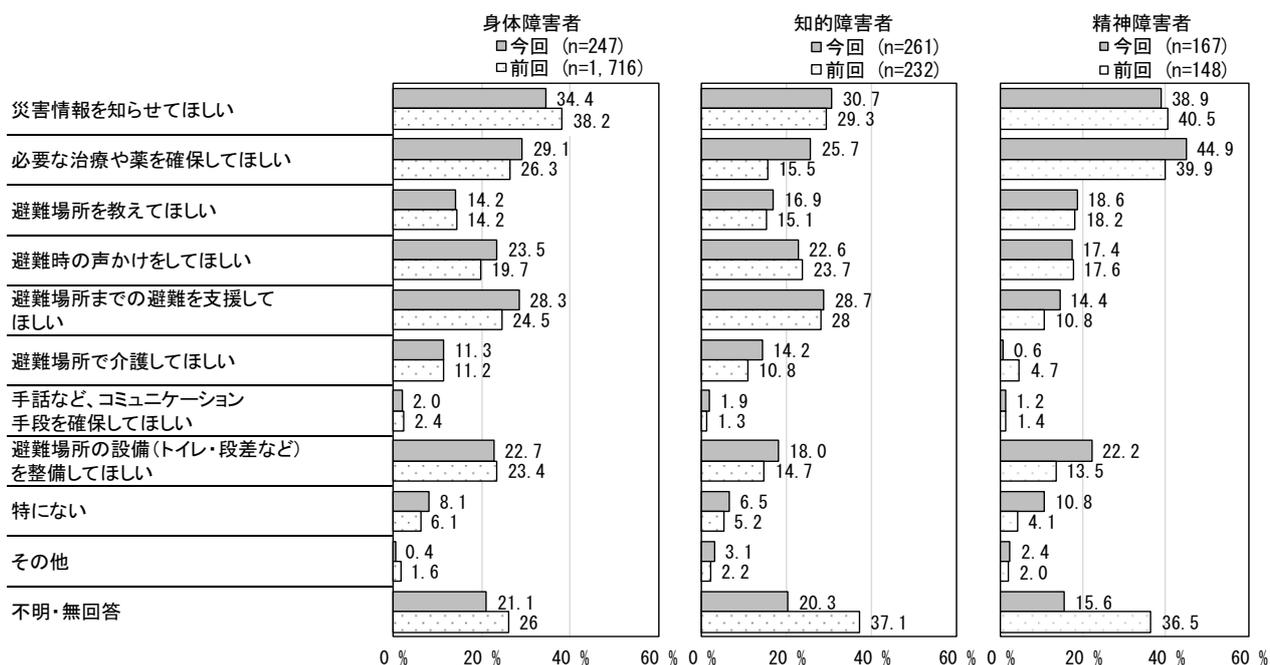
一方、「いない」の回答は、身体障害者で37.7%、知的障害者で36.8%、精神障害者で45.5%と、各種別とも「いない」が「いる」を上回っています。



○災害のときに支援してほしいこと
(障害者対象アンケート調査結果)

災害のときに支援してほしいことについては、身体障害者と知的障害者で「災害情報を知らせてほしい」が最も高く、34.4%と30.7%となっています。また、精神障害者では「必要な治療や薬を確保してほしい」が最も高く、44.9%となっています。

【複数回答】

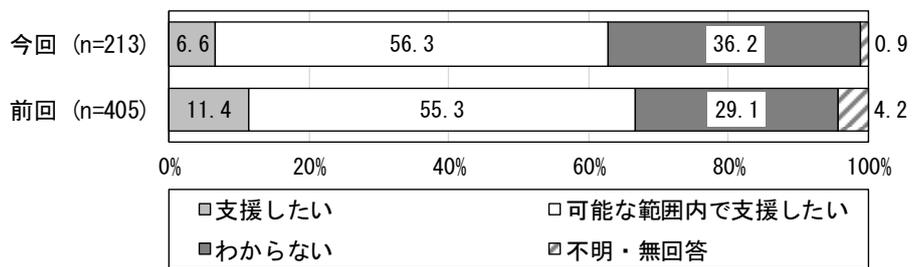


○災害のときの避難支援

(その他の市民対象アンケート調査結果)

災害のときに、登録された障害者の避難支援が可能かどうかについては、「支援したい」が6.6%、「可能な範囲で支援したい」が56.3%となっており、全体の6割が『支援したい』と回答しています。

平成25年度の前回調査結果と比較すると、「支援したい」が4.8ポイント減少しています。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本目標

(1) 障害福祉全般に関する現状と課題

- 障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、まわりの人が障害のある人への理解をして欲しいというニーズがあります。
障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、他人との会話が難しいときや他人の視線が気になるといったことがあります、まわりの人は障害のある人への理解を深め必要な配慮を行うことが必要です。
また、障害のある人が働くためには、事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について十分理解し必要な環境整備することが重要になっています。
- 障害のある人が日常生活や社会生活の活動をするためには、活動についての情報を提供して欲しいというニーズがあります。
また、障害のある人は、現在や今後の生活で様々な不安を抱えており、情報提供を行う相談窓口の充実を図ることが重要となっています。
- 障害のある人が社会参加するには、社会的障壁*によって参加しにくいことがあるという課題があります。
障害のある人の社会参加を促進するために、社会的障壁の除去を推進し障害のある人が利用しやすい環境整備が必要となっています。
- 障害のある人が日常生活や社会生活を送るには、それぞれに合った障害福祉サービスを受けて生活していきたいというニーズがあります。
障害のある人がそれぞれにふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるように、障害福祉サービスの提供を推進する必要があります。

(2) 基本理念と基本目標

このような現状と課題を踏まえて、本計画では、障害のある人の自立及び社会参加支援等のために「すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現」を基本理念とするとともに、下記の6つの基本目標を設定し、障害者福祉施策の推進を図ります。

また、基本目標の実現には、計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、実施事業の方向性や必要性について適宜見直しを行い、市民サービス及び市民満足度の向上に努めます。

基本理念

すべての人がお互いを尊重し、共に生きる社会の実現

「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける
“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」

基本目標

1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

4 豊かでゆとりのある生活を支える福祉サービス

5 健やかで安心して暮らせる保健・医療

6 人にやさしい快適なまちづくり

第2節 基本的な取組姿勢

施策の推進においては、下記の4つを基本的な取組姿勢とします。

1 障害のある人への理解の促進

障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、地域社会の理解促進に努めます。

2 障害のある人本人の自己決定を尊重

障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会参加していけるよう支援します。障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるように相談窓口の充実を図ります。

また、意思決定のための言語（手話を含む。）その他の手段を選択する機会の提供を促進します。

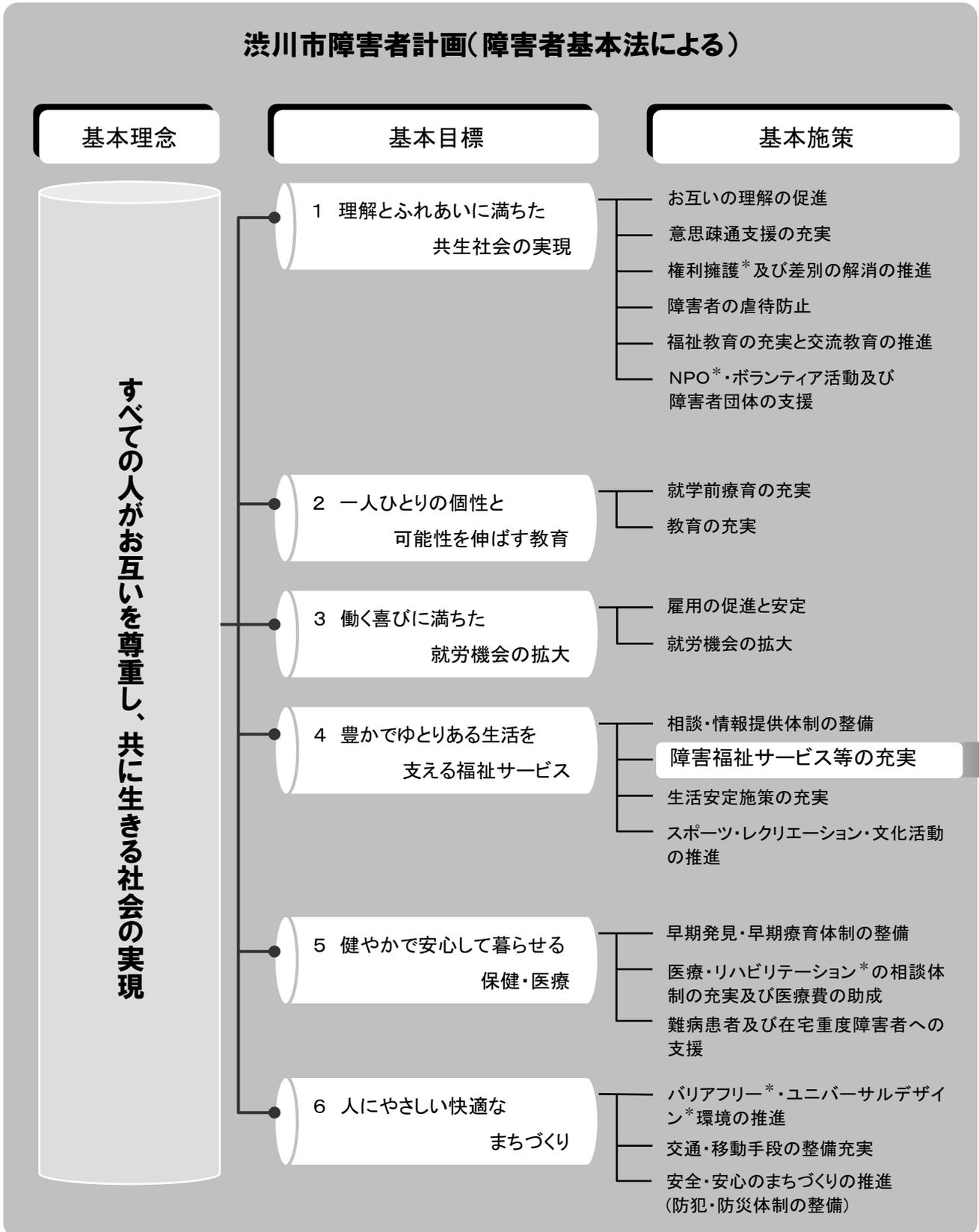
3 社会参加しやすい環境整備

障害のある人の社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるよう社会的障壁の除去を推進します。

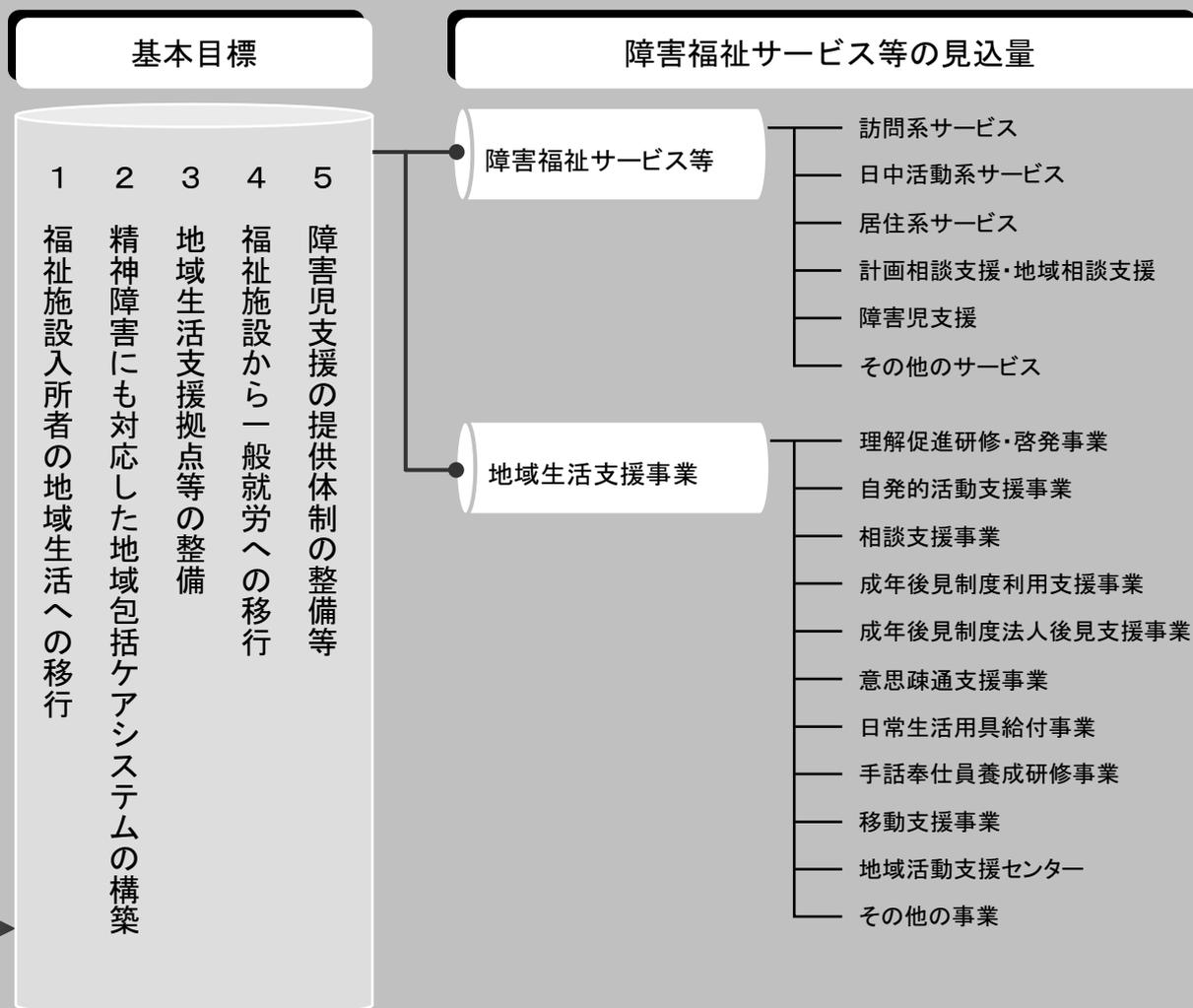
4 障害福祉サービス等の充実

障害のある人それぞれのニーズに合った日常生活及び社会生活を営むことができるように、「渋川市障害福祉計画・渋川市障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供を推進します。

第3節 施策の体系



澁川市障害福祉計画・澁川市障害児福祉計画
【障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス】



■ 障害者計画と障害福祉計画と障害児福祉計画

障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者福祉施策全般にわたる総合計画です。

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量を定めた計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量を定めた計画です。



第2部 障害者計画

第1章 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

第1節 お互いの理解の促進

【現状・課題】

障害のある人と障害のない人が、障害の有無にとらわれることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁を十分に理解することが必要です。

また、地域社会における障害のある人への理解を促進するために、障害のある人と地域住民等との交流を日常的にすることによって、差別や偏見といったところの中にある障壁を取りはらう「こころのバリアフリー」が求められています。

課題としては、障害のある人と障害のない人がふれあう事業において、障害がある人の新たな参加者が減ってきていることや、障害のない人の参加が少ないことが挙げられます。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

差別や人権侵害を感じる時として、各種別とも共通して「街角での人の視線」「隣近所のつきあい」「仕事と収入」という回答が多くなっています。

(障害者対象、その他の市民対象、団体対象)

特に重要であると思う福祉施策として、「障害のある人とない人との交流・ふれあいの促進」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及、啓発活動の充実

差別や偏見といったところの中にある障壁を取りはらう「こころのバリアフリー」を推進するため、障害や障害のある人に対する正しい知識の普及に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者等理解促進研修・啓発事業【社会福祉課】
- ・ 知的障害者福祉月間広報事業【社会福祉課】
- ・ 図書資料購入事業【図書館】

② 交流・ふれあいの場の拡大及び支援

地域のふれあい活動や生涯学習の場等を通して、障害のある人と地域住民等との交流が日常的になるよう障害のある人とない人がふれあえる場を提供します。

[具体的事業等]

- ・生涯学習推進事業【生涯学習課】
- ・ふれあいサロン推進事業【社会福祉協議会*】
- ・地域ふれあい活動事業【社会福祉協議会】
- ・身体障害者文化教養講座実施事業【社会福祉課】
- ・聴覚障害者教養講座実施事業【社会福祉課】



第2節 意思疎通支援の充実

【現状・課題】

障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進することが求められています。

また、平成29年4月には、手話が言語であるとの認識に基づき、すべての市民が共に生きる地域社会を実現するために、市の責務や市民、事業者の役割を明らかにし、市が取り組む事業の基本事項を定めた「渋川市手話言語条例」が施行されました。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

意思疎通や情報を取得する上で困ることとして、視覚障害者では「音声による情報が少ない」、聴覚障害者では「手話による情報提供が少ない」と回答した人がいます。

(障害者対象、その他の市民対象、団体対象)

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「福祉人材の養成・確保」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 手話言語条例施行後の取組

ろう者及びろう者以外の方が、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、ろう者の手話による意思疎通を行う権利を尊重し、次のとおり手話の普及を図ります。

市民、医療機関従事者、観光業従事者、学校における児童、生徒及び教職員が手話を学ぶ機会として手話教室を実施して、手話への理解及び手話の普及に努めます。

ろう者が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加するために、手話による意思疎通支援を図ります。

ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために、手話奉仕員養成講座を実施し、手話通訳者*の確保に努めます。

ろう者が、災害のときの情報の取得や緊急に手話による意思疎通支援が必要になったときのために、防災や消防の関係機関と連携し必要な支援を図ります。

[具体的事業等]

- ・手話教室開催事業【社会福祉課】
- ・手話通訳者・要約筆記者*派遣事業【社会福祉課】
- ・手話通訳者設置事業【社会福祉課】
- ・手話奉仕員養成講座実施事業【社会福祉課】
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）【社会福祉課】

② 情報入手手段の充実

視覚の障害のある人が、様々な情報の入手をしやすいするために、必要な支援の充実を図ります。

視覚の障害のある人が情報の入手をしやすい環境を整備するために、人材育成講座を実施し、朗読奉仕員の確保に努めます。

聴覚の障害のある人に対応する支援については、手話言語条例の取組で行います。

障害のある人が情報の入手をしやすいために、情報やコミュニケーションに関する支援機器の給付を図ります。

[具体的事業等]

- ・声の広報発行事業【社会福祉課】
- ・朗読奉仕員養成講座【社会福祉協議会】
- ・日常生活用具等給付支援事業【社会福祉課】



第3節 権利擁護及び差別の解消の推進

【現状・課題】

権利擁護の推進には、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。

また、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政サービス等における合理的配慮を行い、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む必要があります。

【アンケート調査結果】

(障害者対象、その他の市民対象、団体対象)

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害者の権利擁護や権利行使の援助」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 日常生活自立支援事業*の利用促進

障害のある人の権利を守るため、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

[具体的事業等]

- ・日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

② 成年後見制度の利用支援

障害のある人の権利を守るため、関係機関との連携を図り成年後見制度の周知に努め、制度利用のための支援を行います。

[具体的事業等]

- ・成年後見制度利用支援事業【社会福祉課】

③ 障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける合理的な配慮

障害のある人が、適切な配慮を受けることができるよう、職員が障害のある人の理解を深めるとともに、適切に対応できるようにします。

[具体的事業等]

- ・渋川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領【職員課】

④ 障害者差別解消法に基づく相談窓口及び協議会の設置

障害のある人やその家族その他関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じて解決を図ります。

障害を理由とする差別に関する相談や解決の取組を進めるため、地域の関係機関によるネットワーク体制で差別の解消に向けた取組を行います。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業【社会福祉課】
- ・ 渋川地域自立支援協議会*【社会福祉課】



第4節 障害者の虐待防止

【現状・課題】

障害のある人に対する虐待が問題となっています。虐待が起こる場所は密室での閉鎖的な環境が多いため、発見することが難しいと言われています。また、虐待を受けた障害のある人を守るため、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。より一層の関係機関や地域住民のネットワーク体制の整備、早期に発見しやすい体制を整えることが求められています。

課題としては、虐待と判断するのが困難な事例への対応が挙げられます。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

障害者自身が虐待を受けた場合、「障害福祉なんでも相談室」「市役所の窓口」「病院、診療所」「福祉施設などの職員」に相談すると回答した人がいます。

【具体的施策】

① 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援

障害のある人に対する虐待が障害者の尊厳を害するため、平成24年10月に設置した障害者虐待防止センターが基盤となり、障害のある人に対する虐待防止の徹底、虐待の疑いを発見したときの通報義務の周知、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立のための措置、養護者に対する指導やサポート等を行います。

[具体的事業等]

- ・ 障害者虐待防止対策事業【社会福祉課】
- ・ 家庭児童相談事業【こども課】

② 障害者虐待防止のためのネットワーク

障害者虐待に関し関係機関による日頃からのネットワーク体制や緊急連絡体制を整備するため、関係機関で具体的方策について協議し、地域における協力体制を整えます。

[具体的事業等]

- ・ 渋川地域自立支援協議会（再掲）【社会福祉課】

第5節 福祉教育の充実と交流教育の推進

【現状・課題】

学校教育において、障害のある人とない人が共に活動することは、児童生徒の豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられています。現在、福祉に携わる人材不足が課題となっている中、お互いを理解し合い、それぞれが支え合う社会が求められています。そのためには、障害者に対する理解と認識を深めるための教育が重要視されています。

課題としては、障害福祉に対する理解は深まっていますが、身近なこととして捉えることが困難なことが挙げられます。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

幼稚園や学校などに望むこととして「通常の学級との交流の機会を増やしてほしい」「障害の状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 福祉教育体制の整備

福祉教育を推進する上で、学校教育に携わる教職員に対し福祉教育の研修や情報交換等の機会を設け、教職員の理解を深め、充実した福祉教育に努めます。

[具体的事業等]

- ・魅力ある学校づくり推進事業【学校教育課】
- ・福祉学習支援事業【社会福祉協議会】

② インクルーシブ教育*の推進

障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援をした上で、その年齢及び能力に応じた、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。

[具体的事業等]

- ・魅力ある学校づくり推進事業（再掲）【学校教育課】

③ 福祉に関する啓発や実践活動の推進

個性や特色ある学校づくりを推進するため、福祉に関する啓発活動、車いす体験や手話教室などの福祉体験学習を計画的に行います。

[具体的事業等]

- ・魅力ある学校づくり推進事業（再掲）【学校教育課】

第6節 NPO・ボランティア活動及び障害者団体の支援

【現状・課題】

NPO・ボランティア活動や障害者団体は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、必要な場合は公的なサービスを利用し（公助）、障害のある人やその家族（自助）、あるいは住民同士、ボランティア団体や障害者団体などの地域の中で支えていくこと（共助）が必要となっています。そこで、日常生活の中で生じる障害のある人の様々なニーズに対して、自助・共助・公助を柔軟に組み合わせながら、地域全体が連携して取り組むことが重要となっています。

課題として、ボランティア活動の支援では、講習会への参加者が集まらないことが挙げられます。

障害者団体では、当事者団体員の高齢化が課題となっています。

【アンケート調査結果】

（その他の市民対象）

ボランティアの輪を広げていくためには、「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」「ボランティアを必要とする人とボランティアとを結ぶしくみを工夫する」と回答した人がいます。

（障害福祉サービス提供事業所対象）

サービスを提供する際の他機関との連携状況については、「NPO・ボランティア団体と連携はとれていない」と回答した人がいます。

（障害者対象、その他の市民対象、団体対象）

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害者団体の育成・支援」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① NPO・ボランティア活動の体制づくり

活動のための支援や環境整備を行い、ボランティアを必要とする人への情報提供に努めます。

関係機関が連携して活動できる体制整備に努めます。

[具体的事業等]

- ・ NPO・ボランティア支援事業【市民生活課】
- ・ 社会福祉協議会ボランティアセンター【社会福祉協議会】
- ・ ボランティアの組織化事業【社会福祉協議会】

② NPO・ボランティアの育成

NPO・ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、ボランティア育成のための各種講座の充実を図ります。

[具体的事業等]

- ・ NPO・ボランティア支援事業（再掲）【市民生活課】
- ・ ボランティア活動支援事業【社会福祉課】
- ・ 手話奉仕員養成講座実施事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 朗読奉仕員養成講座（再掲）【社会福祉協議会】

③ 市民のボランティア体験の場の拡大

市民にボランティア活動や福祉活動を身近に感じてもらえるよう、福祉活動への参加のきっかけづくりとして、社会福祉協議会の活動などを通し、地域の福祉活動に参加しやすい環境を整えます。

[具体的事業等]

- ・ ボランティアの日事業【社会福祉協議会】

④ 障害者団体の支援

障害者団体の円滑な活動を推進するため、渋川市ホームページや障害福祉サービスのしおりを活用し、周知の促進を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 障害者団体の支援【社会福祉課】

第2章 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

第1節 就学前療育の充実

【現状・課題】

乳幼児の障害に対しては、早期発見、早期治療、指導訓練を行うことで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

情報共有等を行うことにより、障害の疑いがある乳幼児を早期に発見できるようになってきており、より一層、保育士・教諭など指導者の育成や人材確保、早期療育に向けた保育所・幼稚園との連携した取組が課題となっています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象、その他の市民対象、団体対象)

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「保育所、幼稚園の障害児療育の推進」、「早期発見、早期療育体制の整備」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 保育所・幼稚園の障害児療育の推進

保育所・幼稚園における障害のある児童の受入や、そのための職員配置又は設備等の充実を行い障害児療育の推進を図ります。

[具体的事業等]

- ・障害児等保育運営補助事業【こども課】
- ・公立保育所【こども課】
- ・公立幼稚園【こども課】
- ・民間保育園運営事業【こども課】

② 発達障害・就学・療育等の相談体制の充実

障害のある児童が、家庭や学校等の場で適正な療育を受けられるよう相談員の育成や人員確保、関係機関と情報共有を行うことにより連携した相談体制を充実します。

[具体的事業等]

- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・家庭児童相談事業（再掲）【こども課】

③ 一貫した早期療育体制づくり

障害の疑いがあると認められる乳幼児に対し、適切な指導を行える人材を確保し、保健・福祉・教育など関係機関が連携し、早期に療育指導を行える体制づくりに努めます。

[具体的事業等]

- ・心身障害児早期療育指導委員会【こども課】
- ・言語指導教室運営事業【学校教育課】



第2節 教育の充実

【現状・課題】

障害のある児童・生徒については、その能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな教育を行うことが求められています。

これまでも、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行ってきましたが、障害の種類も多様化してきていることから、障害児本人のライフステージに合わせた支援体制の整備、対応できる教職員の確保、指導方法等の工夫が課題となっています。

学習障害* (LD) や注意欠陥多動性障害* (ADHD)、高機能自閉症*などの発達障害に対応できる教職員の育成や学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業の充実が課題となっています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

幼稚園・学校などに望むこととして、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」「個別指導を充実してほしい」「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」と回答した人がいます。

(障害者対象、その他の市民対象、団体対象)

今後、特に重要な福祉施策として、「特別支援教育*や障害児への進路指導の充実」と回答している人がいます。

【具体的施策】

① 早期からの一貫した教育支援及び進路指導の体制の充実

障害のある児童それぞれのライフステージに合わせた支援を行います。

教育相談室における相談事業を周知し、教育・福祉・保健・医療・雇用等との連携を強化して就学前から相談に応じられる障害のある児童への一貫した支援体制を築きます。

また、就学に関して保護者を適切に支援するため、保育所・幼稚園等への訪問により情報収集を行い就学相談の強化を図ります。さらに、一人ひとりに応じたきめ細かな就学等を実現するために、「教育支援委員会」を充実します。

[具体的事業等]

- ・ 特別支援学校等の移行支援連絡会議等の参画【社会福祉課】
- ・ 教育支援事業【学校教育課】

② 特別支援教育の充実

発達障害を含めた障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進するために、保護者や関係機関との連携を図り個別の教育支援計画を策定し、それに基づいた支援を行います。

また、各校における特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの配置、育成研修及び障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた具体的な支援を行います。

[具体的事業等]

- ・教職員研修事業（特別支援教育研修会）【学校教育課】
- ・特別支援教育支援員配置事業【学校教育課】
- ・学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業【学校教育課】
- ・教育支援事業(再掲)【学校教育課】
- ・言語指導教室運営事業（再掲）【学校教育課】
- ・特別支援学級運営事業【学校教育課】
- ・特別支援教育就学奨励費【学校教育課】



第3章 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

第1節 雇用の促進と安定

【現状・課題】

障害のある人の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障害の特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

平成25年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により障害のある人の法定雇用率が引き上げとなり、障害のある人の働く場が拡充されることになりました。また、同時に障害のある人の経済面での自立の促進に資するため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体などの公共機関は、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することとなりました。

平成28年4月には、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障害のある人とない人の均等な機会及び待遇の確保等が求められます。

これまで、障害のある人の就労支援を行ってきましたが、就労後、定着できるよう障害のある人と雇用者の相談等を強化することが課題となっています。

【アンケート調査結果】

（障害者対象）

働くための環境として大切なこととして、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分に理解していること」「健康にあわせた働き方ができること」と回答した人がいます。

（その他の市民対象）

障害のある人の雇用を促進するために大切なこととして、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分に理解していること」「健康にあわせた働き方ができること」と回答している人がいます。

【参考】

渋川管内の民間企業の障害者雇用率は、平成29年6月1日現在で2.53%
（群馬県1.96%、全国1.97%、法定雇用率2.0%）

【具体的施策】

① 就労の場の確保と拡大

障害のある人の一般就労の機会を充実させて、障害者就労の場を促進します。学校卒業後の就労に向けた福祉サービスの利用が、円滑にできる体制づくりの充実を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 障害者雇用奨励事業（社会福祉センター日常清掃業務委託）【社会福祉課】
- ・ 障害者就労施設等からの物品等の優先調達【社会福祉課】
- ・ 渋川地域自立支援協議会（就労支援部会）【社会福祉課】

② 就労後の就労定着支援

企業、学校、障害者就業・生活支援センターと連携し情報共有を行い、雇用の定着に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 渋川地域自立支援協議会（就労支援部会）（再掲）【社会福祉課】



第2節 就労機会の拡大

【現状・課題】

障害の種別や程度によって一般企業で働くことが難しい人にとっては、様々な就労の場を確保することが求められています。

これまで、一般企業への就労が困難な障害のある人のために、就労の知識及び能力の向上や必要な訓練を行ってきましたが、就労機会の拡大が課題となっています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

どのように日中を過ごしたいと思うかに対して、「一般企業等での就労はむずかしいが、働きたいと思っているので、事業所（施設）内で就労したり、生産活動をしながらかぎ過ごしたい」と回答した人がいます。

(障害福祉サービス提供事業所対象)

障害のある人が就労のために必要なこととして、「特別支援学校生の実習受け入れ、体験就労の充実」と回答している人がいます。

【具体的施策】

① 地域活動支援センターの実施

障害のある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の場の提供を通して、就労の知識及び能力の向上を図るとともに、就労機会の拡大に努めます。

[具体的事業等]

- ・地域活動支援センター事業【社会福祉課】

第4章 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービス

第1節 相談・情報提供体制の整備

【現状・課題】

障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき地域社会で生活することが求められています。そのためには、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定をできるよう、相談や情報提供体制の整備を促進する必要があります。

また、障害の種別や様々なニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施が求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

福祉サービスなどの情報の入手先としては、「市の広報誌」「市役所」「障害福祉なんでも相談室」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 障害者福祉サービスの広報

障害のある人が、利用したい福祉サービスを決定できるよう、わかりやすい広報作成に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載【社会福祉課】
- ・ 広報しぶかわ掲載【社会福祉課】

② 障害者相談支援事業の充実

教育・保健・医療・雇用・福祉サービスなどの関係機関と連携を行い、相談体制の強化に取り組みます。

基幹相談支援センター*として、障害の種別や様々な相談事例に対応できるよう、専門的な職員を配置し総合的な相談支援の充実に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

第2節 障害福祉サービス等の充実

【現状・課題】

渋川市では、これまで、障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの提供体制の充実に努めてきました。

平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となり、障害のある人の基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他支援を総合的に、障害のある人の福祉の増進が図られてきました。

平成30年4月には、一部改正された「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が施行され、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られます。また、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うために、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われます。

新たな法律が施行されることにより、より一層、障害のある人それぞれのニーズに合った障害福祉サービスを充実することが求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象、その他の市民対象、障害者団体対象)

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「障害福祉サービスの充実」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 障害福祉サービス等の実施

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を送れるよう、障害のある人それぞれのニーズに合った介護給付・訓練等給付等の給付を行い、福祉の増進を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 渋川地域自立支援審査会運営【社会福祉課】
- ・ 障害児通所支援事業【社会福祉課】
- ・ 障害者自立支援給付事業【社会福祉課】

→第3部 第3章 障害福祉サービス等の利用実績と第5期における見込量

② 地域生活支援事業等の充実

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を送れるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業の実施を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 障害者等理解促進研修・啓発事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 身体障害者温泉療養訓練事業【社会福祉課】
- ・ 身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 聴覚障害者教養講座実施事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 障害者スポーツ・レクリエーション実施事業【社会福祉課】
- ・ ボランティア活動支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 成年後見制度利用支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 手話通訳者設置事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 日常生活用具等給付事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 手話奉仕員養成講座実施事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 移動支援事業【社会福祉課】
- ・ 地域活動支援センター事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 福祉ホーム*事業【社会福祉課】
- ・ 訪問入浴サービス事業【社会福祉課】
- ・ 日中一時支援事業【社会福祉課】
- ・ サービスステーション・登録介護事業【社会福祉課】
- ・ 声の広報等発行事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 身体障害者自動車改造費補助事業【社会福祉課】
- ・ 更生訓練*費事業【社会福祉課】
- ・ 障害者虐待防止対策事業（再掲）【社会福祉課】

第3節 生活安定施策の充実

【現状・課題】

障害のある人が生活の安定を図るためには、障害のある人のライフステージに合わせた支援が求められています。そのためには、福祉サービスの利用方法や障害を支給事由とする各種手当などをわかりやすく周知すること、生活の基本となる住まいの場の確保に関する支援が必要となります。

【アンケート調査結果】

(障害者対象、その他の市民対象、障害者団体対象)

現在や今後の生活で不安なこととして「生活費」「住宅・生活の場所」と回答した人がいます。

(障害者対象、その他の市民対象、障害者団体対象)

今後、特に重要であると回答した福祉施策は「年金、各種手当などの制度の周知」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 年金・手当などの制度の周知

障害を支給事由とする各種手当などについて、わかりやすい情報の提供に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 特別障害者手当等給付事業【社会福祉課】
- ・ 心身障害者扶養共済事業【社会福祉課】

② 住まい・居場所の充実

障害のある人が住まいに困らないよう、住まいに関する相談に応じるとともに、福祉ホーム事業の提供を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 福祉ホーム事業（再掲）【社会福祉課】

第4節 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

【現状・課題】

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション・文化活動など、障害のある人もない人も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。課題としては、レクリエーションや文化活動などの参加者が少ないことが挙げられます。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

今後行いたい活動として、「旅行」「スポーツやレクリエーション」「趣味などのサークル活動」と回答した人がいます。

余暇活動をするに当たっての必要な条件について「一緒に行く仲間がいること」「介助者・援助者がいること」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① スポーツ活動の推進

スポーツを通じた健康づくりを図るため、しぶかわスポーツクラブで障害のある人向けのスポーツ教室の実施を促進します。また、障害のある人が、各種スポーツ大会に参加できるよう必要な支援を図ります。

[具体的事業等]

- ・障害者スポーツ大会参加者壮行会実施【社会福祉課】
- ・スポーツ活動の機会と場の提供【スポーツ課】

② レクリエーション活動の支援

障害のある人がレクリエーション事業に参加しやすい環境を整備するとともに、障害のある人の活動の支援を図ります。

[具体的事業等]

- ・ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業【社会福祉課】
- ・身体障害者温泉療養訓練事業（再掲）【社会福祉課】
- ・障害者スポーツ・レクリエーション実施事業（再掲）【社会福祉課】

③ 芸術文化活動の支援

障害のある人が、豊かで潤いのある生活を送れるために、文化活動に参加する機会の支援を図ります。

[具体的事業等]

- ・身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）【社会福祉課】
- ・聴覚障害者教養講座実施事業（再掲）【社会福祉課】

第5章 健やかで安心して暮らせる保健・医療

第1節 早期発見・早期療育体制の整備

【現状・課題】

早期療育・各種保健・福祉施策へと適切に導くためには、疾病や障害を早期発見し、きめ細かな相談指導や個々の事例にあった支援体制を整備することが求められています。

また、近年では精神疾患に関する相談件数が増加しているため、保健・医療・福祉の連携を一層強めていくことも重要です。

学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症などの発達障害や精神障害等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークを構築し、一貫したサービスを受けられる体制整備が求められています。

課題としては、精神疾患の疑いがあるが、単身者や高齢者のみの世帯のため医療機関への受診につながらないケースが多いことが挙げられます。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

知りたい「こころの健康」については、「医療機関情報」「こころの健康や病気の知識（予防・治療・接し方・薬のことなど）」と回答した人がいます。

(障害者対象、その他の市民対象、障害者団体対象)

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「早期発見、早期療育体制の整備」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 早期発見・早期療育体制の整備

疾病や障害等を早期に発見し、必要に応じて治療や指導訓練、関係機関との連携により、障害のある人の不安軽減や生活能力の向上を図ります。障害のある児童の保護者に対する訪問指導体制の整備の推進を図ります。

乳幼児期の発達特性の早期発見を目的に、10ヶ月児健康診査以降の乳幼児健診に発達スクリーニングを取り入れ、早期支援を行います。また、就園後は集団活動の中で心配となる発達特性のスクリーニングと相談支援等を通して、就学までの切れ目のない支援を行うために、関係機関と検討会議を続け5歳児健診の実施に向けて調整を進めます。

[具体的事業等]

- ・精神保健福祉相談事業【健康管理課】
- ・子育て相談【健康管理課】
- ・子育て教室【健康管理課】
- ・すこやか子育て発達支援事業【健康管理課】
- ・難聴児補聴器購入支援事業【社会福祉課】
- ・5歳児健診事業（仮称）【こども課】

② 行政、関係機関等とのネットワークづくり

地域におけるネットワークを構築し、早期療育体制の連携を強化します。

[具体的事業等]

- ・心身障害児早期療育指導委員会（再掲）【こども課】

第2節 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成

【現状・課題】

障害のある人が安心して生活を送るために、それぞれの障害のある人の特性に合った健康・医療・リハビリテーションなどの相談に応じられる環境が求められています。

また、障害のある人やその家族の経済的負担軽減のために、医療費の助成が求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

知りたい「こころの健康」については、「医療機関情報」「こころの健康や病気の知識（予防・治療・接し方・薬のことなど）」と回答した人がいます。

(障害者対象、その他の市民対象、障害者団体対象)

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「医療、リハビリテーションの充実」と回答している人がいます。

【具体的施策】

① 健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実

心身の健康に関する相談や地域における様々な悩みや問題に応じるために、専門的な人材による必要な助言・指導の体制の充実を図ります。

[具体的事業等]

- ・健康相談【健康管理課】
- ・精神保健福祉相談事業（再掲）【健康管理課】
- ・総合相談【地域包括支援センター】
- ・しぶかわ健康ダイヤル24*【保険年金課】
- ・障害者相談支援事業（再掲）【社会福祉課】

② 医療費の助成

障害のある人の医療費の公費負担制度の適正利用を推進するとともに、経済的な負担軽減を図ります。

[具体的事業等]

- ・高齢重度障害者医療費助成【保険年金課】
- ・心身障害者（児）医療費助成【保険年金課】
- ・精神通院医療費助成【保険年金課】

第3節 難病患者及び在宅重度障害者への支援

【現状・課題】

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、障害者の範囲に難病が加えられ、難病を患っている人も障害福祉サービスが利用できるようになりました。

難病を患っている人や在宅で生活している重度の障害のある人が、住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援を充実させることが求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象、その他の市民対象、障害者団体対象)

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「在宅難病患者への保健対策の充実」と回答している人がいます。

【具体的施策】

① 難病患者への支援

難病を患っている人を対象に見舞金を支給します。

[具体的事業等]

- ・ 特定疾患*患者等見舞金支給事業【社会福祉課】

② 居宅生活支援事業の実施

在宅で生活している重度の障害のある人の生活の質の向上を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 在宅重度身体障害者理美容サービス事業【社会福祉課】
- ・ 在宅重度身体障害者布団丸洗いサービス事業【社会福祉課】

第6章 人にやさしい快適なまちづくり

第1節 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

【現状・課題】

障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる、快適で暮らしやすい生活環境のまちづくりが求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

外出の際に困っていることについて、「歩道が狭く、道路に段差が多い」や「建物などに段差が多く、利用しにくい」と回答した人がいます。

(障害者対象、その他の市民対象、障害者団体対象)

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」と回答している人がいます。

【具体的施策】

① 障害者等に配慮した住宅の整備

障害のある人が、暮らしやすい住宅環境のニーズに応え、適切な住宅整備を図ります。

[具体的事業等]

- ・ 重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業【社会福祉課】
- ・ 日常生活用具等給付事業（再掲）【社会福祉課】
- ・ 市営住宅バリアフリー化事業【建築住宅課】

② 公共的施設などの改善整備

障害のある人や高齢者等が利用しやすい町内会館の整備に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 町内会館建設事業【市民生活課】

③ 歩道の整備

障害の有無や高齢であることにかかわらず、すべての人が快適に暮らせる生活環境にするために、歩道の整備に努めます。

[具体的事業等]

- ・ 生活に身近な道路整備事業【土木管理課】

第2節 交通・移動手段の整備充実

【現状・課題】

障害のある人が活動範囲を拡大し社会参加の機会を確保するためには、交通・移動手段の整備を進め、安心感を持って外出できることが求められています。

福祉ハイヤー助成事業などの交通・移動手段に対する助成、乗合バスのノンストップ化等が必要とされています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

外出の際に困ることについては、「気軽に利用できる移動手段が少ない(福祉車両、福祉タクシー等)」や「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」と回答しています。

(障害者対象、その他の市民対象、障害者団体対象)

今後、特に重要であると思う福祉施策として、「交通・移動手段の整備充実」と回答している人がいます。

【具体的施策】

① 移動支援サービスの充実

障害のある人の外出を容易にするために、交通・移動手段に対する助成や交通・移動手段の整備を図ります。

[具体的事業等]

- ・バス交通活性化推進事業【市民生活課】
- ・じん臓機能障害者等通院交通費助成事業【社会福祉課】
- ・福祉ハイヤー助成事業【社会福祉課】
- ・介護者用車両購入費補助事業【社会福祉課】
- ・身体障害者自動車改造費補助事業(再掲)【社会福祉課】
- ・福祉有償運送*運営協議会運営【高齢福祉課・社会福祉課】
- ・福祉車両貸出事業【高齢福祉課】
- ・在宅福祉移送サービス*【社会福祉協議会】

第3節 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）

【現状・課題】

災害が発生したとき、障害のある人とその介護者を対象とした福祉避難所（渋川広域障害保健福祉事業者協議会に加入する障害福祉施設）のうち、一部の施設を災害対策基本法等に基づく指定避難所として、平成26年10月に指定しました。

障害のある人が安全・安心して地域生活を送るためには、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策、災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合うしくみを積極的に推進することが求められています。

【アンケート調査結果】

（障害者対象）

災害時に支援してほしいことについて「災害情報を知らせてほしい」「避難場所までの避難を支援してほしい」「避難時の声をかけてほしい」と回答した人がいます。

【具体的施策】

① 防犯・防災などの安全確保対策の推進

障害のある人が安心して暮らせる環境を確保するため、火災・急病・突発的な事故・災害に迅速に対応できるよう、消防機関と地域に密着した安全確保の推進を図ります。

[具体的事業等]

- ・ひとり暮らし障害者緊急通報システム設置事業【社会福祉課】

② 消費者被害対策の啓発・推進

障害のある人や高齢者が被害に遭わないために、消費生活センターを核とした消費者被害防止の啓発活動を推進するとともに、ファックス110番やメール110番などの警察通報制度の周知を図ります。

[具体的事業等]

- ・消費生活センター運営事業【市民生活課】

③ 災害時の避難支援の体制整備

災害などが発生したとき、自力で避難することが困難な人を支援するために、福祉避難所、防災関係機関、自治会等が連携したネットワーク体制整備の充実を図ります。

聴覚に障害のある人が緊急に手話通訳者・要約筆記者が必要なときのために、体制整備の充実を図ります。

[具体的事業等]

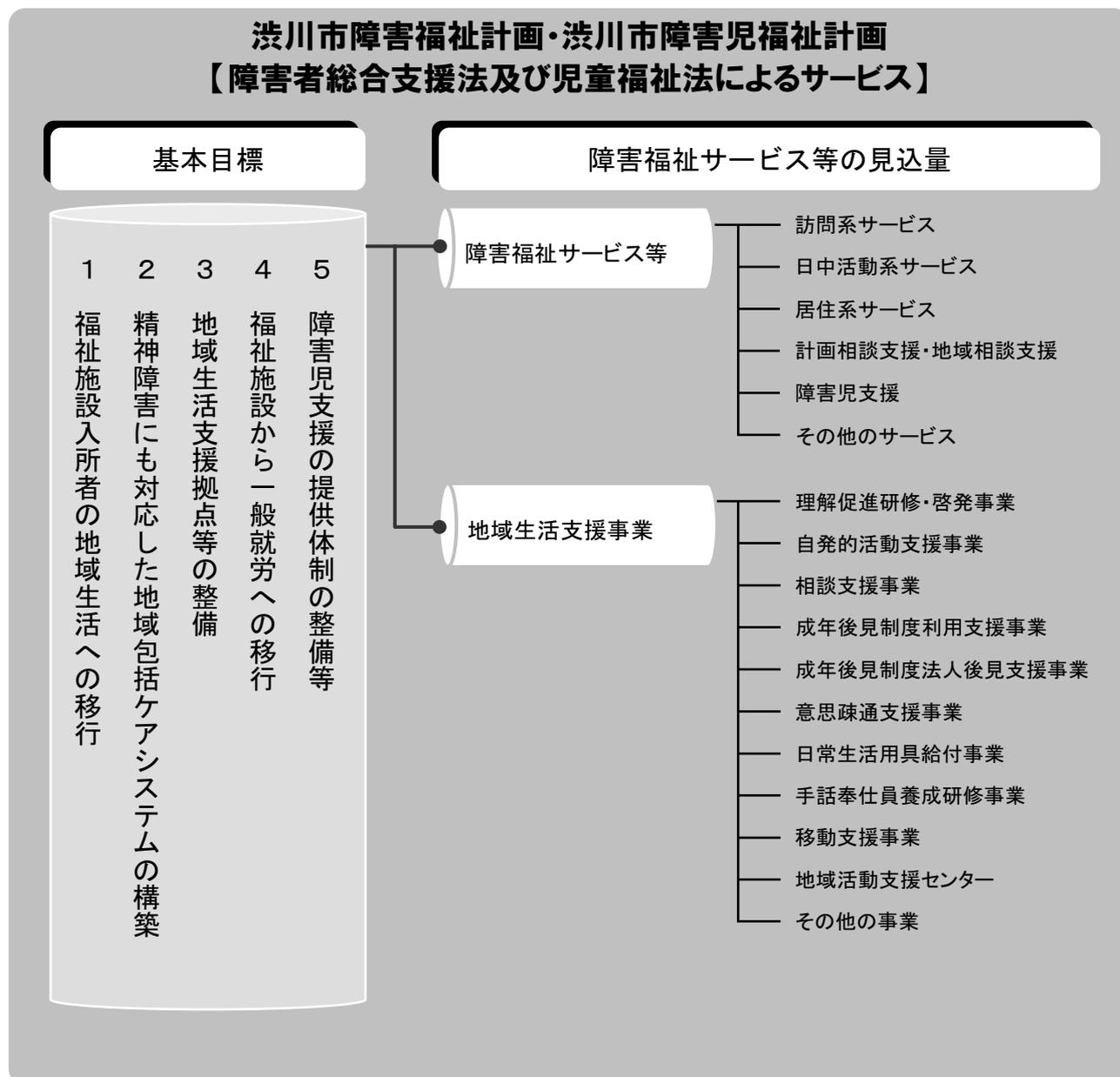
- ・要援護者個別支援プランの登録【社会福祉課】
- ・指定避難所（障害者対応）の指定【社会福祉課】
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）（再掲）【社会福祉課】



第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

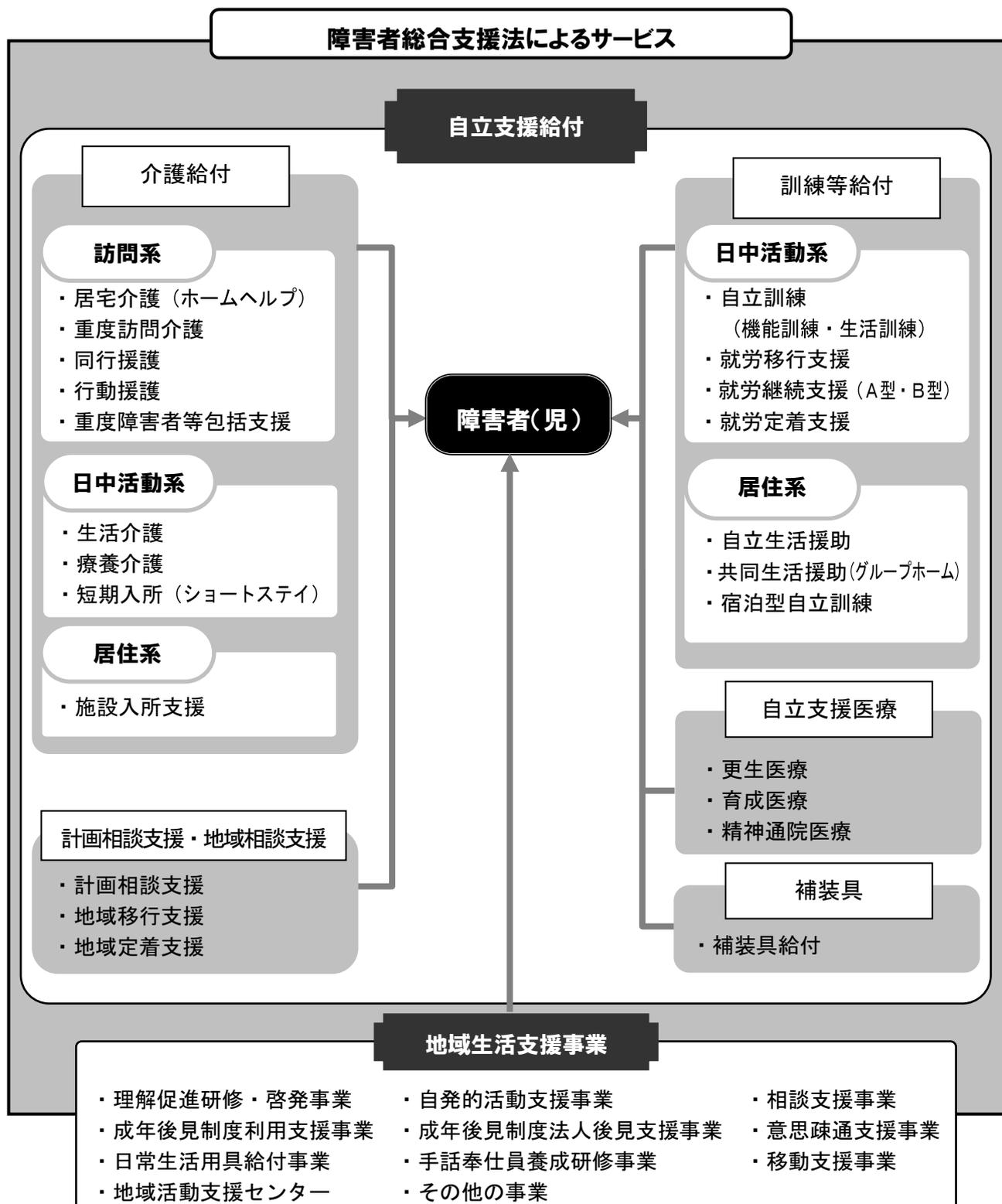
第1章 施策の体系

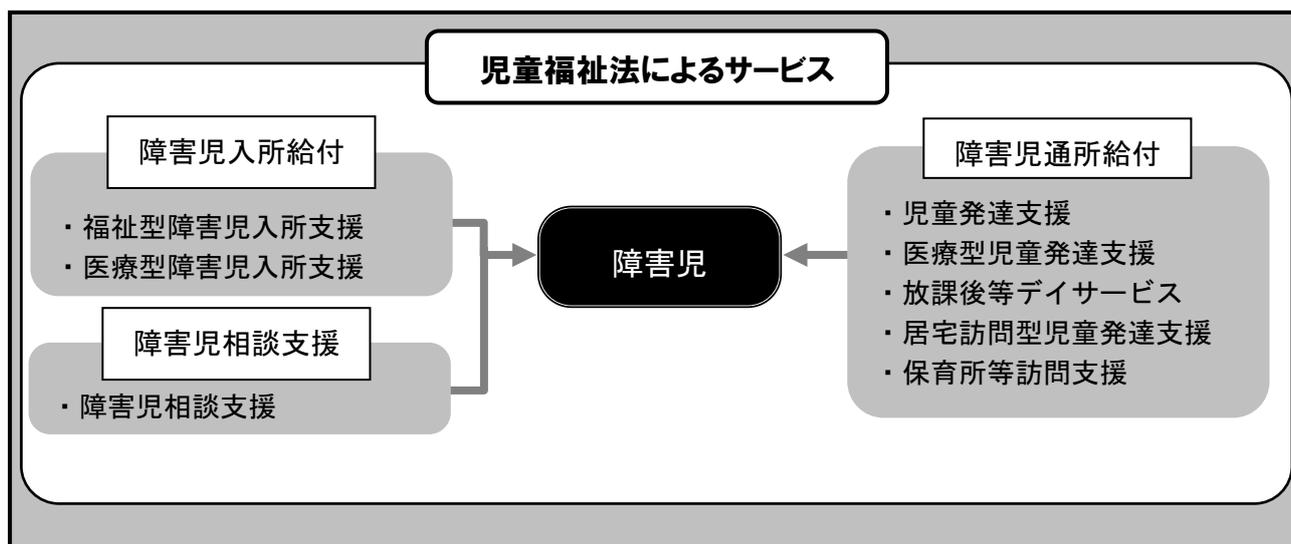
第1節 計画の体系



第2節 サービスの内容

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。





第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本目標

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとしています。なお、目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の福祉施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度末の福祉施設入所者数を平成28年度末時点の福祉施設入所者数から2%以上削減することとしています。

渋川市では、平成28年度末時点の入所者145人のうち14人が平成32年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、3人削減することを目標とします。

平成32年度の目標達成のために、進捗状況を把握した上で渋川地域自立支援協議会に報告するとともに、関係機関と連携し地域移行の体制整備が図れるよう働きかけていきます。

区 分	数 値	備 考
【実績値】 福祉施設入所者数 (平成28年度末) (A)	145人	渋川市で支給決定を受け、障害者施設に入所している人数
【見込量】 福祉施設入所者数 (平成32年度末) (B) (A)-(C)	142人	渋川市で支給決定を受け、障害者施設に入所する見込みの人数
【目標値】 福祉施設入所者の削減数 (A)-(B) <目標値2%以上: (C)/(A)×100=2.1%>	3人	福祉施設入所者を削減する目標の人数
【目標値】 地域生活移行者数 (D) <目標値9%以上: (D)/(A)×100=9.7%>	14人	平成29年度から平成32年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する目標の人数

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとされています。

渋川市では、市単独又は複数市町村によって1か所設置することを目標とし、渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）で協議を進めていきます。

区 分	数 値
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置(平成32年度末)	1か所

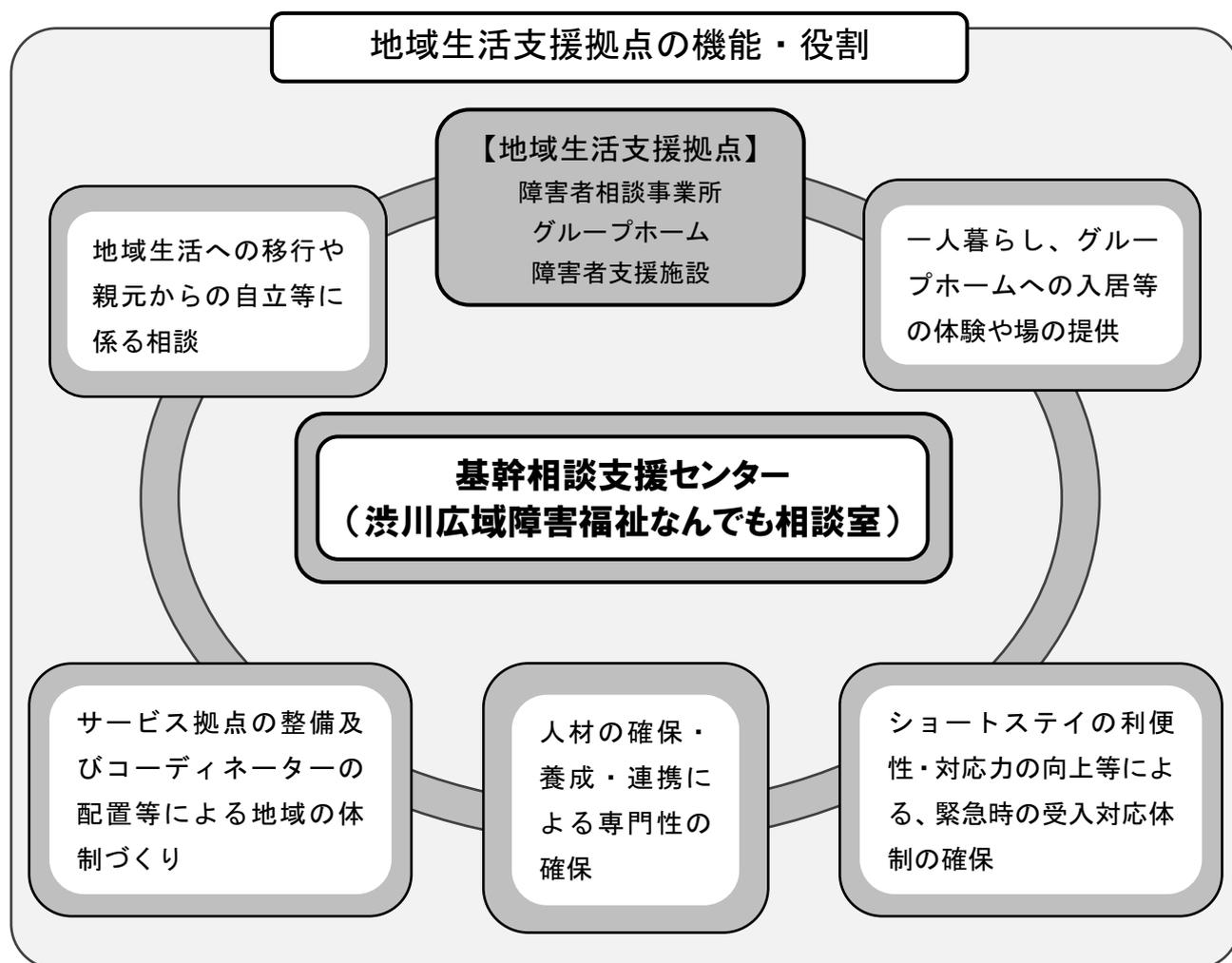


第3節 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、居住支援のための機能と地域支援のための機能を一体化した地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制を、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することとしています。

渋川市では、渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）に設立している障害者支援施設、グループホーム及び相談支援事業所を併せ持つ法人及び基幹相談支援センター（渋川広域障害福祉なんでも相談室*）と連携を行い、渋川地域自立支援協議会の場を用いて協議を行っていきます。

区 分	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点の整備の数 (平成32年度末)	7か所	渋川地域(渋川市、榛東村及び吉岡町)の法人及び基幹相談支援センターと連携し、面的な整備を行う。



第4節 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定することとしています。目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることとしています。

一般就労に移行する人の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数や事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとしています。就労移行支援事業の利用者数は、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指しています。また、一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることとしています。

渋川市では、平成32年度中に6人が福祉施設を退所し、一般就労をすることを目標とします。また、平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数は、25人を目標とします。なお、国の基本指針では、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とすることが基本となっていますが、市内に就労移行支援事業所が少ないことから、県と連携して障害のある人の就労移行に努めます。また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合は、8割を目標とします。

区 分	数 値
【実績値】 一般就労移行者数(平成28年度年間) (A)	4人
【実績値】 就労移行支援事業の利用者数(平成28年度末) (B)	20人
【目標値】 一般就労移行者数(平成32年度年間) (C) <目標値 1.5倍: (C) / (A) = 1.5倍>	6人
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数(平成32年度末) (D) <目標値 1.2倍: (D) / (B) = 1.3倍>	25人
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合(平成31年度末、平成32年度末)	8割

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することとしています。

また、障害のある児童の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどして平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。

さらに、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとしています。

いずれも、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとされています。

医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとしています。なお、市町村単独で設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

渋川市では、指針で定められている事項を市単独又は複数市町村によって1か所設置することを目標とし、渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）で協議を進めていきます。

区 分	数 値
【目標値】 児童発達支援センターの設置(平成32年度末)	1か所
【目標値】 保育所等訪問支援事業の実施(平成32年度末)	1か所
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 (平成32年度末)	1か所
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 (平成32年度末)	1か所
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 (平成30年度末)	1か所

第3章 障害福祉サービス等の利用実績と第5期における見込量

第1節 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害のある人が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むための重要なサービスとなっています。

【サービスの内容】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー*を派遣し、障害のある人に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害のある人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言及びその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しく困難を有する障害のある人に対して、外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の援護、その他危険を回避するために必要な援護を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しく困難を有する障害のある人であって、常時介護を必要とする人に対して、その人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。また、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護及び危険を回避するために必要な援護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害のある人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援護を包括的に提供します。

【現状と課題】

これまでの実利用者数及びサービス量の実績は、見込みを下回りました。

今後も、施設入所者からの地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービスの提供は不可欠であり、さらに、介護者の高齢化により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

今後、希望する日中の過ごし方として「自宅で過ごしたい」と回答した人が多くなっています。訪問系サービスの潜在的なニーズは高いといえます。

(事業所対象)

利用者が障害福祉サービスの利用を望んでいるが、不足していると感じられるサービスとして、「居宅介護」と回答した人が多くなっています。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
居宅介護 重度訪問介護	見 込 量	実利用者数 (人/月)	127	143	160	135	148	161
		サービス量 (時間/月)	2,337	2,631	2,944	2,342	2,567	2,793
同行援護 行動援護	実 績 値	実利用者数 (人/月)	125	126	131	—	—	—
		サービス量 (時間/月)	2,108	2,213	2,302	—	—	—
重度障害者等 包括支援	達 成 率	実利用者数	98.4%	88.1%	81.9%	—	—	—
		サービス量	90.2%	84.1%	78.2%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度は3月利用分の値

※第5期見込量 各年度3月利用分の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

今後、利用ニーズの増加が見込まれることから、必要に応じたサービスが柔軟に利用できるようサービス供給体制の促進に努めます。また、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充、専門的人材の確保及び質的向上を図るよう働きかけていきます。

第2節 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護及び短期入所（ショートステイ）等があり、日中に生活援助や自立に向けた就労支援を行うものです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設において、常時介護を必要とする人に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 （機能訓練・ 生活訓練）	機能訓練は、身体障害のある人又は難病等対象者に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。生活訓練は、知的障害又は精神障害を有する障害のある人に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関し自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して行われる、生産活動、職場体験、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して行われます。B型は、通常の事業所に雇用されていた障害のある人であってその年齢や心身の状況その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に対して雇用契約を結ばずに行われます。

(つづき)

サービス名	内容
就労定着支援	就労移行支援又は就労継続支援等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害のある人に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、医療機関その他の人との連絡調整及びに雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。
療養介護	医療を必要とする障害のある人であって常に介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅において障害のある人の介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、当該施設に短期間の入所とともに入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

【現状と課題】

生活介護と療養介護は、概ね見込どおりの利用実績となっています。自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、県内に事業所が少ないため、利用実績は少ない状況でした。就労移行支援は、見込を下回る利用実績でした。就労継続支援（A型・B型）は、見込を大幅に上回る利用実績がありました。短期入所は年度によって利用実績に増減がありました。

就労移行支援と就労継続支援は、市内にある事業所を中心に利用されており、特別支援学校の卒業生などの新たな利用者が見込まれていることから、障害のある人が日中生活する場所の提供が求められています。

障害のある人の自立した生活を実現するためには、生活に必要な訓練や就労支援の提供が求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

希望する日中の過ごし方として、知的障害者・精神障害者は「自立訓練」、「就労支援」と回答した人が多くいます。自立訓練や就労に向けた支援の強化が求められています。さらに知的障害者は「生活介護」と回答している人もいるため、日中活動系サービスのニーズは高いといえます。

(事業所対象)

利用者が障害福祉サービスの利用を望んでいるが、不足していると感じられるサービスとして、「短期入所」と回答した人が多くなっています。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分		第4期			第5期			
		H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度	
生活介護	見込量	実利用者数 (人/月)	184	187	190	204	206	208
		サービス量 (人日/月)	3,772	3,834	3,895	4,284	4,326	4,368
	実績値	実利用者数 (人/月)	194	196	202	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	4,104	4,186	4,192	—	—	—
	達成率	実利用者数	105.4%	104.8%	106.3%	—	—	—
		サービス量	108.8%	109.2%	107.6%	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	見込量	実利用者数 (人/月)	2	3	4	1	1	1
		サービス量 (人日/月)	27	40	53	15	15	15
	実績値	実利用者数 (人/月)	2	0	0	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	29	0	0	—	—	—
	達成率	実利用者数	100.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
		サービス量	107.4%	0.0%	0.0%	—	—	—
自立訓練 (生活訓練)	見込量	実利用者数 (人/月)	5	6	7	7	8	9
		サービス量 (人日/月)	99	119	139	112	128	144
	実績値	実利用者数 (人/月)	6	7	6	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	114	118	78	—	—	—
	達成率	実利用者数	120.0%	116.7%	85.7%	—	—	—
		サービス量	115.2%	99.2%	56.1%	—	—	—
就労移行 支援	見込量	実利用者数 (人/月)	22	27	31	23	25	25
		サービス量 (人日/月)	411	505	580	414	450	450
	実績値	実利用者数 (人/月)	15	20	21	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	272	322	396	—	—	—
	達成率	実利用者数	68.2%	74.1%	67.7%	—	—	—
		サービス量	66.2%	63.8%	68.3%	—	—	—

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

(つづき)

区 分			第4期			第5期		
			H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
就労継続 支援 (A型)	見込量	実利用者数 (人/月)	15	16	17	25	27	29
		サービス量 (人日/月)	320	341	362	525	567	609
	実績値	実利用者数 (人/月)	19	23	23	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	408	507	472	—	—	—
	達成率	実利用者数	126.7%	143.8%	135.3%	—	—	—
		サービス量	127.5%	148.7%	130.4%	—	—	—
就労継続 支援 (B型)	見込量	実利用者数 (人/月)	157	158	159	208	224	240
		サービス量 (人日/月)	2,889	2,907	2,926	3,952	4,256	4,560
	実績値	実利用者数 (人/月)	167	188	192	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	3,183	3,604	3,635	—	—	—
	達成率	実利用者数	106.4%	119.0%	120.8%	—	—	—
		サービス量	110.2%	124.0%	124.2%	—	—	—
就労定着 支援	見込量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	5	10	15
	実績値	実利用者数 (人/月)	—	—	—	—	—	—
	達成率	実利用者数	—	—	—	—	—	—
療養介護	見込量	実利用者数 (人/月)	14	15	16	16	17	18
	実績値	実利用者数 (人/月)	15	15	16	—	—	—
	達成率	実利用者数	107.1%	100.0%	100.0%	—	—	—

(つづき)

区 分		第4期			第5期			
		H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込)	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
短期入所 (ショート ステイ)	見込量	実利用者数 (人/月)	12	13	14	25	26	27
		サービス量 (人日/月)	121	131	141	225	234	243
	実績値	実利用者数 (人/月)	12	24	25	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	107	217	225	—	—	—
	達成率	実利用者数	100.0%	184.6%	178.6%	—	—	—
		サービス量	88.4%	165.6%	159.6%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度は3月利用分の値

※第5期見込量 各年度3月利用分の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

福祉施設資源の活用によるサービス提供を図っていきます。

サービス利用者数の増加や施設入所者等の地域移行により、利用が増加していくことが見込まれるサービスは、需要増加の情報提供に努め、サービス提供事業者の整備が図れるよう働きかけていきます。

第3節 居住系サービス

居住系サービスは、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練があり、日常生活能力を向上させるための支援を行います。

【サービスの内容】

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援等を利用していた障害のある人が、居宅における一人暮らしを営む上での様々な問題に対して、定期的な巡回訪問等により障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障害のある人に対して、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害を有する障害のある人に対して、居室その他の設備を利用とともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

【現状と課題】

宿泊型自立訓練施設は、事業所が少ないことから見込みを下回る利用実績でした。グループホームの利用実績は、見込みを下回りました。

障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後でも安心して暮らせる生活の場の整備をするためには、共同生活援助の提供体制の充実を図ることが求められています。

福祉施設に入所している人が地域での生活に移行するためには、福祉施設資源の活用による共同生活援助の提供が必要です。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

現在や今後の生活で不安なこととして、「親の高齢化について」や「住宅・生活の場所について」と回答した人がいます。特に知的障害者、精神障害者の回答は「親の高齢化について」の割合が高い結果となりました。

(事業所対象)

利用者が障害福祉サービスの利用を望んでいるが、不足していると感じられるサービスとして、「共同生活援助」と回答した人が多くなっています。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
自立生活 援助	見込量	実利用者数 (人/月)	—	—	—	1	1	1
	実績値	実利用者数 (人/月)	—	—	—	—	—	—
	達成率	実利用者数	—	—	—	—	—	—
共同生活 援助 (グループ ホーム)	見込量	実利用者数 (人/月)	125	142	159	126	138	150
	実績値	実利用者数 (人/月)	105	113	114	—	—	—
	達成率	実利用者数	84.0%	79.6%	71.7%	—	—	—
施設入所 支援	見込量	実利用者数 (人/月)	140	139	138	144	143	142
	実績値	実利用者数 (人/月)	145	145	144	—	—	—
	達成率	実利用者数	103.6%	104.3%	104.3%	—	—	—
宿泊型 自立訓練	見込量	実利用者数 (人/月)	8	8	8	5	5	5
	実績値	実利用者数 (人/月)	8	5	5	—	—	—
	達成率	実利用者数	100.0%	62.5%	62.5%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度は3月利用分の値

※第5期見込量 各年度3月利用分の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

福祉施設資源の活用によるサービス提供を図っていきます。

サービス利用者数の増加や施設入所者等の地域移行により、利用が増加していくことが見込まれるサービスは、需要増加の情報提供に努め、サービス提供事業者の整備が図れるよう働きかけていきます。

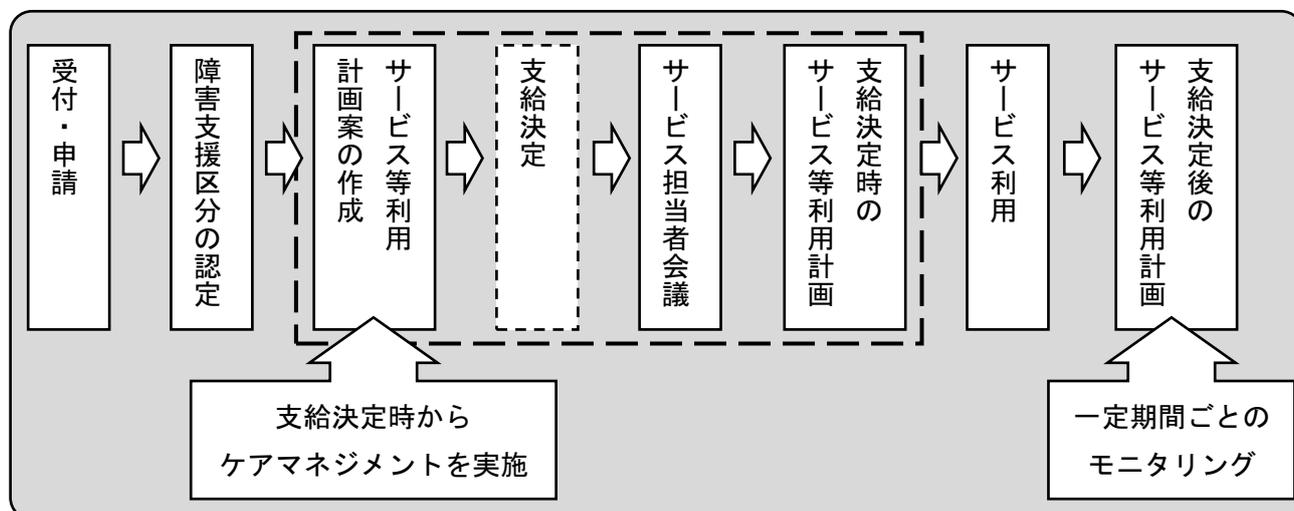
第4節 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、各関係機関と連携しながら計画的な支援を行うものです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
計画相談支援 (サービス等利用 計画作成)	障害福祉サービスの申請等に係る障害のある人に対して、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整を行い「サービス等利用計画(案)」を作成します。また、障害のある人が、サービス等利用計画が適切であるかどうかに対して、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、「サービス等利用計画」の見直しを行い、「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整を行います。
地域相談支援	地域での生活に移行する障害のある人及び地域に移行した障害のある人を支援します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【サービス利用のフロー図】



【現状と課題】

計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援）は、概ね見込どおりの利用実績となっています。地域相談支援（地域定着支援）は、見込を大きく上回る利用実績となっています。

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送るためには、障害のある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていく必要があります。

【アンケート調査結果】

（障害者対象）

悩みごとや心配ごとがあるときに相談するところとして、「障害者相談支援事業所」と回答した人がいます。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期			
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度	
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	見込量	実利用者数 (人/月)	129	141	153	175	193	212	
	実績値	実利用者数 (人/月)	104	143	159	—	—	—	
	達成率	実利用者数	80.6%	101.4%	103.9%	—	—	—	
地域相談支援	地域移行支援	見込量	実利用者数 (人/月)	1	1	1	5	5	5
		実績値	実利用者数 (人/月)	1	0	0	—	—	—
		達成率	実利用者数	100.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
	地域定着支援	見込量	実利用者数 (人/月)	3	3	3	9	9	9
		実績値	実利用者数 (人/月)	4	6	6	—	—	—
		達成率	実利用者数	133.3%	200.0%	200.0%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度は3月利用分の値

※第5期見込量 各年度3月利用分の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

障害者相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の質の向上に努めます。

施設入所者等の地域での生活に移行を進める上で施設や医療機関と連携を強化し、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用増加に努めます。

第5節 障害児支援

障害児支援には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児入所支援及び障害児相談支援があり、障害のある児童に対し将来における自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障害特性に応じた専門的な支援を行うものです。

【サービスの内容】

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学しており、放課後や夏休み等の長期休暇中に支援が必要と認められた障害のある児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
児童入所支援（福祉型）	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の習得に向けた支援を行います。
児童入所支援（医療型）	障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の習得に向けた支援及び治療を行います。
障害児相談支援	通所給付決定の申請等に係る障害のある児童の保護者に対して、障害のある児童の心身の状況、その置かれている環境、障害のある児童又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、関係者との連絡調整を行い「障害児支援利用計画(案)」を作成します。また、通所給付決定保護者が、障害のある児童に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかに対して、モニタリング期間ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、「障害児支援利用計画」の見直しを行い、「障害児支援利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行います。

【現状と課題】

児童発達支援の利用実績は、見込みを下回りました。放課後等デイサービスは、見込みを大きく上回る利用実績となっています。医療型児童発達支援と保育所等訪問支援の利用実績はありませんでした。児童入所支援（福祉型・医療型）と障害児相談支援は見込みを下回りました。

これまで、障害者自立支援法と児童福祉法のそれぞれの枠組みの中で支援を行ってききましたが、平成24年4月に児童福祉法が改正され障害児施設及び事業が一元化されたことに伴い児童に対する支援が強化され、より一層、支援体制の整備及び関係機関との連携が求められています。

また、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

障害児支援サービスの利用状況として、知的障害者は放課後等デイサービスの利用状況が前回よりも多くなっています。また、障害児支援に関する他のサービスについて、知的障害者は「現在利用している」よりも「現在利用していないが、今後利用したい」という回答が全体的に多くなっており、障害児支援についてのニーズは高いといえます。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達 支援	見込量	実利用者数 (人/月)	23	24	25	24	25	26
		サービス量 (人日/月)	359	374	390	360	375	390
	実績値	実利用者数 (人/月)	20	23	24	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	315	332	342	—	—	—
	達成率	実利用者数	87.0%	95.8%	96.0%	—	—	—
		サービス量	87.7%	88.8%	87.7%	—	—	—

第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

(つづき)

区 分			第4期			第5期		
			H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
医療型 児童発達 支援	見込量	利用児童数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
		サービス量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値	利用児童数 (人/月)	0	0	0	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	0	0	0	—	—	—
	達成率	利用児童数	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
		サービス量	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
放課後等 デイサービス	見込量	実利用者数 (人/月)	34	37	39	75	85	95
		サービス量 (人日/月)	381	414	437	1,125	1,275	1,425
	実績値	実利用者数 (人/月)	45	55	65	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	640	813	986	—	—	—
	達成率	実利用者数	132.4%	148.6%	166.7%	—	—	—
		サービス量	168.0%	196.4%	225.6%	—	—	—
居宅訪問型 児童発達 支援	見込量	利用児童数 (人/月)	—	—	—	1	1	1
		サービス量 (人日/月)	—	—	—	2	2	2
	実績値	利用児童数 (人/月)	—	—	—	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	—	—	—	—	—	—
	達成率	利用児童数	—	—	—	—	—	—
		サービス量	—	—	—	—	—	—
保育所等 訪問支援	見込量	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
		サービス量 (人日/月)	2	2	2	2	2	2
	実績値	実利用者数 (人/月)	0	0	0	—	—	—
		サービス量 (人日/月)	0	0	0	—	—	—
	達成率	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—
		サービス量	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

(つづき)

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
児童入所 支援 (福祉型)	見込量	実利用者数 (人/月)	10	10	10	6	6	6
	実績値	実利用者数 (人/月)	6	8	5	—	—	—
	達成率	実利用者数	60.0%	80.0%	50.0%	—	—	—
児童入所 支援 (医療型)	見込量	実利用者数 (人/月)	5	5	5	1	1	1
	実績値	実利用者数 (人/月)	1	2	1	—	—	—
	達成率	実利用者数	20.0%	40.0%	20.0%	—	—	—
障害児 相談支援	見込量	実利用者数 (人/月)	40	44	48	35	41	48
	実績値	実利用者数 (人/月)	31	30	35	—	—	—
	達成率	実利用者数	77.5%	68.2%	72.9%	—	—	—
医療的ケア児 に対する コーディネーターの配置	見込量	配置人数 (人)	—	—	—	1	1	1
	実績値	配置人数 (人)	—	—	—	—	—	—
	達成率	配置人数	—	—	—	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度は3月利用分の値

※第5期見込量 各年度3月利用分の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

福祉施設資源の活用によるサービス提供を図っていきます。

障害のある児童のニーズや課題に対応できるように情報提供に努め、サービス提供事業者の整備が図れるよう働きかけていきます。

障害者相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の質の向上に努めます。

障害者相談支援事業所と連携し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

第6節 その他のサービス

【サービスの内容】

サービス名	内容
補装具費の支給	補装具費(購入費・修理費)を支給します。利用者負担については、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて利用者負担に上限額が設定されています。
自立支援医療	更生医療、育成医療又は精神通院医療を受ける際に必要な医療費の一部を支給します。利用者負担については、原則1割負担です。ただし、所得に応じて利用者負担に上限を設定されています。



第4章 地域生活支援事業の利用実績と第5期における見込量

第1節 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【サービスの内容】

事業等	内容
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障害がある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【現状と課題】

平成27年度から渋川市民総合文化祭が行われている会場において、障害福祉サービス事業所での活動の紹介や障害福祉サービス事業所で作成されている製品の販売を行っています。

平成29年度から一般市民向け、医療機関従事者向け及び観光業従事者向けの手話教室を開催しています。

理解促進研修・啓発事業への参加者を増やし、障害のある人への理解を深めることが求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

障害があることで、差別や人権侵害を受けていると感じると回答した人は、「知的障害者」と「精神障害者」で多くなっています。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分		第4期			第5期			
		H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度	
理解促進研修・啓発事業	見込量	事業数(件)	1	1	1	2	2	2
	実績値	事業数(件)	1	1	2	—	—	—
	達成率	事業数	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

理解促進研修・啓発事業への参加者が増加するように工夫し、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけの強化を図ります。



第2節 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【サービスの内容】

事業等	内容
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

【現状と課題】

障害のある人が社会との交流を高めるため、障害者団体が取り組む文化活動やスポーツ活動に対して支援を行っています。

特定の人だけでなく、多くの障害のある人、その家族、地域住民等が事業に関心や関わりを持つための工夫が求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者団体対象)

特に重要であると思う福祉施策は、「障害者団体の育成・支援」と回答した人が多くなっています。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
自発的活動 支援事業	見込量	事業数(件)	5	5	5	5	5	5
	実績値	事業数(件)	5	5	5	—	—	—
	達成率	事業数(件)	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

障害者団体が取り組む活動へより多くの方々が参加できるように障害者団体に働きかけ、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援し、共生社会の実現を図ります。

第3節 相談支援事業

障害のある人、障害のある児童の保護者又は障害のある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人や障害のある児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

【サービスの内容】

事業等	内容
障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する様々な問題に対して、その相談に応じ必要な情報の提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を強化します。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障害のある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。さらに、地域自立支援協議会の事務局を兼ねるなど、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート・マンション・一戸建）のことをいう）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して障害のある人の地域での生活を支援します。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムを構築し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置しています。

【現状と課題】

渋川広域障害福祉なんでも相談室と地域活動支援センターあじさいの2か所に委託して相談支援事業を実施しています。平成24年度から、身体・知的・精神障害者の相談に対応している渋川広域障害福祉なんでも相談室を基幹相談支援センターとして、総合的に相談業務の強化を図っています。

住宅入居等支援事業は、施設入所者や入院中の精神障害者の地域での生活への移行を進める上で支援が求められることから、支援体制を強化する必要があります。

地域自立支援協議会は、渋川地域（渋川市、榛東村及び吉岡町）における相談支援の中立に関する検証や困難事例への対応に関する協議や調整等を行うため、平成19年3月に設置しました。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

悩みごとや心配ごとがあるときに相談する場所として、「障害福祉なんでも相談室」と回答した人がいます。



【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
障害者相談 支援事業	見込量	委託数 (箇所)	2	2	2	2	2	2
	実績値	委託数 (箇所)	2	2	2	—	—	—
	達成率	委託数	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
基幹相談 支援 センター	見込量	設置数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実績値	設置数 (箇所)	1	1	1	—	—	—
	達成率	設置数	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
基幹相談 支援 センター 機能強化 事業	見込量	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	実施の有無	有	有	有	—	—	—
	達成率	実施の有無	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
住宅入居等 支援事業	見込量	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	実施の有無	有	有	有	—	—	—
	達成率	実施の有無	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—
地域自立 支援協議会	見込量	設置数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実績値	設置数 (箇所)	1	1	1	—	—	—
	達成率	設置数	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、様々な相談に応じられるよう専門的な職員を配置します。

障害のある人などから相談に応じた必要な支援や虐待の防止及び早期発見のために地域の関係機関との連絡調整を行い、ネットワーク体制の強化を図ります。

第4節 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

【サービスの内容】

事業等	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人・精神障害のある人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通して成年後見制度の利用を支援します。

【現状と課題】

成年後見制度利用支援事業の利用実績は、見込みを下回りました。

支援が必要な障害のある人が利用できるよう、制度への理解を促進することが必要です。

【アンケート調査結果】

（障害者対象）

特に重要であると思う福祉施策として「障害者の権利擁護や権利行使の援助」と回答した人がいます。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実利用者数 (人)	2	2	2	2	2	2
	実績値	実利用者数 (人)	1	1	1	—	—	—
	達成率	実利用者数	50.0%	50.0%	50.0%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

社会福祉協議会や基幹相談支援センターと連携し情報提供を行い、障害のある人の権利擁護に努めます。

第5節 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

【サービスの内容】

事業等	内容
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援及びその他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を行う。

【現状と課題】

成年後見制度を実施する法人が市内にはないため、成年後見制度法人後見支援事業は、現在行っていない状況です。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

特に重要であると思う福祉施策として「障害者の権利擁護や権利行使の援助」と回答した人がいます。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施の有無	無	無	無	無	有	有
	実績値	実施の有無	無	無	無	—	—	—
	達成率	実施の有無	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度を実施する法人の動向を勘案し実施に向けて検討を行います。

第6節 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービスの内容】

事業等	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害のある人のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う人を社会福祉課窓口等に設置します。

【現状と課題】

手話通訳者派遣は平成19年度から実施し、要約筆記者派遣は平成24年度から実施しています。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用実績は、平成27年度は見込みを上回り、平成28年度及び平成29年度（見込）は見込を下回りました。

手話通訳者設置事業は、渋川広域（渋川市、榛東村及び吉岡町）での共同設置として、渋川広域障害福祉なんでも相談室では毎週木曜日に実施し、また、榛東村及び吉岡町の庁舎では毎月第2・第4月曜日に実施しています。さらに、平成22年度からは社会福祉課の窓口にも手話通訳者を常設し、支援の強化を図っています。

また、市役所の各窓口に耳マークを設置し窓口サービスの向上を図っています。

【アンケート調査結果】

（障害者対象）

コミュニケーションや情報を取得する上で困ることとして、「会話の際、相手の言うことがよく理解できない」「手話による情報が少ない」と回答した人がいます。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	見込量	実利用者数 (人)	196	258	342	225	236	248
	実績値	実利用者数 (人)	216	215	214	—	—	—
	達成率	実利用者数	110.2%	83.3%	62.6%	—	—	—
手話通訳者 設置事業	見込量	設置者数 (人)	2	2	2	2	2	2
	実績値	設置者数 (人)	1	2	2	—	—	—
	達成率	設置者数	50.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

聴覚障害者団体やボランティア団体と運営委員会等を開催し、利用者の意向を反映した適切なサービスの提供を図ります。



第7節 日常生活用具給付事業

障害のある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の向上を図ります。

【サービスの内容】

事業等	内容
日常生活用具給付事業	日常生活上の向上を図るため、重度障害のある人に対して、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。

区分	内容	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・体位変換器等
	②自立生活支援用具	入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等
	③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器・盲人用体温計等
	④情報・意思疎通支援用具	点字器・人口喉頭等
	⑤排せつ管理支援用具	ストーマ用装具・紙おむつ等
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	スロープ・手すり等・設置に小規模な住宅改修を伴う用具

【現状と課題】

排せつ管理支援用具の利用実績は、見込みをやや上回りました。

その他の用具は年度によって利用実績にばらつきがありました。

障害者手帳の交付の際に、日常生活用具給付の周知を行い自立した生活が送れるよう支援してきました。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

日常生活用具給付の利用状況について、「現在利用している」よりも「現在利用していないが、今後利用したい」という回答が身体障害で多くなっており、日常生活用具についてのニーズは高いといえます。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分		第4期			第5期			
		H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	見込量 (件)	10	11	13	5	6	7
	②自立生活支援用具		21	22	23	7	8	9
	③在宅療養等支援用具		25	27	29	13	14	15
	④情報・意思疎通支援用具		10	11	12	9	10	11
	⑤排せつ管理支援用具		1,578	1,673	1,773	1,898	2,012	2,133
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)		2	2	2	2	3	4
	計		1,646	1,746	1,852	1,934	2,053	2,179
	①介護・訓練支援用具	実績値 (件)	6	7	3	—	—	—
	②自立生活支援用具		9	5	6	—	—	—
	③在宅療養等支援用具		8	11	20	—	—	—
	④情報・意思疎通支援用具		6	12	9	—	—	—
	⑤排せつ管理支援用具		1,636	1,690	1,791	—	—	—
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)		1	3	3	—	—	—
	計		1,666	1,728	1,832	—	—	—
	①介護・訓練支援用具	達成率	60.0%	63.6%	23.1%	—	—	—
	②自立生活支援用具		42.9%	22.7%	26.1%	—	—	—
	③在宅療養等支援用具		32.0%	40.7%	69.0%	—	—	—
	④情報・意思疎通支援用具		60.0%	109.1%	75.0%	—	—	—
	⑤排せつ管理支援用具		103.7%	101.0%	101.0%	—	—	—
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)		50.0%	150.0%	150.0%	—	—	—
	計		101.2%	99.0%	98.9%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

※排せつ管理支援用具は、1か月を1件としての値

【サービス見込量確保のための方策】

引き続き、制度の周知を図りながら利用促進を図ります。

第8節 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うのに必要な手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【サービスの内容】

事業等	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の人材育成のため、入門課程・基礎課程・フォローアップ講座の3コースの講座を開催し、聴覚障害者等の支援を行います。

【現状と課題】

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、交流活動の推進などの支援者として期待される手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の手話表現技術習得を目的とした講習会を開催しています。

入門課程の実績では、平成27年度、平成28年度の見込みを上回りましたが、平成29年(見込)では見込みを下回っているため、関係団体を通して新規参加者を募ることが課題となっています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

特に重要であると思う福祉施策として、「福祉人材の養成・確保」と回答した人がいます。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習 修了者数)	見 込 量	入門課程(人)	10	10	10	15	15	15
		基礎課程(人)	8	8	8	10	10	10
		フォローアップ 講座(人)	—	—	—	5	5	5
	実 績 値	入門課程(人)	12	23	6	—	—	—
		基礎課程(人)	6	8	12	—	—	—
		フォローアップ 講座(人)	—	—	5	—	—	—
	達 成 率	入門課程	120.0%	240.0%	60.0%	—	—	—
		基礎課程	75.0%	100.0%	150.0%	—	—	—
		フォローアップ 講座(人)	—	—	—	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

聴覚、言語機能又は音声機能等の障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話奉仕員を養成します。今後も関係団体と連携して新規参加者を募るとともに、福祉サービスの担い手の人材養成と確保に努めていきます。

第9節 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【サービスの内容】

事業等	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、余暇活動や買い物などの外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

【現状と課題】

移動支援事業の利用実績は、見込みを下回りました。

移動支援は、障害のある人の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要な支援となっているため、利用者の視点に立ったサービスの提供が求められています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

外出時の移動における介助や援助が必要と回答している人がいます。特に、知的障害者の人で、介助や援助が必要と回答している人が多くいます。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
移動支援事業	見込量	実利用者数 (人)	74	78	82	76	77	78
		延べ利用時間数 (時間)	8,094	8,903	9,793	7,284	7,357	7,431
	実績値	実利用者数 (人)	76	74	75	—	—	—
		延べ利用時間数 (時間)	7,427	7,141	7,212	—	—	—
	達成率	実利用者数	102.7%	94.9%	91.5%	—	—	—
		延べ利用時間数	91.8%	80.2%	73.6%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

障害のある人の社会参加を促進するため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

第10節 地域活動支援センター

地域活動支援センターでは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害の特性に応じた作業指導及び生活訓練、社会生活及び家庭生活に必要な学習及び指導を行います。就労や障害福祉サービス(就労継続支援)の利用につながっています。

【サービスの内容】

事業等	内容
地域活動支援センター	受注作業、自主製品創作、地域交流、生活習慣指導、健康指導、福祉サービスの利用援助及び社会参加資源を活用するための助言・指導を行います。

【現状と課題】

地域活動支援センターは、平成28年度まで法人委託で4か所に設置されていました。平成29年度には、そのうち1か所が就労継続支援B型に移行したため、3か所に設置されていました。

また、施設の老朽化が進んでいるため、施設の統合を行うなど設置方法を検討する必要があります。

利用実績は、平成29年度を除き見込みを上回っています。

【アンケート調査結果】

(障害者対象)

希望する日中の過ごし方として、地域活動支援センターで「創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流等を行ったりするところで過ごしたい」と回答している人がいます。

【第4期・第5期見込量、実績値、達成率】

区 分			第4期			第5期		
			H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度	H31年度	H32年度
地域活動支援 センター	見 込 量	設置数 (箇所)	4	4	4	2	2	2
		実利用者数 (人)	100	102	104	100	105	110
	実 績 値	設置数 (箇所)	4	4	3	—	—	—
		実利用者数 (人)	116	126	94	—	—	—
	達 成 率	設置数	100.0%	100.0%	75.0%	—	—	—
		実利用者数	116.0%	123.5%	90.4%	—	—	—
地域活動支援 センター (他市町村利用)	見 込 量	委託数 (箇所)	5	5	5	6	6	6
		実利用者数 (人)	28	29	30	32	35	38
	実 績 値	委託数 (箇所)	4	5	6	—	—	—
		実利用者数 (人)	28	32	29	—	—	—
	達 成 率	委託数	80.0%	100.0%	120.0%	—	—	—
		実利用者数	100.0%	110.3%	96.7%	—	—	—

※第4期見込量、実績値、達成率 各年度の値

※第5期見込量 各年度の推計値

【サービス見込量確保のための方策】

障害者の地域生活の場、社会参加の場として、障害のある人等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。

第11節 その他の事業

【サービスの内容】

事業等		内容
福祉ホーム事業		障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害のある人に対して、低額の料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行います。
訪問入浴サービス事業		家庭において入浴することが困難な在宅で身体に重度の障害のある人に対して、自宅へ訪問し入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	日中一時支援事業	障害のある人及び障害のある児童に、日中における活動の場を一時的に確保し、見守り及び社会に適応するための日常生活訓練等の支援を行います。
	サービスステーション・登録介護者事業	心身障害児（者）を常時介護する者が一時的に介護できない場合、登録した一定の資格を有する人、又は市と契約したサービスステーションに一時的に介護を委託することにより介護者の負担軽減を図ります。
点字・声の広報等発行事業		渋川市社会福祉協議会に登録しているボランティアが市の広報紙を音読し、カセットテープに録音したものを視覚障害のある人のうち希望する人に配付しています。また、市の封筒に点字を刻印し、市からの配付物がわかるようにしています。
身体障害者自動車改造費補助金		肢体不自由による身体障害のある人が所有し運転しようとする自動車を、当該障害のある人が運転しやすいように制御装置等を改造する場合に、その改造に要する経費の一部を補助します。
更生訓練費給付事業		就労移行支援事業及び指定旧法施設支援を受けている身体障害のある人で更生訓練を受けている人に社会復帰の促進を図るため、更生訓練費の支給を行います。

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進

第1節 計画の周知

計画を推進するためには、障害に関する正しい知識や理解を広める必要があります。関係機関や障害者支援に関わる人々と連携し、障害のある人、障害のない人が共に暮らす地域社会の実現のために、広報やホームページ等を通して計画の周知を図っていきます。

第2節 計画の推進体制の確立

計画の推進体制として、保健・医療・福祉・教育・就労等様々な関係機関の連携により推進しなければなりません。こうしたことから渋川地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障害のある人のライフステージに応じた支援を行い、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう計画の推進体制を確立します。

第3節 国・県・近隣市町村との連携

国や県などの動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障害のある人の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町村及び渋川地域自立支援協議会と連携を図ります。

また、地域生活定着支援センター、地域活動支援センター、障害者虐待防止及び障害者相談支援等の施策は広域的に連携を図ります。

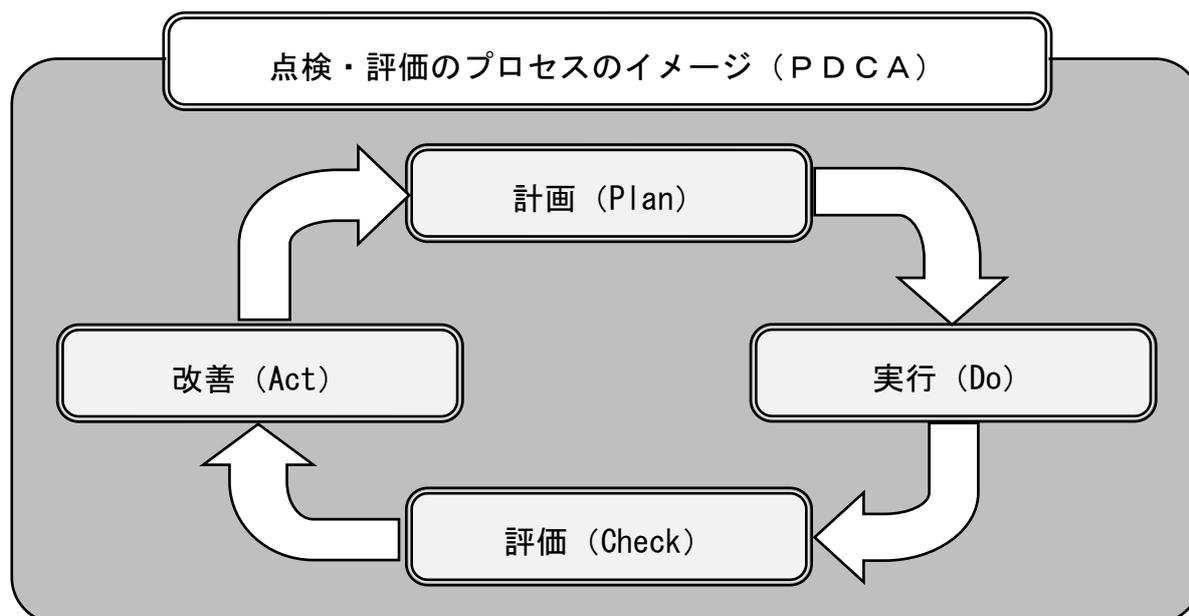
第4節 障害者の障害者施策への参加

あらゆる機会を捉えて、障害のある人及びその家族のニーズや意見を障害者施策へ反映させるためには、障害者施策への参加を積極的にしていただくことが重要です。

本計画の推進にあたり、障害のある人やその家族の意見を把握し、地域での生活を推進する上で、障害者施策に参加できる環境を整えていきます。

第5節 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、各年度において、施策の取組状況、サービス見込み量等の達成状況を「渋川市障害者計画推進委員会」、「渋川地域自立支援協議会」に報告し点検・評価をします。点検・評価の結果に基づいて所要の対策の実施に取り組みます。



資料編

1 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定概要

(1) 趣旨

この概要は、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを目的に、第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画を策定のための必要な事項を定め、策定事務の円滑な推進を図る。

(2) 計画策定の基本方針

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、渋川市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定する。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの提供体制の確保、地域生活支援事業その他の支援の円滑な実施に関する計画を策定する。

(3) 計画の名称

第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画

(4) 計画策定の体制

ア 計画の策定を円滑に進めるため、別に定める設置要綱に基づき「第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定委員会」を設置する。

イ 計画に市民各階層からの幅広い意見を適切に反映させるため、別に定める設置要綱に基づき「第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定懇話会」を設置する。

ウ 計画策定に係る点検等を渋川地域自立支援協議会に付議する。

(5) 計画策定年度及び計画期間

ア 平成28年度・・・計画策定に伴う基礎調査、障害者等の心身の状況等の調査等
国や県の動向把握及び実施済み団体の状況把握

イ 平成29年度・・・計画策定

ウ 計画期間・・・平成30年度から平成32年度まで

2 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定について、市民各階層からの幅広い意見を踏まえ、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す計画とするため、第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は市長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

(協議事項)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1) 計画の策定に係る基礎調査に関する事項

(2) 計画の策定に関する事項

(3) その他計画策定に必要な事項

(役員及び会議)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 懇話会は、会長が招集し、これを主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 懇話会には、必要に応じて事案に関係する者を出席させることができる。

5 懇話会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見の反映)

第5条 懇話会における意見は、第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定委員会等において総合調整の上、計画に反映させるものとする。

(設置期間)

第6条 懇話会の設置期間は、この要綱の施行日から平成30年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

	氏名	団体名
会長	星名建市	渋川地区障害者福祉協議会
副会長	眞下宗司	市内障害者福祉施設
委員	中澤広行	渋川市身体障害者福祉協会
委員	佐久間功	渋川市社会福祉協議会
委員	萩原勉	民生委員児童委員
委員	飯塚秀利	障害福祉なんでも相談室
委員	川島理	渋川地区医師会
委員	浦野喜美子	渋川保健福祉事務所
委員	狩野俊輔	渋川市小・中学校長会
委員	荒木洋子	渋川市特別支援学校
委員	赤井良雄	渋川公共職業安定所
委員	新井光久	市内企業代表
委員	石田守	市民代表

3 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画（以下「計画」という。）策定を円滑に進めるため、第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、保健福祉部長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。

- 2 委員長は、委員会の事務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、この要綱施行の日から第2条に掲げる計画策定事務が終了するまでとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

	氏 名	職 名
委員長	諸 田 尚 三	保健福祉部長
副委員長	酒 井 幸 江	高齢福祉課長
委 員	酒 井 雅 典	職員課長
委 員	儘 田 清	企画課長
委 員	後 藤 照 明	スポーツ課長
委 員	千 木 良 典 行	保険年金課長
委 員	田 中 良	市民生活課長
委 員	橋 爪 豊	こども課長
委 員	齋 藤 綾 子	地域包括支援センター所長
委 員	清 水 哲 郎	健康管理課長
委 員	木 村 毅	商工振興課長
委 員	遠 藤 成 宏	建築住宅課長
委 員	佐 藤 晋 司	都市計画課長
委 員	名 塚 浩	学校教育課長
委 員	萩 原 幸 男	生涯学習課長

4 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定の経過

年 月 日	策定経過	
平成28年 8月30日	第1回策定懇話会	1 会長選出について 2 副会長の選出について 3 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画の概要について 4 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画アンケート調査について
平成28年 9月30日 〃 10月21日	アンケート調査実施	対象者 1 身体障害者 2 知的障害者 3 精神障害者 4 その他の市民 5 障害者団体 6 障害福祉サービス提供事業所
平成29年 2月10日	第2回策定懇話会	1 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画アンケート調査集計結果報告について 2 国の動向及び類似自治体の比較について
平成29年 7月26日	第1回策定委員会	1 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定概要について 2 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画アンケート調査集計結果報告について 3 国の動向及び類似自治体等の比較について 4 計画の構成について(第1部総論及び第2部障害者計画) 5 第1部総論(案)及び第2部障害者計画(案)について
平成29年 9月 8日	第3回策定懇話会	1 計画の構成について(第1部総論及び第2部障害者計画) 2 第1部総論(案)及び第2部障害者計画(案)について 3 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定スケジュール(案)について
平成29年10月19日	第2回策定委員会	1 第1部総論(案)及び第2部障害者計画(案)について 2 第3部障害福祉計画・障害児福祉計画(案)及び第4部計画の推進(案)について 3 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定スケジュール(案)について

年 月 日	策定経過	
平成29年11月 8日	第4回策定懇話会	1 第1部総論(案)及び第2部障害者計画(案)について 2 第3部障害福祉計画・障害児福祉計画(案)及び第4部計画の推進(案)について 3 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定スケジュール(案)について
平成29年11月20日	部長会議へ報告	第4期渋川市障害者計画(案)及び第5期渋川市障害福祉計画(第1期渋川市障害児福祉計画)(案)について
平成29年11月21日	県障害政策課のヒアリング	第5期障害福祉計画における成果目標及びサービス必要量見込み(中間報告)
平成29年12月 7日	渋川市議会教育福祉常任委員会協議会へ協議	第4期渋川市障害者計画(案)及び第5期渋川市障害福祉計画(第1期渋川市障害児福祉計画)(案)について
平成29年12月18日 ～ 平成30年 1月17日	市民意見公募*の実施	閲覧場所 1 市役所社会福祉課 2 市役所市民ロビー 3 第二庁舎2階入口 4 各行政センター 5 市ホームページ
平成29年12月21日	渋川地域自立支援協議会へ意見聴取	第4期渋川市障害者計画(案)及び第5期渋川市障害福祉計画(第1期渋川市障害児福祉計画)(案)について(意見受付期間平成30年1月15日まで)
平成30年 2月 8日	第5回策定懇話会	1 第4期渋川市障害者計画(案)及び第5期渋川市障害福祉計画(案)に対する市民意見公募結果について 2 第4期渋川市障害者計画(案)及び第5期渋川市障害福祉計画(案)の変更箇所について 3 第4期渋川市障害者計画(案)及び第5期渋川市障害福祉計画(案)概要版について 4 第4期渋川市障害者計画及び第5期渋川市障害福祉計画策定スケジュール(案)について

年 月 日	策定経過	
平成30年 2月19日	庁議へ報告	第4期渋川市障害者計画(案)及び第5期渋川市障害福祉計画(第1期渋川市障害児福祉計画)(案)について
平成30年 3月 1日 ? 平成30年 4月 2日	市民意見公募実施結果の公表	意見数 0件 公表場所 1 市役所社会福祉課 2 市役所市民ロビー 3 第二庁舎2階入口 4 各行政センター 5 市ホームページ 6 広報しぶかわ(平成30年3月1日号)
平成30年 3月 5日	渋川市議会教育福祉常任委員会協議会へ報告	第4期渋川市障害者計画(案)及び第5期渋川市障害福祉計画(第1期渋川市障害児福祉計画)(案)について

5 事業一覧

第1章 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称		
1 お互いの理解の促進	①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及、啓発活動の充実	1	障害者等理解促進研修・啓発事業	
		2	知的障害者福祉月間広報事業	
		3	図書資料購入事業	
	②交流・ふれあいの場の拡大及び支援		4	生涯学習推進事業
			5	ふれあいサロン推進事業
			6	地域ふれあい活動事業
			7	身体障害者文化教養講座実施事業
			8	聴覚障害者教養講座実施事業
2 意思疎通支援の充実	①手話言語条例施行後の取組	9	手話教室開催事業	
		10	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	
		11	手話通訳者設置事業	
		12	手話奉仕員養成講座実施事業	
		13	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）	
	②情報入手手段の充実		14	声の広報発行事業
			15	朗読奉仕員養成講座
			16	日常生活用具等給付事業
3 権利擁護及び差別の解消の推進	①日常生活自立支援事業の利用の促進	17	日常生活自立支援事業	
	②成年後見制度の利用支援	18	成年後見制度利用支援事業	
	③障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける配慮	19	渋川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領	
	④障害者差別解消法に基づく相談窓口及び協議会の設置	20	障害者相談支援事業	
		21	渋川地域自立支援協議会	
4 障害者の虐待防止	①障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援	22	障害者虐待防止対策事業	
		23	家庭児童相談事業	
	②障害者虐待防止のためのネットワーク	24	渋川地域自立支援協議会（再掲）	
5 福祉教育の充実と交流教育の推進	①福祉教育体制の整備	25	魅力ある学校づくり推進事業	
		26	福祉学習支援事業	
	②インクルーシブ教育の推進	27	魅力ある学校づくり推進事業（再掲）	
		28	魅力ある学校づくり推進事業（再掲）	
③福祉に関する啓発や実践活動の推進				

(第1章 続き)

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
6 NPO活動・ボランティア活動及び障害者団体の支援	①NPO・ボランティア活動の体制づくり	29	NPO・ボランティア支援事業
		30	社会福祉協議会ボランティアセンター
		31	ボランティアの組織化事業
	②NPO・ボランティアの育成	32	NPO・ボランティア支援事業（再掲）
		33	ボランティア活動支援事業
		34	手話奉仕員養成講座実施事業（再掲）
		35	朗読奉仕員養成講座（再掲）
	③市民のボランティア体験の場の拡大	36	ボランティアの日事業
	④障害者団体の支援	37	障害者団体の支援

第2章 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
1 就学前療育の充実	①保育所・幼稚園の障害児療育の推進	38	障害児等保育運営補助事業
		39	公立保育所
		40	公立幼稚園
		41	民間保育園運営事業
	②発達障害・就学・療育等の相談体制の充実	42	障害者相談支援事業（再掲）
		43	家庭児童相談事業（再掲）
		44	心身障害児早期療育指導委員会
③一貫した早期療育体制づくり	45	言語指導教室運営事業	
	2 教育の充実	①早期からの一貫した教育支援及び進路指導体制の充実	46
47			教育支援事業
②特別支援教育の充実		48	教職員研修事業（特別支援教育研修会）
		49	特別支援教育支援員配置事業
		50	学習障害・注意欠陥多動性障害等通級指導教室運営事業
		51	教育支援事業(再掲)
		52	言語指導教室運営事業（再掲）
		53	特別支援学級運営事業
54	特別支援教育就学奨励費		

第3章 働く喜びに満ちた就労機会の拡大

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
1 雇用の促進と安定	①就労の場の確保と拡大	55	障害者雇用奨励事業 (社会福祉センター日常清掃業務委託)
		56	障害者就労施設等からの物品等の優先調達
		57	渋川地域自立支援協議会 (就労支援部会)
	②就労後の就労定着相談	58	渋川地域自立支援協議会 (就労支援部会) (再掲)
2 就労機会の拡大	①地域活動支援センターの実施	59	地域活動支援センター事業

第4章 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービス

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
1 相談・情報提供体制の整備	①障害者福祉サービスの広報	60	障害者福祉サービスのしおり配布、ホームページ掲載
		61	広報しぶかわ掲載
	②障害者相談支援事業の充実	62	障害者相談支援事業 (再掲)
2 障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービス等の実施	63	渋川地域自立支援審査会運営
		64	障害児通所支援事業
		65	障害者自立支援給付事業
	②地域生活支援事業の充実	66	障害者等理解促進研修・啓発事業 (再掲)
		67	身体障害者温泉療養訓練事業
		68	身体障害者文化教養講座実施事業 (再掲)
		69	聴覚障害者教養講座実施事業 (再掲)
		70	障害者スポーツ・レクリエーション実施事業
		71	ボランティア活動支援事業 (再掲)
		72	障害者相談支援事業 (再掲)
		73	成年後見制度利用支援事業 (再掲)
		74	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (再掲)
		75	手話通訳者設置事業 (再掲)
		76	日常生活用具等給付事業 (再掲)
		77	手話奉仕員養成講座実施事業 (再掲)
		78	移動支援事業
		79	地域活動支援センター事業 (再掲)
80	福祉ホーム事業		
81	訪問入浴サービス事業		
82	日中一時支援事業		

(第4章 続き)

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
2 障害福祉サービス等の充実	②地域生活支援事業等の充実	83	サービスステーション・登録介護事業
		84	声の広報等発行事業（再掲）
		85	身体障害者自動車改造費補助事業
		86	更生訓練費事業
		87	障害者虐待防止対策事業（再掲）
3 生活安定施策の充実	①年金・手当などの制度の周知	88	特別障害者手当等給付事業
		89	心身障害者扶養共済事業
	②住まい・居場所の充実	90	障害者相談支援事業（再掲）
		91	福祉ホーム事業（再掲）
4 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	①スポーツ活動の推進	92	障害者スポーツ大会参加者壮行会実施
		93	スポーツ活動の機会と場の提供
	②レクリエーション活動の支援	94	ゆうあいピック記念温水プール利用促進事業
		95	身体障害者温泉療養訓練事業（再掲）
		96	障害者スポーツ・レクリエーション実施事業（再掲）
		97	身体障害者文化教養講座実施事業（再掲）
③芸術文化活動の支援	98	聴覚障害者教養講座実施事業（再掲）	

第5章 健やかで安心して暮らせる保健・医療

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
1 早期発見・早期療育体制の整備	①早期発見・早期療育体制の整備	99	精神保健福祉相談事業
		100	子育て相談
		101	子育て教室
		102	すこやか子育て発達支援事業
		103	難聴児補聴器購入支援事業
		104	5歳児健診事業（仮称）
	②行政、関係機関等とのネットワークづくり	105	心身障害児早期療育指導委員会（再掲）
2 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成	①健康・医療・リハビリテーション等の相談体制の充実	106	健康相談
		107	精神保健福祉相談事業（再掲）
		108	総合相談
		109	しぶかわ健康ダイヤル24
		110	障害者相談支援事業（再掲）

(第5章 続き)

基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
2 医療・リハビリテーションの相談体制の充実及び医療費の助成	②医療費の助成	111	高齢重度障害者医療費助成
		112	心身障害者（児）医療費助成
		113	精神通院医療費助成
3 難病患者及び在宅重度障害者への支援	①難病患者への支援	114	特定疾患患者等見舞金支給事業
	②居宅生活支援事業の実施	115	在宅重度身体障害者理美容サービス事業
		116	在宅重度身体障害者布団丸洗いサービス事業

第6章 人にやさしい快適なまちづくり

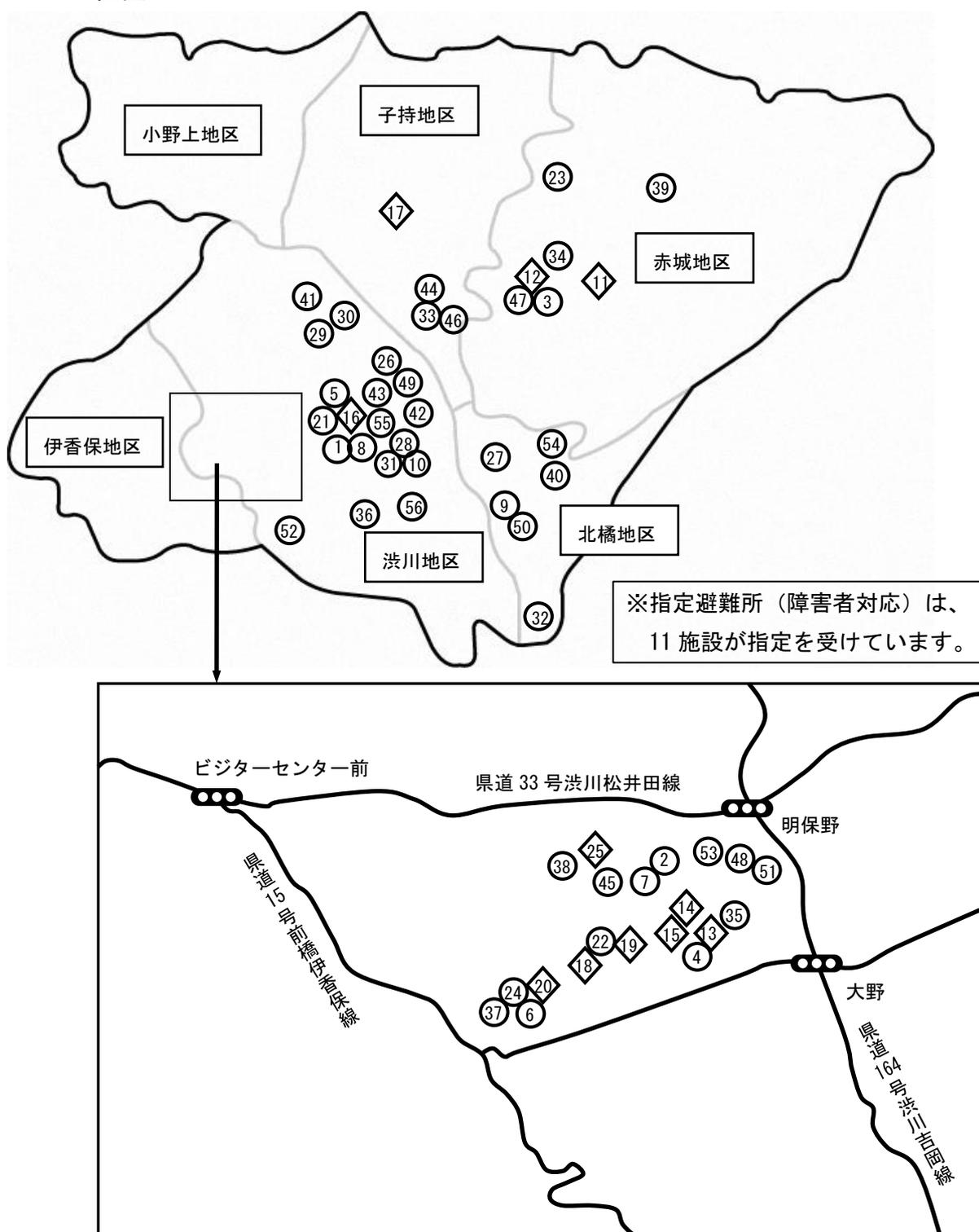
基本施策	具体的施策	具体的事業等の名称	
1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	①障害者等に配慮した住宅の整備	117	重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業
		118	日常生活用具等給付事業（再掲）
		119	市営住宅バリアフリー化事業
	②公共的施設などの改善整備	120	町内会館建設事業
2 交通・移動手段の整備充実	①移動支援サービスの充実	121	生活に身近な道路整備事業
		122	バス交通活性化推進事業
		123	じん臓機能障害者等通院交通費助成事業
		124	福祉ハイヤー助成事業
		125	介護者用車両購入費補助事業
		126	身体障害者自動車改造費補助事業（再掲）
		127	福祉有償運送運営協議会運営
		128	福祉車両貸出事業
129	在宅福祉移送サービス		
3 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）	①防犯・防災などの安全確保対策の推進	130	ひとり暮らし障害者緊急通報システム設置事業
	②消費者被害対策の啓発・推進	131	消費生活センター運営事業
		132	要援護者個別支援プランの登録
		133	指定避難所（障害者対応）の指定
		134	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（緊急時）（再掲）
③災害時の避難支援の体制整備			

6 第3期障害者計画期間に拡充等してきた事業例

No.	項目	詳細
1	障害のある人への理解の促進	<p>障害者等理解促進研修・啓発事業</p> <p>障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害福祉サービス事業所等の生産活動又は創作的活動の紹介を行うとともに、障害福祉サービス事業所等で製作された物品等の販売を通じて、地域社会への働きかけを行うことにより、共生社会の実現を図る。</p> <p>開始時期：平成27年10月 平成27年度参加事業所実績 3事業所</p>
2	意思疎通支援の充実	<p>手話言語条例の制定</p> <p>手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者の手話による意思疎通を行う権利を尊重し、手話を学ぶ機会の確保を図り、市民の理解の促進、手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に努める。</p> <p>制定日：平成29年4月</p>
3	意思疎通支援の充実	<p>手話教室開催事業</p> <p>一般市民向け、医療機関従事者向け及び観光業従事者向けの手話教室を開催し、ろう者及び手話への理解を深め、手話の普及を促進することによって、手話を使用しやすい環境の整備を目指す。</p> <p>開始時期：平成29年4月</p>
4	行政サービスにおける配慮	<p>渋川市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の制定</p> <p>平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、不当な差別的取扱い禁止及び行政サービスにおける合理的配慮に努めるとともに、職員に対して必要な研修及び啓発を行い、障害を理由とする差別の解消の推進を図る。</p> <p>開始時期：平成28年4月</p>
5	差別の解消の推進	<p>障害者差別解消法に基づく相談窓口及び協議会の設置</p> <p>障害のある人やその家族その他関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じて解決を図るため、相談窓口を設置する。</p> <p>地域の関係機関が行う障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、協議会を設置する。</p> <p>開始時期：平成28年4月</p>
6	障害児支援の充実	<p>すこやか子育て発達支援事業</p> <p>就学前の児童を対象に心理士・言語聴覚士・作業療法士・保育士・保健師などの専門的な人材による発達相談や集団活動を行うとともに、教育委員会による就学相談を行い疾病や障害を早期発見・早期療育体制整備の推進を図る。</p> <p>開始年度：平成29年4月</p>

7 市内の福祉施設及び指定避難所（障害者対応）

配置図



※ 上記の配置図は、P129～P135からの「市内の福祉施設」に振られている番号を「○」で囲み示しています。また、P135の「指定避難所（障害者対応）」にも指定されている福祉施設は、番号を「◇」で囲み示しています。

(1) 市内の福祉施設

※No.は地図上の番号

相談窓口

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号
1	(NPO) 渋川広域障害保健福祉事業者協議会 「渋川広域障害福祉なんでも相談室」	渋川1760番地1	0279-30-0294 FAX 30-0322
2	(医財) 大利根会 「地域活動支援センターあじさい」	渋川3641番地6	0279-25-3377 FAX 25-3378

一般・特定・障害児相談支援事業所

■一般・特定・障害児相談支援事業所

○一般相談支援事業所…入所又は入院している障害者の地域における生活への移行や、障害者の地域での生活を支援します。(地域移行支援・地域定着支援)

○特定相談支援事業所…障害福祉サービス等を適切に利用するための計画を作成します。

○障害児相談支援事業所…障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成します。

※対象者欄の「特定無し」は、身体障害・知的障害・精神障害・障害児を担当します。

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	主な対象	指定の種類
3	(社福) 赤城会 「相談支援事業所あかぎ」	赤城町津久田194番地19	0279-25-8336 FAX 56-4477	特定無し	特定 障害児
4	(社福) 三愛荘 「相談支援事業所よりどころ」	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	特定無し	特定 障害児
5	(社福) 誠光会 「誠光荘相談支援事業所」	渋川2908番地1	0279-25-1055 FAX 22-4880	特定無し	一般 特定 障害児
6	(社福) 恵の園 「相談支援事業所ぶどうの木」	渋川4418番地	0279-22-1730 FAX 23-8147	特定無し	特定 障害児
7	(医財) 大利根会 「あじさい相談支援事業所」	渋川3641番地6	0279-25-3377 FAX 25-3378	精神障害者	一般 特定
8	(NPO) 渋川広域障害保健福祉事業者協議会「渋川広域障害福祉なんでも相談室」	渋川1760番地1	0279-30-0294 FAX 30-0322	特定無し	一般 特定 障害児
9	(NPO) ビューティフルデイズ 「相談支援事業所美輪」	北橋町真壁1938番地7	0279-25-8370 FAX 25-8370	特定無し	特定 障害児
10	(NPO) トポスはなみずき 「トポスはなみずき相談支援事業所」	渋川1816番地40日新ビル	0279-25-7239 FAX 25-7239	身体障害者 知的障害者 精神障害者	一般 (移行) 特定

障害者総合支援法施設

■障害者支援施設（入所支援）

No.	経営主体「名称」	住所	電話番号	定数
11	(社福) 赤城会「あかぎ育成園」	赤城町津久田3998番地2	0279-56-2416 FAX 56-8085	入所支援105
12	(社福) 赤城会「しきしま」	赤城町津久田194番地8	0279-56-2847 FAX 56-2267	入所支援80
13	(社福) 三愛荘「かおる園」	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援60
14	(社福) 三愛荘「清泉園」	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援73
15	(社福) 三愛荘「さくら園」	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援40
16	(社福) 誠光会「誠光荘」	渋川2908番地1	0279-25-1055 FAX 22-4880	入所支援95
17	(社福) 高嶺会「並木路荘」	中郷2684番地615	0279-53-2301 FAX 53-2308	入所支援30
18	(社福) 恵の園「あけぼのホーム」	渋川3645番地17	0279-24-1488 FAX 24-1488	入所支援50
19	(社福) 恵の園「めぐみの里」	渋川3644番地1	0279-23-6601 FAX 23-8147	入所支援80
20	(社福) 恵の園「グレイスホーム」	渋川4417番地	0279-22-1730 FAX 23-8147	入所支援30

■障害福祉サービス事業所（日中活動）

No.	経営主体「名称」	住所	電話番号	サービス事業別定員	主な対象
21	(社福) 誠光会 「デイサービス桜林館」	渋川2908番地1	0279-25-1055 FAX 22-4880	生活介護(30)	身体
22	(社福) 恵の園 「エステル」	渋川3646番地3	0279-22-1768 FAX 23-8147	就労継続支援B型(38)	知的
23	(社福) 恵の園 「シャローム」	赤城町津久田1700	0279-56-8510 FAX 56-8520	就労継続支援B型(20)	知的
24	(社福) 恵の園 「ベテル」	渋川4418番地	0279-22-1730 FAX 23-8147	就労移行支援(10) 就労継続支援B型(30)	身体

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	サービス事業別定員	主な対象
25	(医財) 大利根会 「あけぼの」	渋川3641番地6	0279-25-3378 FAX 25-3378	生活訓練(20) 宿泊型自立訓練(20)	精神
26	(NPO) ぼれぼれ 「あいぼーと あすなろ」	金井字東浦1841番1	0279-22-4649 FAX 25-7373	就労移行支援(6) 就労継続支援B型(20)	知的 精神
27	(NPO) あおいやね 「群馬エレックス」	北橋村上南室450番6	0279-52-4183 FAX 52-3450	就労継続支援A型(20)	知的
28	(NPO) ハンドインハン ド「すばる」	渋川2078番地26	0279-26-3640 FAX 26-3640	就労継続支援B型(20)	身体 知的 精神
29	(NPO) サポートハウス なずな「はこべら」	川島1122番地	0279-26-3006 FAX 26-3393	就労継続支援B型(40)	知的 精神
30	(NPO) サポートハウス なずな「なずな」	川島1532番地2	0279-24-0568 FAX 24-9622	就労継続支援B型(20)	知的 精神
31	(NPO) トポスはなみず き「トポスはなみずき相 談支援事業所」	渋川1816番地40 日新ビル2階	0279-25-7239 FAX 25-7239	就労継続支援B型(20)	身体 知的 精神
32	(NPO) カラフル 「カラフル」	北橋町下箱田626番 地28	027-289-8547 FAX 289-8548	就労継続支援B型(20)	知的 精神
33	独立行政法人 国立病院機構 「渋川医療センター」	白井383番地	0279-23-1010 FAX 23-1011	療養介護(100)	身体

■グループホーム

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数	主な対象
34	(社福) 赤城会「せせらぎホーム」	赤城町津久田188番地38	0279-25-8336	5	知的
	(社福) 赤城会「やまびこホーム」	赤城町津久田200番地10	0279-25-8336	5	知的
	(社福) 赤城会「敷島ホーム」	赤城町津久田173番地6	0279-25-8336	7	知的
	(社福) 赤城会「かわせみホーム」	赤城町津久田214番地7	0279-25-8336	5	知的
35	(社福) 三愛荘「第1若草寮第1ホーム」	渋川4163番地3	0279-22-1027	6	知的
	(社福) 三愛荘「第1若草寮第2ホーム」	渋川4163番地3	0279-22-1027	6	知的
	(社福) 三愛荘「第1若草寮あかねホーム」	渋川3668番地7	0279-22-1027	6	知的
	(社福) 三愛荘「第1若草寮ゆうすげホーム」	渋川3576番地7	0279-22-1027	6	知的

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数	主な対象
36	(社福) 誠光会 「ひかり1号館」	有馬字宮前1566番地2	0279-25-1055	8	身体
	(社福) 誠光会 「ひかり2号館」	有馬字宮前1566番地2	0279-25-1055	8	身体
37	(社福) 恵の園 「バルナバホーム」	渋川4411番地2	0279-23-6601	5	知的
	(社福) 恵の園 「さくらホーム」	渋川99番地5	0279-23-6601	4	知的
	(社福) 恵の園 「ダビデホーム」	渋川3637番地17	0279-23-6601	6	身体
	(社福) 恵の園 「クロスホーム」	渋川4123番地7	0279-23-6601	7	身体
38	(医財) 大利根会 「さくら1号」	渋川3651 番地1	0279-22-6116	6	精神
	(医財) 大利根会 「さくら2号」	渋川3651 番地1	0279-22-6116	6	精神
	(医財) 大利根会 「さくら3号」	渋川3651 番地1	0279-22-6116	6	精神
	(医財) 大利根会 「さくら4号」	渋川3651 番地1	0279-22-6116	6	精神
	(医財) 大利根会 「さくら5号」	渋川3651 番地1	0279-22-6116	6	精神
39	(医法) 群馬会 「赤城リカバリーハウス」	赤城町北赤城山78番地	0279-56-8055	10	精神
	(医法) 群馬会 「赤城ソーバーハウス」	赤城町北赤城山80番地	0279-56-8055	10	精神
40	(医法) 橘会 「かつこう1号」	北橘町上南室25番地6	0279-52-7070	10	精神
	(医法) 橘会 「かつこう2号」	北橘町上南室25番地6	0279-52-7070	10	精神
	(医法) 橘会 「かつこう3号」	北橘町上南室25番地6	0279-52-7070	10	精神
	(医法) 橘会 「かつこう4号」	北橘町上南室25番地6	0279-52-7070	10	精神
	(医法) 橘会 「かつこう5号」	北橘町上南室25番地6	0279-52-7070	20	精神
	(医法) 橘会 「グループホームひばり」	北橘町上南室167番地5	0279-52-3956	20	精神
41	(NPO) サポートハウス なずな 「第1なずなホーム」	川島1789番地1	0279-24-0568	4	精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第2なずなホーム」	川島1780番地1	0279-24-0568	3	精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第3なずなホーム」	祖母島1078番地	0279-24-0568	4	精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第4なずなホーム」	川島1780番地1	0279-24-0568	7	精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第5なずなホーム」	渋川3649番地12	0279-24-0568	4	精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第6なずなホーム」	北牧812番地5	0279-24-0568	4	精神
	(NPO) サポートハウス なずな 「第7なずなホーム」	渋川3664番地32	0279-24-0568	4	精神

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数	主な対象
42	P. S. サポート(株) 「ぼーるすたー」	金井424番地1	0279-23-1140	4	知的
	P. S. サポート(株) 「ぼらりす」	金井424番地1	0279-23-1140	6	知的
	P. S. サポート(株) 「ぼれーる」	金井424番地1	0279-23-1140	4	知的
43	(有)深英会 「ドリームタウン渋川」	金井626番地	0279-25-8511	9	知的

※配置図への標記は一部、経営主体の位置で標記しています。

■地域活動支援センター

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数	種別
44	(NPO) ハンドインハンド 「かえでの園」	吹屋658番地78	0279-25-3761 FAX 25-3761	20	Ⅲ型
45	(医財) 大利根会 「あじさい」	渋川3641番地6	0279-25-3377 FAX 25-3378	20	I型

児童福祉施設等

■医療型障害児入所施設

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
46	独立行政法人国立病院機構「渋川医療センター」(※指定医療機関)	白井383番地	0279-23-1010 FAX 23-1011	100

■福祉型障害児入所施設

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
47	(社福) 赤城会 「しきしま学園」	赤城町津久田194番地37	0279-56-2847 FAX 56-2267	12

■児童発達支援事業所

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
48	(社福) 三愛荘 「ひまわり園」	渋川3667番地2	0279-25-0876 FAX 26-2050	20

■放課後等デイサービス事業所

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
49	(NPO) ピーチ 「あんず」	金井741番地	0279-24-1100 FAX 24-1176	10
50	(NPO) ビューティフルデイズ 「琳琳」	北橘町真壁1938番地7	0279-25-8370 FAX 25-8370	10
	(NPO) ビューティフルデイズ 「第2琳琳」	北橘町真壁1938番地2	0279-25-8720 FAX 25-8720	10
51	(社福) 三愛荘 「さんふらわあ」	渋川3667番地2	0279-25-0876 FAX 26-2050	10

その他の施設

■障害者スポーツ施設

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号
52	(社福) 群馬県社会福祉事業団 「ゆうあいピック記念温水プール」	行幸田3011番地	0279-25-3033 FAX 25-3034

■精神科デイケア施設

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
53	(医財) 大利根会 「榛名病院」	渋川3658番地20	0279-22-1970 FAX 25-1132	30
54	(医法) 橘会 「デイナイトケアそよかぜ」	北橘町上南室167番地5	0279-60-1890 FAX 60-1890	50
55	(医財) 大利根会 「いざみ医院」	渋川2194番地2	0279-25-1388 FAX 25-1388	30
56	北毛保健生活協同組合 「北毛病院」	有馬237番地1	0279-24-1234 FAX 24-3834	15

(2) 指定避難所 (障害者対応)

※No.は地図上の番号

No.	経営主体 「名称」	住所	電話番号	定数
11	(社福) 赤城会 「あかぎ育成園」 (再掲)	赤城町津久田3998番地2	0279-56-2416 FAX 56-8085	入所支援105
12	(社福) 赤城会 「しきしま」 (再掲)	赤城町津久田194番地8	0279-56-2847 FAX 56-2267	入所支援80
13	(社福) 三愛荘 「かおる園」 (再掲)	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援60
14	(社福) 三愛荘 「清泉園」 (再掲)	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援73
15	(社福) 三愛荘 「さくら園」 (再掲)	渋川3668番地4	0279-22-1027 FAX 22-1441	入所支援40
16	(社福) 誠光会 「誠光荘」 (再掲)	渋川2908番地1	0279-25-1055 FAX 22-4880	入所支援95
17	(社福) 高嶺会 「並木路荘」 (再掲)	中郷2684番地615	0279-53-2301 FAX 53-2308	入所支援30
18	(社福) 恵の園 「あけぼのホーム」 (再掲)	渋川3645番地17	0279-24-1488 FAX 24-1488	入所支援50
19	(社福) 恵の園 「めぐみの里」 (再掲)	渋川3644番地1	0279-23-6601 FAX 23-8147	入所支援80
20	(社福) 恵の園 「グレイスホーム」 (再掲)	渋川4417番地	0279-22-1730 FAX 23-8147	入所支援30
25	(医財) 大利根会 「あけぼの」 (再掲)	渋川3641番地6	0279-25-3378 FAX 25-3378	入所支援20

8 障害者団体の紹介

団体名(正式名称)	渋川市重度心身障害児(者)を守る親の会(ひまわりの会)
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号：(0279) 25 - 0500
組織構成	身体障害のある人の家族、知的障害のある人の家族及び支援者
団体の目的	心身障害児(者)を守りその福祉の増進の他、会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅心身障害児(者)の教育・生活・職業相談 ・施設及び会社見学 ・野外訓練を兼ねたレクリエーション ・市との意見交換会 ・その他心身障害児(者)の福祉の増進に関すること

団体名(正式名称)	渋川市身体障害者福祉協会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号：(0279) 25 - 0500
組織構成	身体障害のある人、身体障害のある人の家族及び支援者
団体の目的	意見交換や会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉療養事業、軽スポーツ大会、文化教養講座(各年1回) ・カラオケ交流会、囲碁将棋大会(県行事、各年1回) ・文化教養講座(各支部)

団体名(正式名称)	渋川市聴覚障害者福祉協会
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	聴覚障害のある人及び聴覚障害のある人の家族
団体の目的	聴覚障害者の福祉向上や更正の他、会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会(月1回) ・教養講座(年4回) ・相談会(毎週木曜日)

団体名(正式名称)	渋川市手をつなぐ育成会
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	知的障害のある人、知的障害のある人の家族及び支援者
団体の目的	障害者(児)が身近な地域で生活を送るために、障害者(児)やその家族を支援し、福祉の増進を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ます釣り大会(年1回) ・市内小中学校の特別支援学級との懇親交流バーベキュー大会(年1回) ・料理教室(年1回) ・研修会(年1回) ・群馬県手をつなぐ育成会の行事への参加(随時)

団体名(正式名称)	渋川地区精神障害者家族会 (いずみ会)
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	精神障害のある人の家族
団体の目的	精神障害に関する学習を行い意見交換や会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・会合(2ヶ月に1度) ・他地区家族会との交流(随時)

団体名(正式名称)	ひまわり園父母の会
問い合わせ先	心身障害児通園施設「ひまわり園」 電話番号：(0279) 25 - 0876
組織構成	ひまわり園を利用する児童の家族
団体の目的	意見交換や会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母会定例会（毎月第2水曜日） ・ 父母会作業（毎週水曜日）

団体名(正式名称)	手話サークルあじさいの会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号：(0279) 25 - 0500
組織構成	手話を使える人、手話に興味がある人
団体の目的	手話を学び聴覚障害者と交流する。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話学習又はレクリエーション（毎週火曜日） ・ 聴覚障害者との交流会（随時）

団体名(正式名称)	手話サークルおりづるの会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 電話番号：(0279) 25 - 0500
組織構成	手話を使える人、手話に興味がある人
団体の目的	手話を学び聴覚障害者と交流する。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話学習又はレクリエーション（毎週金曜日） ・ 聴覚障害者との交流会（随時）

団体名(正式名称)	渋川市北橋町心身障害児（者）父母の会
問い合わせ先	渋川市社会福祉協議会 北橋支所 電話番号：(0279) 20 - 4343
組織構成	障害のある人の家族
団体の目的	意見交換や会員相互の交流により親睦を図る。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・総会（4月）で年間行事承認の上決定 ・役員会（年6回） ・レクリエーション（年2回） ・北橋町を美しくする会の行事への参加（年2回、春・秋） ・群馬県手をつなぐ育成会の行事への参加（随時）

団体名(正式名称)	精神保健福祉ボランティア たんぼぼの会
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	ボランティア
団体の目的	障害のある人へのサポート(サロン等の居場所づくり)の他、施設や病院等が開催する行事等の参加協力を行う。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンたんぼぼ(毎週土曜日) ・出張サロンそよ風、料理教室(各月1回) ・ボランティア養成講座(年1回) ・県の事業に協力(年1回)

団体名(正式名称)	おもちゃの図書館 あそびの広場
問い合わせ先	障害福祉なんでも相談室 電話番号：(0279) 30 - 0294
組織構成	障害のある児童、障害のある児童の家族
団体の目的	障害児の余暇活動支援や情報交換を行う。
主な活動内容 (定期的、随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・あそびの広場(毎週土曜日) ・ボランティアと遊ぶ会(第1土曜日)ELMOプログラム ・いちご狩り ・クリスマス会

9 用語集

【あ行】

インクルーシブ教育

多様な人間性を尊重し、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、自由な社会に参加することをめざして、障害のある人と障害のない人が共に学ぶことです。

NPO

民間非営利組織のことです。利益拡大のためではなく、その使命実現のために活動する組織で、狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO法人）として設立された組織を指し、広義の意味ではボランティア団体をはじめ、市民が一定の公益的な目的を有する社会貢献活動を行う団体をいいます。

【か行】

学習障害（LD）

全般的に知的発達の遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、又は推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたす障害です。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を取得している職員を配置し、地域における相談支援事業者等における専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援及び地域移行に向けた取組を行っています。

権利擁護

自己の権利を表現することが困難な障害者に代わって、援助者が代弁し支援すること、あるいは、自己の意思を主張し権利行使ができるよう支援することです。

高機能自閉症

高機能自閉症は、3歳ぐらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

更生訓練

身体障害者の障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するための訓練のことです。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。たとえば、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、その実施者の過度の負担にならない範囲で提供されるべきものです。

こころのバリアフリー

人々の心の中に潜む、誤解・偏見・差別などの目に見えない固定観念（壁）をなくし、年齢・性別・障害・国籍の違いに関わらず、誰もがお互いの立場を尊重し合い、安心して暮らすことのできる社会を実現するためのテーマのことをいいます。

【さ行】

在宅福祉移送サービス

渋川市社会福祉協議会が実施している事業で、身体障害者や寝たきり高齢者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を目的に福祉車両で医療機関等への移送を行います。利用料は無料としますが使用した燃料費、有料道路料金等の諸費用は利用者負担とします。

しぶかわ健康ダイヤル24

渋川市が実施している事業で、健康に関する知識の啓発、生活習慣の改善、健康の保持増進、疾病予防、介護予防の観点から、市民の皆さんが気軽に利用できる24時間電話健康相談サービス。健康、医療、介護、看護、メンタルヘルスに関する相談を、医師、保健師、看護師等の専門家が24時間体制で受け付けし、分かりやすくアドバイスするものです。また、夜間、休日の医療機関案内や、介護事業者・介護用品などシルバー情報の提供もしています。

渋川広域障害福祉なんでも相談室

渋川広域（渋川市・榛東村・吉岡町）が実施している事業で、平成18年10月に身体的・精神的障害者やその家族の相談に応じる渋川広域障害福祉なんでも相談室が市役所に開設されました。その後、平成21年4月に福祉庁舎（現：社会福祉センター）「ほっとプラザ」の開館とともに移転しました。なんでも相談室では、障害者及びその家族への各種支援の他、学校や就職、生活全般の悩み相談に無料で応じています。平成24年10月には障害者虐待防止センターが設置され、障害者虐待に係る通報等の受理（24時間365日）、障害者及び養護者に対して相談、指導及び助言（家庭訪問・カウンセリング等）、広報その他啓発活動及び緊急時の一時保護のための居室確保などを行っています。

渋川地域自立支援協議会

障害者総合支援法第77条第1項の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす協議の場として位置づけられています。市町村や相談支援事業者のみでは解決が難しい地域の課題やニーズに対して、地域全体で検討し、改善・解決する役割を担っています。

ジョブコーチ制度

対象障害者がその仕事を遂行し、その職場に対応するために、職場にジョブコーチが出向いて、障害特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、障害者の職場適応、定着を図ることを目的としています。障害者本人だけでなく、事業所や障害者の家族も支援の対象とします。

ジョブコーチが行う障害者に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）にスムーズに移行していくことを目指しています。

市民意見公募

行政等が政策等の策定過程において、不特定多数の市民（広く公に（＝パブリック））から意見の提出を求め、市民の意見を考慮しながら、より良い政策等の策定をするための仕組みです。

社会的障壁

障害がある人にとって日常生活又は社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習など）、観念（障害のある人への偏見など）その他一切のものを指します。

社会福祉協議会

全ての市町村に設置された社会福祉法人で、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者・行政機関の協力を得ながら、共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっています。

手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者のために手話通訳を行う人です。

また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに、手話通訳を行う人に対する社会的信頼を高めるため、厚生労働大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した人には「手話通訳士」の称号が付与されます。

自立支援医療受給者証（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある症状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

身体障害

身体障害者福祉法に定める表に掲げる一定以上の障害をいいます。別表に記載されている障害は、視覚障害・聴覚障害・平衡機能障害・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこう又は直腸の機能障害・小腸機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害です。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める表に掲げる一定以上の障害のある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

精神障害

脳をつかさどる判断・理解・推理・批判・分析などの精神機能が十分に機能しないため、精神活動の異常や偏りが生じる障害をいいます。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付される手帳です。医師（精神保健指定医など精神障害の診断又は治療に従事する医師）の診断書をもとに判定されます。

成年後見制度

判断能力が精神上の障害（知的障害・精神障害・認知症など）により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任することによって、本人を法律的に保護し援助する制度です。

【た行】

地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などの事業を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動・生産活動・社会との交流の促進等の事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業等を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉、地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成及び普及啓発等の事業を実施

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等及び自立と生きがいを高めるための事業を実施

Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実

知的障害

厚生労働省で5年ごとに実施される「知的障害児（者）基礎調査」に用いられる定義では、「知的機能障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じるため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人」としています。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に釣り合いなな注意力又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

また、7歳以前に現れ、その状況が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

特定疾患

日本において厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象に指定された疾患のこと。現在は、2014年（平成26年）に、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が成立し、特定疾患から指定難病に移行しています。

特別支援学校

心身に障害のある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために必要な知識・技能を養うことを目的とした学校です。平成19年、学校教育法改正に伴い従来の学校種別の盲学校・聾学校・養護学校が統合されたものです。その後、名称が特別支援学校に変更になってきています。

特別支援教育

平成15年3月に文部科学省の協力者会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害の

ある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言しています。その後、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援を、さらに充実していくこととなっています。

【な行】

難病

法律等による明確な定義はありませんが、国の定めた「難病対策要綱」では、次のように整理されています。

原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題に限らず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病としています。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害のために判断能力が十分でない人が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度です。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害及びその他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、段差等の物理的障壁を取り除くことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁・文化・情報面の障壁・意識上の障壁など全ての障壁を取り除くという意味でも用いられます。

福祉ホーム

症状が相当程度改善している精神障害者の社会復帰及び家庭復帰の援助をするために、生活の場を与えるとともに、社会復帰に必要な指導等を行う施設です。

福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人などが、公共交通機関を使用して移動することが困難な高齢者や障害者等に対して通院・通所・レジャー等を目的に有償で移送を行うサービスです。

ホームヘルパー

家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助、衣類の洗濯、住居等の掃除及び生活必需品の買い物等の生活上の支援を行う職種です。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。

要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者に伝達するために要約筆記を行う人のことです。

要約筆記の方法は、話し手の内容を要約して、それを文字として伝えます。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法を用いて伝達することもあります。

【ら行】

リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と、共に普通に生活できるようにすることであり、その人が持っている全ての能力を最大限に活用した生活への総合的な取組のことです。

療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。



第4期 渋川市障害者計画及び
第5期 渋川市障害福祉計画
(第1期 渋川市障害児福祉計画)

平成30年3月

発行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：(0279)22-2111(代表)

編集 渋川市保健福祉部社会福祉課

